

租税特別措置法等（所得税関係）の改正

目 次	
第一 所得税の見直し関係の改正……………	136
一 所得金額調整控除の創設……………	136
二 青色申告特別控除の改正……………	141
三 公的年金等控除の最低控除額等の特例の改正……………	144
四 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の改正……………	145
第二 金融・証券税制の改正……………	146
一 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等の改正……………	146
二 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等の改正……………	158
三 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正……………	174
四 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の改正……………	177
五 個人が氏名又は住所の変更をした場合の手續の改正……………	179
六 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例の創設……………	184
第三 住宅・土地税制の改正……………	185
一 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正……………	185
二 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正……………	189
三 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正……………	190
四 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の改正……………	192
五 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の改正……………	194
六 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の廃止……………	196
第四 事業所得等に係る税制の改正……………	197
一 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特例控除制度の廃止……………	197
二 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特例控除制度の創設……………	197
三 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特例控除制度の改正（改正後：地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特例控除制度）……………	202
四 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特例控除制度の改正（改正後：地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特例控除制度）……………	204
五 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特例控除制度の改正（改正後：給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特例控除制度）……………	212
六 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特例控除制度の創設……………	221

七 所得税の額から控除される特別控除額の特例の改正……………	224	第五 その他の改正……………	236
八 特定設備等の特別償却制度の改正…	226	一 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の改正……………	236
九 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の改正……………	229	二 消滅時効を援用せずに支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用制度の創設……………	254
十 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却制度の廃止……………	229	三 社会保険診療報酬の所得計算の特例の改正……………	255
十一 企業主導型保育施設用資産の割増償却制度の創設……………	230	四 山林所得に係る森林計画特別控除制度の改正……………	257
十二 倉庫用建物等の割増償却制度の改正……………	232	五 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の改正（改正後：国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税）…	257
十三 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の改正……………	232	六 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る年末調整手続等の改正……………	258
十四 特定災害防止準備金制度の改正…	233	七 光ディスク等による調書等の提出の特例の改正……………	263
十五 農業経営基盤強化準備金制度の改正……………	234		
十六 農用地等を取得した場合の課税の特例の改正……………	235		
十七 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の改正……………	236		

はじめに

平成30年度税制改正においては、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が行われるほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行うこととされ、関係法令の改正が行われました。

このうち所得税関係（国際課税関係を除きます。）の租税特別措置法等の改正では、主に次のような改正が行われました。

① 所得税法の所得税の見直しに併せて、所得金

額調整控除の創設、青色申告特別控除の改正などの所得税の見直し関係の改正

- ② 支払の取扱者が収益の分配等の交付を行う際に、二重課税調整を可能とするための上場株式会社等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等の改正、早期の非課税口座開設を可能とするための非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等の改正などの金融・証券税制の改正
- ③ 居住水準の向上を図るために住替えを支援するという政策目的に資するようにするための特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正などの住宅・土地税制の改正
- ④ デフレ脱却と経済再生に向けた雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正などの事業所得等に係る税制の改正

⑤ 寄附された財産を公益目的の事業に一層柔軟に活用できるようにする等の観点からの公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の改正などのその他の改正

これらの改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、去る3月28日に参議院本会議で可決・成立し、同月31日に平成30年法律第7号として公布されています。また、関係政省令等も、それぞれ次のとおり公布されています。

- ・ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平30.3.31政令第145号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平30.3.31政令第148号）
- ・ 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（平30.3.31政令第149号）
- ・ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平30.3.31政令第151号）
- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平30.3.31財務省令第26号）
- ・ 復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令（平30.3.31財務省令第30号）
- ・ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平30.6.1 財務省令第42号）
- ・ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平30.6.6 財務省令第44号）
- ・ 租税特別措置法施行令第25条の13第13項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件の一部を改正する件（平30.3.31内閣府告示第59号）
- ・ 平成17年国土交通省告示第393号の一部を改正する件（平30.3.31国土交通省告示第558号）
- ・ 平成21年国土交通省告示第685号の一部を改正する件（平30.3.31国土交通省告示第559号）
- ・ 租税特別措置法第10条の2第1項各号及び第42条の5第1項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件を廃止する件（平30.3.31財務省告示第88号）
- ・ 租税特別措置法第11条第1項及び第43条第1項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件（平30.3.31財務省告示第89号）
- ・ 平成27年厚生労働省告示第233号を廃止する件（平30.3.31厚生労働省告示第195号）
- ・ 租税特別措置法施行令第5条の4第1項及び第27条の5第1項に規定する機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものを定める件（平30.3.31経済産業省告示第67号）
- ・ 租税特別措置法施行令第5条の8第6項及び第28条第6項の規定に基づき、租税特別措置法第11条第1項の表の第4号及び第43条第1項の表の第4号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件（平30.3.31経済産業省告示第69号）
- ・ 租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ及びロ(2)の規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（平30.3.31内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）

第一 所得税の見直し関係の改正

一 所得金額調整控除の創設

1 制度創設の趣旨

(1) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

平成30年度税制改正において、前掲「所得税法等の改正」の「第一 所得税の見直し関係の改正」の「一 給与所得控除の改正」のとおり、給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額を195万円（給与所得控除から基礎控除への振替による10万円引下げ分を含みます。）に引き下げることとされましたが、子育て等に対して配慮する観点から、23歳未満の扶養親族を有する者や特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等については、負担増が生じないようにするため、子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除が措置されたところです。これは、子育て等の負担がある者については経済的余裕が必ずしも十二分とは考えられないことから、給与所得控除の見直しにより、負担増とならないように措置されたところです。

(2) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

平成30年度税制改正において、前掲「所得税法等の改正」の「第一 所得税の見直し関係の改正」の「一 給与所得控除の改正」、「二 公的年金等控除の改正」及び「三 基礎控除の改正」のとおり、給与所得控除額及び公的年金等控除額を10万円引き下げるとともに、基礎控除の額を10万円引き上げることとされました。これにより、給与所得、年金所得のいずれかを有する者については、基礎控除との控除額の振替により負担増は生じなくなりますが、給与所得、年金所得の両方を有する者については、給与所得控除額及び公的年金等控除額の両方が10万円

引き下げられることから、基礎控除の額が10万円引き上げられたとしても、給与所得、年金所得の金額によっては、給与所得控除額及び公的年金等控除額の合計額が10万円を超えて減額となり、負担増が生じるケースがあり得ることとなります。このような場合の負担増が生じないようにするために、給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除が措置されたところです。

2 制度の内容

(1) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

① 制度の概要

対象者の総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます（措法41の3の3①⑤）。

② 対象者

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、次に掲げる者とされています。

イ 本人が特別障害者に該当する者

この「特別障害者」とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で一定の者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で一定の者をいうこととされています（措法41の3の3④二、所法2①二十八・二十九、所令10）。以下同じです。

ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者

この「扶養親族」とは、居住者の親族（その居住者の配偶者を除きます。）、児童

福祉法第27条第1項第3号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第6条の4第1項（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法第11条第1項第3号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が48万円以下（平成32年分以後）である者をいいます（措法41の3の3④三、所法2①三十四）。なお、生計を一にする上記の親族、児童又は老人であっても、青色事業専従者として専従者給与の支給を受けている者又は白色事業専従者に該当する者であるときは、上記の所得要件に関係なく、扶養親族に該当しません。以下同じです。

ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

この「同一生計配偶者」とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が48万円以下（平成32年分以後）である者をいいます（措法41の3の3④四、所法2①三十三）。なお、生計を一にする配偶者であっても、青色事業専従者として専従者給与の支給を受けている者又は白色事業専従者に該当する者であるときは、上記の所得要件に関係なく、同一生計配偶者に該当しません。以下同じです。

このハの対象者については、介護世帯への配慮を行うべきという要請から措置されたものです。この控除については給与所得者が対象となりますが、その事務処理は基本的に、源泉徴収義務者である勤め先の企業が年末調整において行うこととなります。特別障害者を対象とすることについては、現行制度上、障害者控除が存在していることから、企業の追加的業務負担もそれほど大きいとは考えられないところです。他方、新たに、要支援・要介護を基準とすること

については、これまでの年末調整にない仕組みであり、企業に新たな事務負担が生じることとなりかねません。こうした点も踏まえ、介護世帯への配慮を行うべきという要請と年末調整事務を行う企業の業務負担等を総合的に勘案し、今回の見直しにおいては、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者を対象とすることとされたところです。

(注) この控除の対象者は、居住者に限定されています。

なお、この控除については、所得税法の扶養控除と異なり、2以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなすこととは、されておりません。よって、例えば、夫婦の両方ともその年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者に該当し、夫婦の両方の23歳未満の扶養親族に該当する子どもがいるような場合には、その夫婦両方が、この控除の適用を受けることができます。

③ 対象者の判定の時期

上記②において、居住者が特別障害者に該当するかどうか又はその者が年齢23歳未満の扶養親族に該当するかどうか若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年12月31日（その居住者がその年の中途において死亡し、又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時）の現況によることとされています。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況によることとされています（措法41の3の3③）。

④ この控除の適用がある場合の所得税法等の適用

この控除の適用がある場合には、所得税法第22条の規定の適用における「総所得金額」の計算については、「給与所得の金額」とあるのは「給与所得の金額からこの控除をした

残額」とすることとされていますので、所得税に関する法令の規定の適用における「総所得金額」の概念については、この控除の適用後の金額となります。よって、例えば、合計所得金額は、所得税法第70条（純損失の繰越控除）及び第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における同法第22条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額とされていますが（所法2①三十）、この場合の「総所得金額」についても、この控除の適用がある場合にはその控除後の金額となります。

また、この控除の適用がある場合における所得税法第69条（損益通算）、第154条（更正又は決定をすべき事項に関する特例）及び第155条（青色申告書に係る更正）における「各種所得の金額」及び「所得別の内訳」についても給与所得の金額については、この控除による控除をした後の金額となります（措令26の5①②）。

なお、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条第5項の規定による徴収の猶予の適用を受けようとする場合において、この控除により控除される金額の見積額があるときには、その猶予額の算定の対象とされる扶養控除などの各種控除の見積額の合計額にこの控除額の見積額を加算することとされています（措令26の5③、災害減免令9、10）。

(2) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

① 制度の概要

対象者の総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます（措法41の3の3②⑤）。

② 対象者

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものとされています。

（注） この控除の対象者は、居住者に限定されています。

③ この控除の適用がある場合の所得税法等の適用

上記(1)④と同様の措置が講じられているほか、公的年金等に係る確定申告不要制度（所法121③）における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、給与所得の金額からこの控除をされる金額を控除して算定することとされています（措法41の3の3⑥）。

(3) 年末調整に係る子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

① 制度の概要

上記(1)の所得金額調整控除は、年末調整において適用できることとされ、居住者が、その年に年末調整の適用を受ける給与等の支払を受けるべき場合において、所得金額調整控除に係る申告書をその給与等の支払者を經由してその給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に提出したときは、給与所得控除後の給与等の金額は、その金額に相当する金額から上記(1)の所得金額調整控除をされる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額とすることとされています（措法41の3の4①）。

② 所得金額調整控除に係る申告書の記載事項

所得金額調整控除に係る申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととされています（措法41の3の4①、措規18の23の3①）。

イ 給与等の支払者の氏名又は名称

ロ 申告書を提出する居住者（以下「申告者」といいます。）の氏名及び住所（国内

に住所がない場合には、居所。以下同じです。）

ハ 年末調整において上記(1)の所得金額調整控除の適用を受けようとする旨

ニ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(イ) 申告者が特別障害者に該当するものとして上記(1)の所得金額調整控除の適用を受けようとする場合 その旨及びその該当する事実

(ロ) 申告者が年齢23歳未満の扶養親族を有するものとして上記(1)の所得金額調整控除の適用を受けようとする場合 その扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び申告者との続柄）並びに合計所得金額又はその見積額

(ハ) 申告者が特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するものとして上記(1)の所得金額調整控除の適用を受けようとする場合 その同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び申告者との続柄）並びにその合計所得金額又はその見積額並びにその同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する旨及びその該当する事実

ホ その他参考となるべき事項

なお、所得金額調整控除に係る申告書を受理した給与等の支払者は、その申告書に、給与等の支払者（個人を除きます。）の法人番号を付記することとされています（措規18の23の3②）。

③ 所得金額調整控除に係る申告書の提出期限
この所得金額調整控除に係る申告書は、給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、提出しなければならないこととされています（措法41の3の4

②）。

④ 所得金額調整控除に係る申告書の提出時期
所得金額調整控除に係る申告書をその提出の際に経由すべき給与等の支払者が受け取ったときは、その申告書は、その受け取った日に税務署長に提出されたものとみなすこととされています（措法41の3の4③）。

⑤ 所得金額調整控除に係る申告書の電磁的方法による提供

給与等の支払を受ける居住者は、所得金額調整控除に係る申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者が所得税法第198条第2項に規定する承認を受けている場合には、その申告書の提出に代えて、給与等の支払者に対し、その申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされています（措法41の3の4④、措規18の23の3③）。

⑥ 所得金額調整控除に係る申告書の電磁的方法による提供をした場合の提供時期

上記⑤の適用がある場合には、所得金額調整控除に係る申告書に記載すべき事項をその提出の際に経由すべき給与等の支払者が提供を受けたときは、所得金額調整控除に係る申告書は、その提供を受けた日に税務署長に提出されたものとみなすこととされています（措法41の3の4⑤）。

⑦ 所得金額調整控除に係る申告書の電磁的方法による提供をした場合の氏名等の記載及び押印

上記⑤の適用がある場合には、国税通則法第124条の規定による氏名及び個人番号の記載並びに押印については、氏名及び個人番号を明らかにする措置であつて次に掲げるものをもって代えることができることとされています（措法41の3の4⑥、措規18の23の3④、所規76の2②③）。

イ 申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書をその申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること。

ロ 給与等の支払者から通知を受けた識別符号（給与等の受領者を他の者と区別して識別するための符号をいいます。）及び暗証符号を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること。

⑧ 所得金額調整控除に係る申告書への個人番号の記載の不要の特例

所得金額調整控除に係る申告書の提出を受ける給与等の支払者が、その申告書に記載されるべき扶養親族又は同一生計配偶者（以下「扶養親族等」といいます。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（その申告書の提出の前に、その扶養親族等に係る居住者から所得金額調整控除に係る申告書又は所得税法第198条第6項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限り。）を備えているときは、その居住者は、上記②にかかわらず、給与等の支払者に提出する所得金額調整控除に係る申告書には、その帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないこととされています。ただし、その申告書に記載されるべき氏名又は個人番号がその帳簿に記載されている扶養親族等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでないこととされています（措法41の3の4⑦）。

この場合において、給与等の支払者が上記の帳簿を作成する場合には、その者は、その帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならないこととされています（措規18の23の3⑤、所規76の2）。

イ 所得金額調整控除に係る申告書に記載された扶養親族等の氏名、住所及び個人番号

ロ その申告書の提出を受けた年月及びその申告書の名称

ハ その他参考となるべき事項

上記の給与等の支払者は、上記の帳簿を、最後にこの特例の適用を受けて提出された所得金額調整控除に係る申告書に係る下記⑨の保存期限まで保存しなければならないこととされています。

また、この特例の適用を受けて所得金額調整控除に係る申告書を提出した居住者がその申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、給与等の支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならないこととされ、その給与等の支払者は、その届出書を受理した場合には、その帳簿の記載事項を、その届出書に記載されている事項に訂正しておかなければならないこととされるとともに、その受理をした届出書を、その受理をした日の属する年の翌年から3年間保存しなければならないこととされています（措規18の23の3⑤、所規76の2）。

⑨ 所得金額調整控除に係る申告書の保存

給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者から受理した所得金額調整控除に係る申告書（給与等の支払者が提供を受けた申告書に記載すべき事項を含みます。この⑨において同じです。）は、税務署長が給与等の支払者に対しその提出を求めるまでの間、給与等の支払者が保存するものとされています。ただし、その申告書に係る提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日後においては、この限りでないこととされています（措規18の23の3⑤、所規76の3）。

⑩ 年末調整に係る所得金額調整控除の所要の読替え

年末調整に係る所得金額調整控除の適用がある場合には、次のとおりとされています。

イ 年末調整に係る所得金額調整控除は、所得税法の源泉徴収制度の枠組みに含むこととされています（措法41の3の4⑧、所法2①四十五）。

ロ 所得金額調整控除に係る申告書は所得税法上の個人番号の記載の不要の特例の適用における従前に提出された申告書に含むこととされ、所得税法上の個人番号の記載の不要の特例の適用において作成する帳簿に

は所得金額調整控除に係る申告書に記載された個人番号等を記載しなければならないこととされています（措法41の3の4⑧、所法198⑥、措規18の23の3⑥、所規76の2⑥）。

ハ 給与所得の源泉徴収票には、給与所得控除後の給与等の金額から年末調整に係る所得金額調整控除をした残額を記載することとされています（措規18の23の3⑥、所規

93①）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)及び(2)の制度は、平成32年分以後の所得税について適用することとされています（改正法附則79）。

(2) 上記2(3)の制度は、平成32年1月1日以後に支払うべき給与等について適用することとされています（改正法附則80）。

二 青色申告特別控除の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告の一層の普及・奨励を図り、適正な記帳慣行を確立し、申告納税制度の実を上げるとともに事業経営の健全化を推進する観点から、次の青色申告特別控除が設けられています。

(1) 10万円の青色申告特別控除

青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人については、その承認を受けている年分（下記(2)の特別控除制度の適用を受けている年分を除きます。）の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額は、所得税法本法の規定により計算したこれらの所得の金額から、次の金額のうちいずれか低い金額を青色申告特別控除として控除した金額とされます（措法25の2①）。

① 10万円

② 青色申告特別控除前のその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額

(2) 65万円の青色申告特別控除

青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人で、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの（所得税法第67条に定めるところにより現金主義を選択する者を除きます。）が、所得税法施行規則第56条か

ら第62条まで及び第64条の規定に定めるところにより、その事業につき帳簿書類を備え付けて、不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る一切の取引の内容を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録している場合には、これらの所得の金額は、これらの所得の金額から次の金額のうちいずれか低い金額を青色申告特別控除として控除した金額とされます（措法25の2③）。

① 65万円

② 青色申告特別控除前のその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額

2 改正の内容

(1) 65万円の青色申告特別控除の引下げ

前掲「所得税法等の改正」の「第一 所得税の見直し関係の改正」の「一 給与所得控除の改正」により給与所得控除の最低保障額が65万円から55万円に引き下げられることに伴い、取引の内容を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円（改正前：65万円）に引き下げることとされました（措法25の2③一）。具体的には、上記1(2)①の金額が55万円に引き下げられています。

(2) 電子帳簿保存又はe-Taxによる電子申告を行っている場合の65万円の青色申告特別控除

取引の内容を正規の簿記の原則に従って記録

している者（上記1(2)の適用を受けることができる者）であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を、65万円とすることとされました（措法25の2③④、措規9の6②～⑤）。

① 電子帳簿保存

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます。）第4条第1項又は第5条第1項の承認を受けて、電子帳簿保存法に定めるところにより、「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること。

（注1） 上記の「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます（電子帳簿保存法2三）。以下同じです。

（注2） 上記の「電子計算機出力マイクロフィルム」とは、電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいうこととされています（電子帳簿保存法2七）。

この場合の電子帳簿保存法に定めるところによる「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」は、具体的には、次のとおりです（措規9の6②～④）。以下これらを「電磁的記録の備付け等」といいます。

イ 電磁的記録の備付け及び保存

電子帳簿保存法に定めるところにより、「電磁的記録の備付け及び保存」を行う必要があります。なお、電子帳簿保存法では、国税に関する帳簿の保存義務者は、その帳簿の全部又は一部について、最初の記録段

階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、記録の真实性及び可視性等の確保に必要となる所定の要件の下で、その承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもってその承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができることとされています（電子帳簿保存法4①、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則3①）。

なお、電子帳簿保存法と同様、電子帳簿保存法第4条第1項の承認を受け、かつ、電子帳簿保存法第5条第3項の承認を受けている場合において、記録の真实性及び可視性等の確保に必要となる所定の要件の下で、その承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っているときは、その保存をもって、上記の帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができることとされています（措規9の6④）。

ロ 電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存

電子帳簿保存法に定めるところにより「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行う必要があります。なお、電子帳簿保存法では、国税に関する帳簿の保存義務者は、その帳簿の全部又は一部について、最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、記録の真实性及び可視性等の確保に必要となる所定の要件の下で、その承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってその承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができることと

されています（電子帳簿保存法5①）。

② e-Taxによる電子申告

その年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、確定申告書に記載すべき事項及びその事業に係る帳簿書類に基づき作成された貸借対照表、損益計算書等に記載すべき事項に係る情報を送信したこと。

具体的には、次のとおりとされています。

イ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第5条第1項の定めるところに従って送信しなければならないこととされています（措規9の6⑤）。具体的には、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して行うこととなります。

ロ 上記イにより送信すべき情報

次の事項に係る情報を送信する必要があります（措規9の6⑤、所規65①）。

(イ) 確定申告書に記載すべき事項（本特例の適用を受けようとする旨及び本特例による控除を受ける金額の計算に関する事項を含みます。）

(ロ) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業につき備え付ける帳簿書類に基づき作成された「貸借対照表及び損益計算書」、「不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書（事業所得の金額のうちに変動所得の金額又は臨時所得の金額がある場合には、変動所得の金額又は臨時所得の金額とその他の事業所得の金額とに区分し、不動産所得の金額のうち臨時所得の金額がある場合には、臨時所得の金額とその他の不動産所得の金額とに区分した明細書）」及び「純損失

の金額の計算に関する明細書」

(注) 上記の送信すべき事項は、現行制度において上記1(2)の控除を受ける際に書面での提出を要することとされているその書面に記載すべき事項であり、e-Taxを推進する観点から、65万円の控除の適用を受けるためには、現行の書面による提出ではなく、e-Taxにより送信することが要件とされているものです。

3 適用関係

(1) 上記2の改正は、平成32年分以後の所得税について適用され、平成31年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則70①）。

(2) 上記2(2)について、平成32年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の備付けを開始する日に、これらの帳簿の電磁的記録の備付け等に係る承認を受けていない場合において、同年中の日であってその承認を受けてこれらの帳簿の電磁的記録の備付け等を開始する日から平成32年12月31日までの間のこれらの帳簿について、電磁的記録の備付け等を行っているときは、上記2(2)①の要件を満たすこととする所要の経過措置が設けられています（改正法附則70②）。

上記2(2)①については、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録の備付け等が要件とされていますので、その年を通して仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録の備付け等が行われることが必要です。

また、電子帳簿保存法上も、国税に関する帳簿書類の保存義務者は、その帳簿書類の電磁的記録による保存について電子帳簿保存法の承認を受けようとする場合には、その承認を受けようとする国税関係帳簿の備付けを開始する日の3月前の日までに、申請書を所轄税務署長等に提出しなければならないこととされ（電子帳簿保存法6①）、その年の帳簿の備付けを開始する時から電磁的記録による保存を行わなければならないこととされていますので、年の中途か

ら電磁的記録の保存を行うことはできないこととされています。よって、通常、所得税については、その年初に帳簿の備付けを開始することから、その3月前の日（通常は前年の9月30日）までにその申請書を提出しなければなりません。

租税特別措置法上は、平成32年分についても年初からその年を通して仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録の備付け等を行わなければ上記2(2)①の要件を満たすこととはなりません、今

回の上記2(2)①の措置が帳簿の電磁的記録の保存に対するインセンティブ措置であり、電磁的記録による保存割合も低調であることも踏まえ、平成32年分に限って、本特例の適用においては、その年の中途からの電磁的記録の保存ができるように措置され、電磁的記録の備付け等を開始する年の中途から年末までの間の仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録の備付け等を行っていれば上記2(2)①の要件を満たすこととする経過措置が講じられたところです。

三 公的年金等控除の最低控除額等の特例の改正

1 改正前の制度の概要

年齢が65歳以上である個人が、その年中の公的年金等の収入金額がある場合における公的年金等控除に係る最低控除額（定額控除及び定率控除の合計額）は、所得税法本法の70万円に代えて、120万円とすることとされています（旧措法41の15の3①）。

なお、その者の年齢が65歳以上であるかどうかの判定は、その年の12月31日（その者が年の中途で死亡し、又は出国する場合には、その死亡又は出国の時）の年齢によることとされています（措法41の15の3④）。

2 改正の内容

前掲「所得税法等の改正」の「第一 所得税の見直し関係の改正」の「二 公的年金等控除の改正」に伴い、65歳以上の者に係る公的年金等控除の最低控除額も引き下げることとされました（措法41の15の3①）。

具体的には、所得税法本法における公的年金等控除における最低控除額が公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額の区分に応じ60万円、50万円、40万円に引き下げられたことに伴

い、本特例の65歳以上の者に係る最低控除額も改正前の120万円から公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額の区分に応じそれぞれ110万円、100万円、90万円に引き下げられました。ただし、65歳以上の者の最低控除額について、65歳未満の者の最低控除額に50万円を加算するということは変わっていません。

なお、上記の「合計所得金額」とは、その年の所得税法第70条（純損失の繰越控除）及び第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における同法第22条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいうこととされています（所法2①三十）。

（注） 租税特別措置法の規定により所得税法上の総所得金額に含めないで別の課税標準に置き換えられている場合がありますが、上記の「総所得金額」には、租税特別措置法の定めにより、その置き換えられたものを含めたところで計算することとされています。以下同じです。

この結果、平成32年分以後の65歳以上の者に係る公的年金等控除額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額及び公的年金等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

(表) 平成32年分以後の65歳以上の者の公的年金等控除額

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額 ×25% + 27.5万円	公的年金等の収入金額 ×25% + 17.5万円	公的年金等の収入金額 ×25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額 ×15% + 68.5万円	公的年金等の収入金額 ×15% + 58.5万円	公的年金等の収入金額 ×15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額 ×5% + 145.5万円	公的年金等の収入金額 ×5% + 135.5万円	公的年金等の収入金額 ×5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

3 適用関係

上記2の改正は、平成32年分以後の所得税につ

いて適用され、平成31年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則81①）。

四 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の改正

1 改正前の制度の概要

家内労働者、外交員、集金人など特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行う者（家内労働者等）の事業所得又は雑所得の所得金額の計算については、これらの所得の金額の計算上その総収入金額から控除する必要経費が65万円未満となるときは、実際の必要経費がなくても、最低65万円までの必要経費の控除ができることとされています（旧措法27）。これは、家内労働者等とパートの方々とのバランスを図る観点から、家内労働者等にも給与所得控除の最低保障額を控除することができることとするものです。

この場合において、その個人が給与所得を有するときは、65万円から給与所得控除額を控除した残額を限度として必要経費の控除ができることとされています。

なお、この必要経費の控除の特例は、いわゆる内職所得者とパート所得者との均衡等を考慮したものであり、この特例による必要経費の控除によって、事業所得又は雑所得の金額が赤字とならな

いよう事業所得又は雑所得の総収入金額（公的年金等に係る収入を除きます。）を限度として控除ができることとされています。

2 改正の内容

前掲「所得税法等の改正」の「第一 所得税の見直し関係の改正」の「一 給与所得控除の改正」及び「三 基礎控除の改正」に伴い、基礎控除及び給与所得控除の金額等を踏まえて設定されていた金額基準について、必要な調整を行うこととされました。その一環として、本特例についても、給与所得控除の最低保障額が65万円から55万円に引き下げられることに伴い、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（改正前：65万円）に引き下げられました（措法27、措令18の2②）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成32年分以後の所得税について適用され、平成31年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則72）。

第二 金融・証券税制の改正

一 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例

① 平成28年1月1日以後に個人又は内国法人（公共法人等を除きます。）若しくは外国法人に対して支払われる上場株式等の配当等の国内における支払の取扱者は、その個人又は内国法人若しくは外国法人にその上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に15%（次の②イに掲げる配当等でその配当等の支払をする内国法人に係る大口株主等に対して交付をするものについては、20%）の源泉徴収税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないこととされています（旧措法9の3の2①）。

② この特例の対象となる「上場株式等の配当等」は、国内において支払われる次に掲げる所得税法第23条第1項に規定する利子等又は同法第24条第1項に規定する配当等のうち一定のものであります（旧措法9の3の2①）。

イ 株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして次に掲げる株式等の利子等又は配当等

(イ) 店頭売買登録銘柄として登録された株式及び店頭転換社債型新株予約権付社債

(ロ) 店頭管理銘柄株式

(ハ) 認可金融商品取引業協会の定める規則に従い、登録銘柄として認可金融商品取引業協会に備える登録原簿に登録された日本銀行出資証券

(ニ) 外国金融商品市場において売買されている株式等

ロ 投資信託でその設定に係る受益権の募集

が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配

ハ 特定投資法人の投資口の配当等

ニ 特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の収益の分配

ホ 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の社債的受益権の剰余金の配当

ヘ 特定公社債の利子

(2) 復興特別所得税の源泉徴収等

① 所得税法及び租税特別措置法の規定により所得税の源泉徴収義務を有する者は、その所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、その所得税の法定納期限までに、その徴収した復興特別所得税を所得税と併せて国に納付しなければならないこととされています（復興財確法28①）。源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に2.1%の税率を乗じて計算した金額とされています（旧復興財確法28②）。

② 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例（措法37の11の6）では、源泉徴収を選択した特定口座内における年間の上場株式等の譲渡損失の金額をその口座に受け入れた上場株式等の配当等の額から控除できることとされており、控除を加味した計算の結果、既に徴収した所得税の額がその計算の結果による所得税の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する所得税を還付することとされています（措法37の

11の6⑥⑦）。この特例により平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべき還付をすべき者は、その還付の際、その還付をする所得税の額の2.1%に相当する復興特別所得税を、その所得税に併せてその所得税の還付を受ける者に対して還付しなければなりません（旧復興財確法28③）。

- ③ 源泉徴収をした復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があった場合においては、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の102.1分の2.1に相当する額の復興特別所得税及び102.1分の100に相当する額の所得税の徴収及び納付又は還付があったものとするものとされています（旧復興財確法28⑥）。

(3) 利子所得の分離課税等

居住者等が平成28年1月1日以後に国内において支払を受けるべき利子等で次に掲げるもの以外のもの（一般利子等）については、その支払を受けるべき金額に対し15%の税率による源泉徴収のみで課税関係が完結する分離課税（源泉分離課税）により所得税を課税することとされています（措法3①）。

- ① 特定公社債の利子
- ② 公社債投資信託で、その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの又はその受益権が上記(1)②イの株式等に該当するものの収益の分配
- ③ 公募公社債等運用投資信託の収益の分配
- ④ 特定公社債以外の公社債の利子で、その支払の確定した日において法人税法の規定に基づいて同族会社の判定を行った場合にその利子の支払をした法人が同法第2条第10号に規定する同族会社に該当するときにおけるその判定の基礎となる一定の株主その他の一定の者が支払を受けるもの

(4) 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等

居住者等が平成28年1月1日以後に国内にお

いて支払を受けるべき剰余金の配当で次に掲げる受益権の収益の分配に係るもの（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等）については、その支払を受けるべき金額に対し15%の税率による源泉徴収のみで課税関係が完結する分離課税（源泉分離課税）により所得税を課税することとされています（措法8の2①）。

- ① 公社債等運用投資信託（その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものを除きます。）の受益権（上記(1)②イの株式等に該当するものを除きます。）
- ② 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものを除きます。）の社債的受益権（上記(1)②イの株式等に該当するものを除きます。）

(5) 確定申告を要しない配当所得等

平成28年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法第23条第1項に規定する利子等又は同法第24条第1項に規定する配当等（源泉分離課税の対象となる利子等及び配当等その他一定のものは除きます。）で次に掲げるものを有する居住者等は、同年以後の各年分の所得税については、総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額若しくは確定所得申告を要しない場合に該当するかどうかの判定の基礎となる給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは公的年金等に係る雑所得以外の所得金額又は申告分離課税の対象となる上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上、これらの利子等に係る利子所得の金額又は配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、その計算をすることができることとされています（旧措法8の5①）。

- ① 内国法人から支払を受ける配当等（②から⑥までに掲げるものを除きます。）で、その内国法人から一回に支払を受けるべき金額が、10万円に配当計算期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以下であるもの
- ② 内国法人等から支払を受ける上記(1)②イの

株式等の利子等又は配当等（大口株主等が支払を受ける配当等を除きます。）

- ③ 内国法人から支払を受ける投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配
- ④ 特定投資法人から支払を受ける投資口の配当等
- ⑤ 特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の収益の分配
- ⑥ 内国法人から支払を受ける特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の社債的受益権の剰余金の配当
- ⑦ 内国法人等から支払を受ける特定公社債の利子

(6) 上場株式配当等の支払通知書等

① 上場株式配当等の支払通知書

居住者等に対して国内において上場株式配当等の支払をする者（信託の受託者及び業務に関連して他人のために名義人として支払を受ける者（以下「準支払者」といいます。）を含みます。以下同じです。）は、その支払の確定した日から1月以内（準支払者が交付する場合には、45日以内）に、その支払を受ける者ごとに、その支払の確定した上場株式配当等の金額その他の事項を記載した通知書を、その支払を受ける者に交付しなければならないこととされています（措法8の4④、旧措規4の4①）。

（注1） 支払通知書の提出対象となる「上場株式配当等」は、上記(1)②の上場株式等の配当等の範囲と原則として同様ですが、大口株主等が支払を受ける上記(1)②イの株式等の配当等、オープン型の証券投資信託の収益の分配及びみなし配当（所得

税法第25条第1項の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなされるものに係る配当等をいいます。以下同じです。）等は除くこととされています（措法8の4④）。

（注2） 上記(1)②の上場株式等の配当等につき国内における上記(1)①の支払の取扱者を通じてその交付がされる場合には、その支払の取扱者が上記①の支払をする者とみなされ、上記①の支払通知書を提出する必要があります（旧措令4の6の2⑨五）。

② 特定口座年間取引報告書

金融商品取引業者等は、その年において開設されていた特定口座がある場合には、その特定口座を開設した居住者等の各人別に、その特定口座を開設した居住者等の氏名及び住所、その年中にその特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、その上場株式等の取得費の額、その譲渡に要した費用の額、その譲渡に係る所得の金額又は差益の金額、その特定口座に受け入れた上場株式等の配当等の額その他の事項を記載した報告書を二通作成し、原則としてその年の翌年1月31日までに、一通をその金融商品取引業者等の特定口座が開設されていた営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の一通をその居住者等に交付しなければならないこととされています（措法37の11の3⑦、旧措規18の13の5①、別表第7(-)）。

③ 未成年者口座年間取引報告書

金融商品取引業者等は、その年において開設されていた未成年者口座で非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられていたものがある場合には、その未成年者口座を開設した居住者等の各人別に、その未成年者口座を開設した居住者等の氏名及び住所、その年中にその未成年者口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、その未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の配当等の額そ

他の事項を記載した報告書を未成年者口座ごとに作成し、その年の翌年1月31日までに、その金融商品取引業者等の未成年者口座が開設されていた営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（措法37の14の2⑦、旧措規18の15の11①、別表第7(三)）。

また、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者等の基準年の前年12月31日までにその未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等は、契約不履行等事由が生じた日の属する月の翌月末日までにその居住者等に報告書を交付しなければならないこととされています（旧措令25の13の8③）。

(注1) 上記の「基準年」とは、その居住者等が3月31日において18歳である年をいいます（措法37の14の2④三）。

(注2) 上記の「契約不履行等事由」とは、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者等の基準年の前年12月31日までに生じたこれらの口座からの上場株式等の払出し又は未成年者口座若しくは課税未成年者口座の廃止などの一定の事由をいいます（措法37の14の2⑥）。なお、契約不履行等事由が生じた場合には、それまでに未成年者口座において生じた所得について未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置は適用せず、契約不履行等事由があった時に未成年者口座内上場株式等の譲渡又は配当等の支払があったものとみなされ、遡及して課税することとされています。下記(7)②もご参照ください。

(7) 所得税徴収高計算書

- ① 上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書

特定口座を開設されている金融商品取引業者等は次に掲げる所得税を納付する場合には、その納付書にその年において徴収して納付すべきその所得税の額その他の事項を記載した計算書を添付しなければならないこととされています（措令25の10の11⑥、25の10の13⑬、旧措規18の13の6②、18の13の7③、別表第7(二)）。

イ 源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額について徴収した所得税

ロ 源泉徴収選択口座内配当等について徴収した所得税

- ② 未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書

未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者等の基準年の前年12月31日までにその未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等は、その契約不履行等事由が生じたことによる未成年者口座の廃止の際、非課税扱いとされていた未成年者口座内上場株式等の譲渡の対価の額の合計額等から取得対価の額等を控除した金額について15%の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければなりません（措法37の14の2⑧）。また、この場合には、未成年者口座内上場株式等の配当等についても、契約不履行等事由が生じた時において支払があったものとして課税されます（措法9の9②）。そのため、契約不履行等事由が生じた時にその未成年者口座を開設されていた金融商品取引業者等が、その未成年者口座の設定の時からその契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等

の配当等について、配当等の支払の取扱者として15%の税率により源泉徴収を行うこととなります（旧措法9の3の2①）。

契約不履行等事由が生じたことにより源泉徴収を行った所得税を納付する場合には、その納付書にその月において契約不履行等事由が生じたことにより徴収して納付すべき所得税の額その他の事項を記載した計算書を添付しなければならないこととされています（旧措令5の2の3①、25の13の8⑯、旧措規5の5の3①、18の15の10⑰、別表第7(二)）。

2 改正の内容

(1) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の改正

① 外国源泉所得税等の源泉徴収所得税からの控除制度

法人が引き受けた集団投資信託の信託財産について納付した所得税及び外国源泉所得税（外国の法令により課される源泉所得税に相当する税をいいます。以下同じです。）の額は、その集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除することにより二重課税調整がされています（旧所法176③、180の2③）。また、同様に、特定目的会社、投資法人又は特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税（法人税法第69条第1項に規定する外国法人税をいいます。以下同じです。）の額は、その特定目的会社の利益の配当の額、その投資法人の配当等の額又はその特定目的信託の利益の分配の額に係る源泉徴収所得税の額から控除することにより二重課税調整がされています（旧措法67の14④、67の15④、68の3の2④）。

他方、集団投資信託の収益の分配並びに特定目的会社の利益の配当、投資法人の配当等及び特定目的信託の利益の分配について、上記1(1)①の支払の取扱者がこれらの支払を受ける者に交付をする場合には、上記1(1)①のとおりこの支払の取扱者に源泉徴収義務があ

ることから、同様の二重課税調整はされていませんでした。

しかしながら、今般の外国源泉所得税や外国法人税を負担する者と支払の取扱者との間での二重課税調整に必要な情報の伝達のための実務上の対応についての整理等を踏まえ、支払の取扱者に源泉徴収義務がある場合について、支払の取扱者が収益の分配等の交付をする際に二重課税調整を可能とする制度が創設されました。

具体的には、支払の取扱者が交付をする上記1(1)②の上場株式等の配当等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額がある場合には、その金額は、その支払の取扱者が源泉徴収する上場株式等の配当等に係る源泉徴収所得税の額を限度としてその源泉徴収所得税の額から控除することとされました（措法9の3の2③、措令4の6の2⑩～⑯、措規5の2⑥、復興財確法33①、復興特別所令13①）。

イ 投資信託（法人税法第2条第29号ロに掲げる信託に限ります。以下「証券投資信託等」といいます。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配……その証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の信託財産についてその証券投資信託等又は特定受益証券発行信託を引き受けた内国法人又は外国法人が納付した所得税、復興特別所得税及び外国源泉所得税の額のうちその収益の分配に対応する部分の金額である次に掲げる金額の合計額

(イ) その外国源泉所得税の額に、その証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の収益の分配の額の総額のうちに支払の取扱者が支払を受ける者に交付をする収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（その交付をする収益の分配に係る源泉徴収所得税及び復興特別所得税の額の合計額に、その証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の外貨建資産割合

を乗じて計算した金額が限度)

- (ロ) その所得税及び復興特別所得税の額の合計額に、その証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の収益の分配の額の総額のうち支払の取扱者が支払を受ける者に交付をする収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額

(注1) 上記イの証券投資信託等の信託財産には、証券投資信託等が、その信託財産を他の一定の証券投資信託の受益権に対する投資として運用することを目的とする公社債投資信託以外の証券投資信託に該当する場合における当該他の一定の証券投資信託の信託財産を含みます(措法9の3の2③一、措令4の6の2⑩⑪、措規5の2⑥)。

当該「他の一定の証券投資信託」とは、その受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託で次に掲げる要件を満たすものをいい、いわゆるマザーファンドを指します。また、その信託財産をマザーファンドの受益権に対する投資として運用することを目的とする証券投資信託等はいわゆるベビーファンドを指します。

- i その受益権を表示する受益証券が記名式であること。
- ii 信託契約により受益証券の譲渡が制限されているものであり、その受益証券の券面にその制限が付されている旨が表示されていること。

(注2) 上記イ及びロの計算に当たって用いる収益の分配の額は、その外国源泉所得税、所得税又は復興特別所得税の納付がされた日の属する収益の分配の計算期間に対応するものに限られます。また、控除すべき金額のうち上記イの金額と上記ロの金額の両方がある場合には、まず、上記ロの金額を先に控

除することとされました(措令4の6の2⑩)。

(注3) 上記イの証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の「外貨建資産割合」は、その交付をする収益の分配の計算期間の末日において計算したもので、証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の信託財産において運用する外貨建資産(外国通貨で表示される株式、債券、その他の資産)の額がその信託財産の総額のうち占める割合をいいます(所令300③、306の2②)。

- ロ 特定目的会社の利益の配当(資産の流動化に関する法律第115条第1項に規定する金銭の分配を含みます。)……その特定目的会社が納付した外国法人税の額のうちその利益の配当に対応する部分の金額であるその利益の配当に係る控除外国法人税の額
- ハ 投資法人の投資口の配当等……その投資法人が納付した外国法人税の額のうちその配当等に対応する部分の金額であるその配当等に係る控除外国法人税の額

ニ 特定目的信託の受益権の剰余金の配当……その特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額のうちその剰余金の配当に対応する部分の金額であるその剰余金の配当に係る控除外国法人税の額

なお、上記イからニの金額が上場株式等の配当等に係る源泉徴収所得税の額から控除された場合は、控除後の源泉徴収所得税の額が所得税法の規定による源泉徴収に係る所得税とみなされることとなります。下記②において復興特別所得税から控除した場合も同様に、控除後の金額が課せられる復興特別所得税の額となります。

(注) 上記ロからニの「控除外国法人税の額」は、特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例、投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例及び特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例における控

除外国法人税の額と同様の方法により計算した金額となります（措令4の9④、4の10①、4の11①）。控除外国法人税の額の詳細は、後掲「国際課税関係の改正」の「四 特定目的会社の利益の配当等に係る二重課税調整の改正」をご参照ください。

② 外国源泉所得税等の復興特別所得税からの控除等

イ 外国源泉所得税等の復興特別所得税からの控除

上記①の控除は、上場株式等の配当等に係る源泉徴収所得税の額が限度となりますが、この限度額を超える上記①により控除すべき金額はその上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度としてその復興特別所得税から控除することとされました（復興財確法28③）。

（注） 控除すべき金額のうち上記①イ(i)の金額と上記①イ(ii)の金額の両方がある場合には、まず上記①イ(ii)の金額を先に控除することとされました（復興特別所令10②）。

ロ 復興特別所得税に関するその他の整備

上記①により控除された金額がある場合における上記1(2)①の所得税の源泉徴収の際に併せて納付する復興特別所得税の額の計算に当たっては、2.1%の税率を乗じる上記1(2)①の所得税の額は、上記①の控除をしないで計算した所得税の額とされました（復興財確法28②）。

その他、上記①及び上記イの控除制度の創設に伴い、復興特別所得税に関して次の整備が行われました。

(i) 上記1(2)②の所得税の還付をすべき者が、上記1(1)①により源泉徴収をした所得税の還付をする場合には、上記1(2)②の取扱いによらず、その還付の際、その所得税と併せて既に徴収した復興特別所得税の額が、上記1(2)②の上場株式等の譲渡損失の金額の控除を加味した計算の

結果による復興特別所得税の額を超える場合に、その超える部分の金額に相当する復興特別所得税を還付しなければならないこととされました（復興財確法28⑥）。

(ii) 上記①による控除がされた場合における上記1(2)①の所得税と併せての復興特別所得税の徴収及び納付又は上記(i)による復興特別所得税の還付については、上記1(2)③の取扱いによらず、その徴収及び納付又は還付をした額を、その徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があったものとするものとされました（復興財確法28⑩）。

③ 交付する金額への加算

上記①により控除する金額がある場合には、支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の金額にその上場株式等の配当等の次に掲げる区分に応じ次に定める額を加算することとされました（措法9の3の2①、措令4の6の2③、復興特別所令13①）。

イ 証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の収益の分配……その証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の信託財産についてその証券投資信託等又は特定受益証券発行信託を引き受けた内国法人又は外国法人が納付したその所得税、復興特別所得税及び外国源泉所得税の額に、その証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の収益の分配の額の総額のうち支払の取扱者が支払を受ける者に交付をする収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額

（注） 上記イの計算に当たって用いる収益の分配の額は、その所得税、復興特別所得税及び外国源泉所得税の納付がされた日の属する収益の分配の計算期間に対応するものに限られます。

ロ 特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等又は特定目的信託の受益権

の剰余金の配当……上記①及び②イにより控除する金額

④ 確定申告時の調整

上記①及び②イの控除制度の創設に伴い、上記①及び②イにより控除される金額については、確定申告時に次の調整を行うこととなります。

イ 上場株式等の配当等の交付を受ける者が個人である場合の調整

(イ) 上記①及び②イにより控除された上記

①イ(イ)に掲げる金額（以下「控除外国所得税相当額」といいます。）及び特定目的会社、投資法人又は特定目的信託に係る受託法人が納付した控除外国法人税のうち一定の金額は、分配時調整外国税相当額の控除制度（所法93、165の5の3）の対象となります（措法9の3の2⑥、措令4の6の2⑱、復興財確法33①、復興特別所令13①）。

(注) 上記(イ)の「控除外国法人税の額のうち一定の金額」は、特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例、投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例又は特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例において分配時調整外国税相当額の控除制度の対象とされる特定目的会社分配時調整外国税相当額、投資法人分配時調整外国税相当額又は特定目的信託分配時調整外国税相当額の算出と同様の方法により計算した金額となります（措法9の6③、9の6の2③、9の6の3③、措令4の9⑥、4の10③、4の11③）。これらの計算の詳細は、後掲「国際課税関係の改正」の「四 特定目的会社の利益の配当等に係る二重課税調整の改正」をご参照ください。また、分配時調整外国税相当額の控除制度の詳細は、後掲「国際課税関係の改正」の「三 集団投資信託の収益の分配等に係る二重

課税調整の改正」をご参照ください。

(ロ) 上記①及び②イにより控除された上記

①イ(ロ)に掲げる金額（以下「控除所得税相当額」といいます。）は、上場株式等の配当等の支払を受ける個人が確定申告書に記載する源泉徴収税額に加算します（措法9の3の2⑥、措令4の6の2⑱、復興財確法33①）。ただし、交付を受けた上場株式等の配当等について上記1(5)の特例（措法8の5①）の適用を受ける場合には、加算できません。

(注) 控除所得税相当額に含まれる復興特別所得税の額に相当する金額については、復興特別所得税の源泉徴収特別税額に加算します（復興財確法28④、17①三、復興特別所令10①）。

ロ 上場株式等の配当等の交付を受ける者が法人である場合の調整

(イ) 控除外国所得税相当額及び特定目的会社、投資法人又は特定目的信託に係る受託法人が納付した控除外国法人税の額のうち一定の金額は、分配時調整外国税相当額の控除制度（法69の2、81の15の2、144の2の2）の対象となります（措法9の3の2⑦、措令4の6の2⑲、復興財確法33①、復興特別所令13①）。

(注) 上記(イ)の「控除外国法人税の額のうち一定の金額」は、特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例、投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例又は特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例において分配時調整外国税相当額の控除制度の対象とされる特定目的会社分配時調整外国税相当額、投資法人分配時調整外国税相当額又は特定目的信託分配時調整外国税相当額の算出と同様の方法により計算した金額となります（措法9の6④、9の6の2④、9の6の3④、措令4の9⑦、4の10③、4の11③）。これら

の計算の詳細は、後掲「国際課税関係の改正」の「四 特定目的会社の利益の配当等に係る二重課税調整の改正」をご参照ください。また、分配時調整外国税相当額の控除制度の詳細は、後掲「国際課税関係の改正」の「三 集団投資信託の収益の配当等に係る二重課税調整の改正」をご参照ください。

(ロ) 控除所得税相当額は、上場株式等の配当等の支払を受ける法人の所得税額の控除制度（法法68、81の14、144）の対象となります（措法9の3の2⑦、措令4の6の2⑱、復興財確法33①、復興特別所令13①）。

⑤ 支払の取扱者による外国源泉所得税等の通知制度の創設

上記①の外国源泉所得税等の源泉徴収所得税からの控除制度及び上記④の分配時調整外国税相当額の控除制度の創設等に伴い、納税者が上記④の調整に必要となる外国源泉所得税等の金額を的確に把握できるようにするために、支払の取扱者から上場株式等の配当等の交付を受ける者への外国源泉所得税等の通知制度が創設されました。

イ 外国源泉所得税等の通知制度

支払の取扱者（準支払者（信託の受託者及び業務に関連して他人のために名義人として支払を受ける者をいいます。以下同じです。）を含みます。⑤において同じです。）は、上場株式等の配当等の交付をする場合に、上記①による控除をするときは、その支払の確定した日から1月以内（準支払者が通知する場合には、45日以内）に上場株式等の配当等の交付を受ける者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければなりません（措令4の6の2⑳㉘、措規5の2⑦、復興特別所得税に関する省令7①②）。

(イ) 上場株式等の配当等の交付を受ける者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を

有しない者は、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める場所）

- i 国内に居所を有する個人……その個人の居所地
- ii 恒久的施設を有する非居住者（iに掲げる者を除きます。）……その非居住者の恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- iii 恒久的施設を有しない非居住者（iに掲げる者を除きます。）……その非居住者の国外にある住所地又は居所地
- iv 恒久的施設を有する外国法人……その外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- v 恒久的施設を有しない外国法人……その外国法人の国外にある本店又は主たる事務所の所在地

(ロ) その支払の確定した上場株式等の配当等の金額及びその支払の確定した日

(ハ) 上場株式等の配当等の金額につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額の合計額

(ニ) 種類別及び名称別の上場株式等の配当等に係る上場株式等の数及び上場株式等の配当等の支払金額の計算の基礎

(ホ) その支払の確定した上場株式等の配当等に係る控除外国所得税相当額、控除所得税相当額又は通知外国法人税相当額

(注) 「通知外国法人税相当額」とは、上場株式等の配当等について、特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例、投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例又は特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例における通知外国法人税相当額の算出と同様の方法により計算した金額となります（措令4の6の2㉞、4の9⑭、4の10⑩、4の11⑩）。これらの計算の詳細は、

後掲「国際課税関係の改正」の「四
特定目的会社の利益の配当等に係る二
重課税調整の改正」をご参照ください。

- (ハ) 上場株式等の配当等に該当する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配の交付を受けた者が元本の所有者と異なる場合には、その元本の所有者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- (ト) 上場株式等の配当等が外貨建等証券投資信託に係るものである場合には、外貨建資産割合及び非株式割合
- (チ) その交付を受ける者が国税通則法の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所
- (リ) 租税特別措置法施行令第4条の6の2第26項から第28項まで又は第29項ただし書の規定に基づく通知である旨
- (ヌ) その交付を受ける者の再発行の請求を受けて作成された書面による通知である場合には、その旨
- (ル) その他参考となるべき事項

また、上場株式等の配当等の交付をする支払の取扱者が、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、配当等とみなす金額に関する支払通知書、上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書又は未成年者口座年間取引報告書を交付する場合には、その支払の取扱者はその上場株式等の配当等について、上記の通知制度による通知を行う必要はありません（措令4の6の2③）。その他、上場株式等の配当等の交付をする支払の取扱者が上記の通知を行う場合には、その上場株式等の配当等の支払をする証券投資信託等若しくは特定受益証券発行信託を引き受けた法人、特定目的会社、投資法人又は特定目的信託に係る受託法人が行うこととされている支払を

受ける者への通知外国所得税の額又は通知外国法人税相当額の通知を行う必要はありません（措令4の6の2④）。なお、この通知制度における書面の書式は定められていませんので、上記の事項が記載されたものであれば、その形式は問いません。そのため、この書面には上記(リ)の事項を記載することとされています。

(注1) 上記の通知制度における書面は、個人が分配時調整外国税相当額の控除制度の適用を受ける際に確定申告書に添付することが必要となる添付書類として用いることができます（所規40の10の2、66の7の2）。

(注2) 上記(ハ)の控除外国所得税相当額、控除所得税相当額又は通知外国法人税相当額は、上場株式等の配当等に係る源泉徴収所得税及び復興特別所得税から控除されたこれらの金額を記載することとされています（復興特別所得税に関する省令7②）。

(注3) 上記(ト)の「外貨建等証券投資信託」とは、証券投資信託のうちその信託財産を主として外貨建資産又は主として株式（投資口を除きます。）以外の資産に運用する証券投資信託をいい、「外貨建資産割合」とは、外貨建資産の額がその証券投資信託の信託財産の総額のうちに占める割合を、「非株式割合」とは、株式以外の資産の額がその証券投資信託の信託財産の総額のうちに占める割合をいいます（措法9①四、措令4の4②）。

ロ 通知時期の特例

上場株式等の交付を受ける者が個人である場合には、その年中に交付をした上場株式等の配当等の額の合計額で書面を作成して通知することができ、その場合は支払の確定した日の属する年の翌年1月31日（準支払者が通知する場合には、同年2月15

日)までに通知しなければなりません(措
令4の6の2⑦、措規5の2⑧)。この合
計額による通知は、支払の取扱者ごとに選
択する必要があります(措規5の2⑩)。
そのため、交付を受ける者ごとに通知方法
を異なるものとすることはできません。

ハ 通知書の電磁的方法による交付

上場株式等の配当等の交付をする支払の
取扱者は、上記イ及びロの書面による通知
に代えて、その上場株式等の配当等の交付
を受ける者の承諾を得て、その書面に記載
すべき事項を電磁的方法により提供するこ
とができることとされています(措令4の
6の2②⑨本文)。この場合には、提供をし
たその支払の取扱者は、書面による通知を
したものとみなされます(措令4の6の2
⑩)。ただし、その上場株式等の配当等の
交付を受ける者の請求があるときは、書面
により通知をしなければなりません(措令
4の6の2②⑨ただし書、措規5の2⑨)。

イ) 電磁的方法により提供を受ける者の承 諾等

書面による通知に代えて、その書面に
記載すべき事項を電磁的方法により提供
しようとする支払の取扱者は、あらかじめ、
その上場株式等の配当等の交付を受け
る者に対して次に掲げる事項を示して、
書面又は電磁的方法による承諾を得なけ
ればなりません(措令4の6の2⑩、措
規5の2⑩、4の4⑨)。

- i 使用する電磁的方法の種類
- ii 記載情報の受信者ファイルへの記録
の方式

この承諾を得た支払の取扱者は、上場
株式等の配当等の交付を受ける者から書
面又は電磁的方法により電磁的方法によ
る提供を受けない旨の申出があったとき
は、その者に対し、書面に記載すべき事
項の提供を電磁的方法によってしてはな
らないこととされています。ただし、そ

の者が再び承諾をした場合は、再度電磁
的方法により書面に記載すべき事項の提
供を行うことができます(措令4の6の
2⑪)。

ロ) 電磁的方法の範囲及び基準

上記イ又はロの書面に記載すべき事項
を電磁的方法により提供する場合の電磁
的方法の範囲及び基準は、上場株式配当
等の支払通知書を電磁的方法により交付
する場合における電磁的方法の範囲及び
基準と同様です(措令4の6の2②⑨、措
規5の2⑩⑪、4の4⑦⑧)。

(2) 分配時調整外国税相当額の控除制度の創設等 に伴う他の制度の改正

上記(1)④の分配時調整外国税相当額の控除制
度の創設等に伴い、次の改正が行われました。

① 利子所得の分離課税等

上記1(3)の源泉分離課税により課税された
一般利子等については、分配時調整外国税相
当額の控除制度(所法93、165の5の3)の
対象となる集団投資信託の収益の分配から除
外されました(措法3③)。そのため、その
一般利子等に係る分配時調整外国税相当額に
ついては、分配時調整外国税相当額の控除制
度の適用を受けることはできません。

② 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配 に係る配当所得の分離課税等

上記1(4)の源泉分離課税により課税された
私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に
係る配当等については、分配時調整外国税相
当額の控除制度(措法9の6の3③、9の6
の4③、所法93、165の5の3)の対象とな
る特定目的信託の受益権の剰余金の配当及び
特定投資信託の受益権の剰余金の配当から除
外されました(措法8の2⑤)。そのため、
その私募公社債等運用投資信託等の収益の分
配に係る配当等に係る特定目的信託分配時調
整外国税相当額及び特定投資信託分配時調
整外国税相当額については、分配時調整外国税

相当額の控除制度の適用を受けることはできません。

③ 確定申告を要しない配当所得等

上記1(5)の特例の適用を受けた利子等又は配当等に係る分配時調整外国税相当額は、分配時調整外国税相当額の控除制度（所法93、165の5の3）の対象となる分配時調整外国税相当額の計算上、除外することとされました（措法8の5①）。

(3) 上場株式配当等の支払通知書等の改正

上記(1)①の外国源泉所得税等の源泉徴収所得税からの控除制度及び上記(1)④の分配時調整外国税相当額の控除制度の創設等により、新たに源泉徴収所得税の額からの控除や確定申告における調整が行われます。そのため、上場株式等の配当等に対する適正な申告及び課税を確保する観点から、納税者及び税務当局が調整に必要な外国源泉所得税等の金額を的確に把握できるようにするために、次の支払通知書及び報告書に、控除外国所得税相当額、控除所得税相当額又は通知外国法人税相当額を記載することとされました。

- ① 上場株式配当等の支払通知書（措規4の4①）
- ② 特定口座年間取引報告書（措規18の13の5②、別表第7(一)）
- ③ 未成年者口座年間取引報告書（措規18の15の11②、別表第7(三)）

(注) 上記③の未成年者口座年間取引報告書には、未成年者口座又は課税未成年者口座について上記1(6)③の契約不履行等事由が生じた場合に、未成年者口座内上場株式等の配当等に係る控除外国所得税相当額及び控除所得税相当額が記載されます。

なお、所得税法の利子等の支払調書等についても記載事項の改正が行われています。この改正の詳細については、前掲「**所得税法等の改正**」の「**第二 金融・証券税制の改正**」の「**四 信託財産に係る利子等の課税の特例の改正等**

に伴う支払調書等の改正」をご参照ください。

(注1) 上記①の支払通知書には、特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例、投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例、特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例又は特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例における通知外国法人税相当額も記載されます（措令4の9⑭、4の10⑩、4の11⑩、5⑩）。これらの特例の詳細は、後掲「**国際課税関係の改正**」の「**四 特定目的会社の利益の配当等に係る二重課税調整の改正**」をご参照ください。

(注2) 上記の支払通知書及び報告書に記載する控除外国所得税相当額、控除所得税相当額又は通知外国法人税相当額は、上場株式等の配当等に係る源泉徴収所得税及び復興特別所得税から控除されたこれらの金額を記載することとされています（復興特別所得税に関する省令7②）。

(注3) 上記の支払通知書及び報告書は、個人が分配時調整外国税相当額の控除制度の適用を受ける際に確定申告書に添付することが必要となる添付書類として用いることができます（所規40の10の2、66の7の2）。

(4) 所得税徴収高計算書の改正

上記(1)①の外国源泉所得税等の源泉徴収所得税からの控除制度及び上記(1)②イの外国源泉所得税等の復興特別所得税からの控除制度の創設により、源泉徴収所得税や復興特別所得税から外国源泉所得税等が控除されることになり、納付される源泉徴収所得税や復興特別所得税の金額が従前と異なる場合が生じます。そのため、次の所得税徴収高計算書に、上記(1)①及び②イにより控除した旨及びその金額を記載することとされました（措規別表第7(二)、復興特別所得税に関する省令6⑥）。

- ① 上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税

徴収高計算書（措規別表第7(二)）

- ② 未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書（措規別表第7(二)）

なお、所得税法の所得税徴収高計算書についても記載事項の改正が行われています。この改正の詳細については、前掲「**所得税法等の改正**」の「**第二 金融・証券税制の改正**」の「**四 信託財産に係る利子等の課税の特例の改正等に伴う支払調書等の改正**」をご参照ください。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、個人又は内国法人若しくは外国法人に対して平成32年1月1日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用し、個人又は内国法人若しくは外国法人に対して同日前に支払われた上場株式等の配当等については従前どおりとされています（改正法附則60、126①）。

- (2) 上記2(2)の改正は、居住者等が平成32年1月1日以後に支払を受けるべき一般利子等、私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等又は利子等若しくは配当等について適用し、居住者等が同日前に支払を受けるべき利子等又は配当等については従前どおりとされています（改正法附則56、57、59）。

- (3) 上記2(3)の改正は、平成32年以後の各年において金融商品取引業者等に開設されている特定口座又は未成年者口座に係る報告書等について適用がされ、平成31年以前の各年において金融商品取引業者等に開設されていた特定口座又は未成年者口座に係る報告書等については従前どおりとされています（改正法附則60、126①、改正措規附則1三、11、16）。

- (4) 上記2(4)の改正は、平成32年1月1日以後に添付する計算書について適用し、同日前に添付した計算書については従前どおりとされています（改正措規附則36③⑥）。

二 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

- ① 配当所得の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等で次に掲げるもの（その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で一定のものである配当等に限り、）については、所得税を課さないこととされています（旧措法9の8）。

イ その非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の一定の配当等で、その非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべき

もの

- ロ その非課税口座に設けられた累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の一定の配当等で、その累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

(注) 上記の「非課税口座内上場株式等」とは、次に掲げる上場株式等をいいます（旧措法37の14①）。以下同じです。

- ① 非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。以下同じです。）に記載若しくは記録がされ、又はその非課税口座に保管の委託がされている非課税管理勘定に係る一定の上場株式等
- ② 非課税累積投資契約に基づきその非課

税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその非課税口座に保管の委託がされている累積投資勘定に係る一定の上場株式等

② 譲渡所得等の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、非課税口座内上場株式等の次に掲げる譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税を課さないこととされています（旧措法37の14①）。

イ その非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に行う非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡

ロ その非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に行う非課税累積投資契約に基づく譲渡

一方、非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額がその非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額（損失額）は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなすこととされています（措法37の14②）。

③ 非課税口座の意義

「非課税口座」とは、居住者等（その年1月1日において20歳以上である者に限ります。）が、上記の非課税措置の適用を受けるため、下記⑦の手续に従い、その口座を設定しようとする年（以下「口座開設年」といいます。）の属する勘定設定期間（その口座に新たに非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けることができる期間をいいます。以下同じです。）の非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下「非課税適用確認書等」といいます。）を添付した非

課税口座開設届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出をして、その金融商品取引業者等との間で締結した次に掲げる契約に基づきそれぞれ次に定める期間内に設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「振替記載等」といいます。）に係る口座（その口座において非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）をいいます（旧措法37の14⑤一、旧措令25の13⑤、旧措規18の15の3②）。

イ 非課税上場株式等管理契約……平成26年1月1日から平成35年12月31日までの期間

ロ 非課税累積投資契約……平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間

④ 非課税上場株式等管理契約の意義

「非課税上場株式等管理契約」とは、上記の非課税措置の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいいます（旧措法37の14⑤二、旧措令25の13⑥～⑩、旧措規18の15の3③～⑤）。

イ 上場株式等の振替記載等は、その振替記載等に係る口座に設けられた非課税管理勘定において行うこと。

ロ 非課税管理勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(イ) 次に掲げる上場株式等で、その口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入対価、払込金額又は移管に係る口座からの払出し時の金額（時価）をいいます。⑤において同じです。）の合計額が120万円（ロに掲げる上場株式等がある場合には、その上場株式等の移管に係る払出し時の時価を控除した金額）を超えないもの

- i その期間内にその金融商品取引業者等への買付けの委託（買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。⑤において同じです。）により取得をした上場株式等、その金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（公募に限ります。⑤において同じです。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れられるもの
 - ii 他年分非課税管理勘定（その非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定又はその金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた非課税管理勘定をいいます。（ロ）において同じです。）から、移管がされる上場株式等（ロに掲げるものを除きます。）
- (ロ) 他年分非課税管理勘定から、他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に移管がされる上場株式等
- (ハ) (イ)及び(ロ)のほか、非課税口座内上場株式等について行われた株式又は受益権の分割又は併合により取得する上場株式等や、非課税口座内上場株式等を発行した法人の合併により取得する合併法人又は合併親法人の株式など、一定の事由により取得する上場株式等
- ハ 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日においてその非課税管理勘定に係る上場株式等は、上記ロ(ロ)の移管がされるものを除き、その非課税管理勘定が設けられた口座から他の保管口座に移管されること。
- ニ その他一定の事項
- (注) 上記の「非課税管理勘定」とは、非課税上場株式等管理契約に基づき振替記載等がされる上場株式等につきその振替記載等に
- 関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます（旧措法37の14⑤三）。
- ⑤ 非課税累積投資契約の意義
- 「非課税累積投資契約」とは、上記の非課税措置の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約により取得した上場株式等の振替記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいいます（旧措法37の14⑤四、旧措令25の13¹³～¹⁸33、旧措規18の15の3⑥⑦、平29.3内閣府告540）。
- イ 上場株式等の振替記載等は、その振替記載等に係る口座に設けられた累積投資勘定において行うこと。
- ロ 累積投資勘定においては、その居住者等の上場株式等（その上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして一定の要件を満たすものに限り、）のうち次に掲げるもののみを受け入れること。
- (イ) その口座に累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間（以下「受入期間」といいます。）内にその金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした上場株式等、その金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等のうち、その取得後直ちにその口座に受け入れられるものでその受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超えないもの
- (ロ) (イ)のほか、非課税口座内上場株式等について行われた受益権の分割又は併合により取得する上場株式等や、非課税口座内上場株式等に係る投資信託の併合により取得する新たな投資信託の受益権など、一定の事由により取得する上場株式等
- ハ 累積投資勘定が設けられた日の属する年

の1月1日から20年を経過した日においてその累積投資勘定に係る上場株式等は、その累積投資勘定が設けられた口座から他の保管口座に移管されること。

ニ その他一定の事項

(注1) 上記の「累積投資契約」とは、居住者等が、一定額の上場株式等につき、定期的に継続して、金融商品取引業者等に買付けの委託をし、その金融商品取引業者等から取得し、又はその金融商品取引業者等が行う募集により取得することを約する契約で、あらかじめその買付けの委託又は取得をする上場株式等の銘柄が定められているものをいいます（旧措法37の14⑤四）。

(注2) 上記の「累積投資勘定」とは、非課税累積投資契約に基づき振替記載等がされる上場株式等につきその振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます（旧措法37の14⑤五）。

⑥ 非課税適用確認書の交付申請に関する手続

イ 非課税適用確認書の交付申請書の提出

非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他一定の事項を記載した交付申請書を、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならないこととされています（措法37の14⑥二、旧措規18の15の3⑮）。交付申請書の提出をしようとする居住者等は、その提出をする際、その金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の本人確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して、氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、告知した事項につき確認を受けなければならない（措法37の14⑦、旧措令

25の13⑳～㉑、旧措規18の15の3⑰～⑲）。

ロ 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長への申請事項の提供

交付申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、その交付申請書に記載された事項（以下「申請事項」といいます。）を、特定電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法によりその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければなりません（旧措法37の14⑨、旧措規18の15の3⑳㉑）。

ハ 非課税適用確認書の交付等

申請事項の提供を受けた所轄税務署長は、その申請事項に係る交付申請書の提出をした居住者等（(1)において「申請者」といいます。）について、その申請事項の提供を受けた時よりも前にその所轄税務署長又は他の税務署長に対して申請事項の提供が行われていないかどうか（重複して申請が行われていないかどうか）の確認を行います。この確認をした所轄税務署長は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類又は書面を、その申請事項に係る交付申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長を経由してその申請者に交付しなければならないこととされています（旧措法37の14⑩、旧措規18の15の3㉒）。

(イ) その申請事項の提供を受けた時よりも前にその所轄税務署長又は他の税務署長に対して申請事項の提供がない場合……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

i その申請事項に係る交付申請書が勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日から12月31日までの間に提出がされたものである場合……その提出がされた日の属する年の翌年1月1日から開始する勘定設定期間に係る非課税適用確認書

- ii その申請事項に係る交付申請書が勘定設定期間の開始の日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に提出がされたものである場合……その提出がされた日の属する勘定設定期間に係る非課税適用確認書
 - (ロ) その申請事項の提供を受けた時よりも前にその所轄税務署長又は他の税務署長に対して申請事項の提供がある場合……非課税適用確認書の交付を行わない旨その他一定の事項を記載した書面
- ⑦ 非課税口座の開設に関する手続
- イ 非課税口座開設届出書の提出
金融商品取引業者等の営業所において非課税口座を開設しようとする居住者等（口座開設年の1月1日において20歳以上である者に限ります。）は、その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他一定の事項を記載した非課税口座開設届出書に、その口座開設年の属する勘定設定期間の非課税適用確認書等を添付して、その口座開設年の前年10月1日からその口座開設年において最初に上記の非課税措置の適用を受けようとする上場株式等をその口座に受け入れる日（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を添付する場合には、その日又は口座開設年の9月30日のいずれか早い日）までに、これをその口座を設定しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならないこととされています（旧措法37の14⑤一、旧措令25の13⑤、旧措規18の15の3②）。非課税口座開設届出書の提出の際には、上記⑥イの交付申請書の提出の場合と同様に告知をし、確認を受ける必要があります（旧措法37の14⑩）。
 - ロ 非課税口座開設届出書の重複提出の禁止及び同一勘定設定期間における非課税適用確認書の重複提出の禁止
金融商品取引業者等の営業所の長は、その金融商品取引業者等に既に非課税口座を

開設している居住者等から重ねて提出がされた非課税口座開設届出書については、これを受理することができないこととされています（旧措法37の14⑫）。

また、既にその勘定設定期間に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けるための非課税適用確認書の提出をした居住者等は、その非課税適用確認書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長及びその金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その勘定設定期間と同一の勘定設定期間又はその期間の全部若しくは一部が重複する勘定設定期間に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けるための非課税適用確認書の提出をすることができません（旧措法37の14⑫）。

⑧ 非課税口座の廃止に関する手続

- イ 非課税口座廃止届出書の提出
非課税口座を開設している居住者等がその非課税口座につき上記の非課税措置の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、次に掲げる事項を記載した非課税口座廃止届出書とその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならないこととされています（旧措法37の14⑰、旧措規18の15の3②⑥）。
- (イ) 非課税口座廃止届出書を提出する者の氏名、生年月日及び住所
- (ロ) 非課税口座を廃止する旨及び上記の非課税措置の適用を受けることをやめようとするその非課税口座の記号又は番号
- (ハ) その他一定の事項
- ロ 非課税口座廃止届出書の廃止届出事項の税務署長への提供
非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、次に掲げる事項（廃止届出事項）を、特定電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法によりその金

融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされています（旧措法37の14^①、旧措規18の15の3^②）。

- (イ) 非課税口座廃止届出書を提出した者の氏名、生年月日及び個人番号
- (ロ) 非課税口座廃止届出書の提出により非課税口座を廃止した旨及びその提出年月日
- (ハ) その他一定の事項

(2) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

① 配当所得の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、次に掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべきその未成年者口座内上場株式等の配当等（その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で一定のものである配当等に限ります。）については、所得税を課さないこととされています（措法9の9^①）。

- イ 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間
- ロ 継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日までの間

(注) 上記の「未成年者口座内上場株式等」とは、未成年者口座管理契約に基づきその未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその未成年者口座に保管の委託がされている上場株式等をいいます（措法37の14の2^①）。

② 譲渡所得等の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に未成年者口

座を開設している居住者等が、上記①イ及びロに掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ上記①イ及びロに定める期間内に、その未成年者口座内上場株式等のその未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税を課さないこととされています（措法37の14の2^①）。

一方、未成年者口座管理契約に基づく未成年者口座内上場株式等の譲渡による収入金額がその未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額（損失額）は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなすこととされています（措法37の14の2^②）。

③ 未成年者口座の意義

「未成年者口座」とは、居住者等（その年1月1日において20歳未満である者又はその年中に出生した者に限ります。）が、上記の非課税措置の適用を受けるため、一定の手續に従い、未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付した未成年者口座開設届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出をして、その金融商品取引業者等との間で締結した未成年者口座管理契約に基づき平成28年4月1日から平成35年12月31日までの間に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（その口座において未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）をいいます（措法37の14の2^{⑤一}）。

④ 未成年者口座管理契約の意義

「未成年者口座管理契約」とは、上記の非課税措置の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいいます（旧措法37の14の2^{⑤二}、旧措令25の13の8^③～⑨、同条^⑦において準用する措令25

の13⑥⑦⑪、旧措規18の15の10③～⑧）。

イ 上場株式等の振替記載等は、その振替記載等に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において行うこと。

ロ 非課税管理勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(イ) 次に掲げる上場株式等で、その口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入対価、払込金額又は移管に係る口座からの払出し時の金額（時価）をいいます。）の合計額が80万円（ロに掲げる上場株式等がある場合には、その上場株式等の移管に係る払出し時の時価を控除した金額）を超えないもの

i その期間内にその金融商品取引業者等への買付けの委託（その買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、その金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（公募に限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れられるもの

ii その非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等（ロに掲げるものを除きます。）

(ロ) その非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に移管がされる上場株式等

(ハ) (イ)及び(ロ)のほか、未成年者口座内上場株式等について行われた株式又は受益権の分割又は併合により取得する上場株式等や、未成年者口座内上場株式等を発行

した法人の合併により取得する合併法人又は合併親法人の株式など、一定の事由により取得する上場株式等

ハ 継続管理勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(イ) その口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、その継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等（ロに掲げるものを除きます。）で、その移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（ロに掲げる上場株式等がある場合には、その上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

(ロ) その継続管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に移管がされる上場株式等

(ハ) 上記ロ(ハ)の上場株式等

ニ 次に掲げる上場株式等は、それぞれ次に定める移管をすること。

(イ) その口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）において有するその非課税管理勘定に係る上場株式等（上記ロ(イ)ii若しくは(ロ)又はハ(イ)若しくは(ロ)の移管がされるものを除きます。）……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

i その5年経過日の属する年の翌年3月31日においてその居住者等が18歳未満である場合……その5年経過日の翌日に行うその口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ii iに掲げる場合以外の場合……5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

(ロ) その居住者等がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等……同日の翌日に行う他の保管口座への移管

ホ その他一定の事項

(注1) 上記の「非課税管理勘定」とは、未成年者口座管理契約に基づき振替記載等がされる上場株式等につき、その振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成28年から平成35年までの各年（その居住者等が、その年1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられるものをいいます（措法37の14の2⑤三）。

(注2) 上記の「継続管理勘定」とは、未成年者口座管理契約に基づき振替記載等がされる上場株式等につき、その振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成36年から平成40年までの各年（その居住者等が、その年1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられるものをいいます（措法37の14の2⑤四）。

⑤ 課税未成年者口座の意義

「課税未成年者口座」とは、未成年者口座を開設した居住者等が、その未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等と一定の関係にある法人の営業所に開設している特定口座又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座（これらの口座において課税未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）により構成されるもの（2以上の特定口座が含まれないものに限ります。）のうち、その未成年者口座と同時に設けられるものをいいます（措法37の14の2⑤五）。

2 改正の内容

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

この非課税措置（通称：NISA・ニーサ）について、利便性を向上させる観点等から次の改正が行われました。

① 非課税口座簡易開設届出書の創設

新規に非課税口座の開設をしようとする居住者等は、非課税口座開設届出書に非課税適用確認書を添付して、これを金融商品取引業者等の営業所の長に提出することとされています（上記1(1)⑥⑦参照）。この非課税適用確認書の交付を受けるためには、居住者等は、金融商品取引業者等の営業所の長を経由して所轄税務署長に非課税適用確認書の交付申請をする必要がありますが、この一連の手続には一定の期間を要していました。

平成30年度税制改正においては、早期の口座開設を可能とするため、非課税口座簡易開設届出書が新設され、非課税適用確認書の交付申請を必要としない非課税口座開設手続が導入されました。

(注) 引き続き従来 of 口座開設手続（上記1(1)⑥⑦参照）による非課税口座の開設も可能です。

イ 非課税口座簡易開設届出書の提出

居住者等が、非課税口座簡易開設届出書の提出により非課税口座を開設しようとする場合には、次に掲げる事項を記載した非課税口座簡易開設届出書を、その口座開設年の1月1日からその口座開設年において最初に非課税措置の適用を受けようとする上場株式等をその口座に受け入れる日までに、その口座を設定しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならぬこととされました（措法37の14⑤一、措令25の13⑤二、措規18の15の3③）。

(イ) 非課税口座簡易開設届出書の提出をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番

- 号（その者が番号既告知者に該当する場合は、氏名、生年月日及び住所）
- (ロ) 非課税口座簡易開設届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地
 - (ハ) 非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づき振替記載等がされている上場株式等の配当等に係る配当所得及びその上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について非課税措置の適用を受ける旨
 - (ニ) 非課税口座簡易開設届出書の提出年月日
 - (ホ) その非課税口座に設定をしようとする勘定の種類
 - (ヘ) 勘定設定期間として次に掲げる期間（平成36年1月1日以後に非課税口座簡易開設届出書の提出をする場合には、iiに掲げる期間）
 - i 非課税管理勘定を設けることができる期間として、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間
 - ii 累積投資勘定を設けることができる期間として、平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間
 - (ト) その他参考となるべき事項

(注1) 従来の非課税口座開設届出書と同様、非課税口座簡易開設届出書の提出については、その提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（インターネットや電子メール等を利用する方法）によるその非課税口座簡易開設届出書に記載すべき事項の提供を行うことができます。

また、非課税口座簡易開設届出書の提出にあたっては、従来の非課税口座開設届出書と同様、居住者等は、その提出をする際、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の住民票の

写しその他の本人確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信して、氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、告知した事項につき確認を受けなければなりません（措法37の14⑬）。

(注2) 上記イの「番号既告知者」とは、非課税口座簡易開設届出書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所の長が、その提出をする居住者等の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の本人確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を受けて作成されたものに限り、）を備えている場合におけるその居住者等をいいます（措令25の13⑳、措規18の15の3⑮⑯⑰）。

- ロ 非課税口座簡易開設届出書の届出事項の所轄税務署長への提供

非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、次に掲げる事項（以下「届出事項」といいます。）を、特定電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法によりその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされました。この場合において、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その非課税口座簡易開設届出書につき帳簿を備え、その非課税口座簡易開設届出書の提出をした者の各人別に、届出事項を記載し、又は記録しなければなりません（措法37の14⑪、措規18の15の3⑳）。

- (イ) 非課税口座簡易開設届出書の提出をした者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
- (ロ) 非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及び法人番号
- (ハ) 非課税口座簡易開設届出書の提出年月日

- (ニ) 非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された勘定の種類及びその勘定が設定された非課税口座の記号又は番号
 - (ホ) 勘定設定期間として次に掲げる期間（非課税口座簡易開設届出書が平成36年1月1日以後に提出がされたものである場合には、iiに掲げる期間）
 - i 非課税管理勘定を設けることができる期間として、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間
 - ii 累積投資勘定を設けることができる期間として、平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間
 - (ヘ) その他参考となるべき事項
- ハ 所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長への通知
- 上記ロの届出事項の提供を受けた所轄税務署長は、その届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書の提出をした居住者等（以下「提出者」といいます。）について、その届出事項の提供を受けた時よりも前にその所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項の提供又は上記1(イ)⑥ロの申請事項の提供が行われていないかどうかの確認を行うこととされました。この確認をした所轄税務署長は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項を、その届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織）を使用する方法により提供しなければならないこととされています（措法37の14⑫、措規18の15の3⑳㉓）。
- (イ) その届出事項の提供を受けた時よりも前にその所轄税務署長及び他の税務署長に対して届出事項及び申請事項の提供がない場合……次に掲げる事項
 - i その非課税口座簡易開設届出書が下記二(イ)により受理することができないもの及び下記二(ロ)により提出をすることができないものに該当しない旨
 - ii その提出者の氏名及び生年月日
 - iii 勘定設定期間として次に掲げる期間（その非課税口座簡易開設届出書が平成36年1月1日以後に提出がされたものである場合には、bに掲げる期間）
 - a 非課税管理勘定を設けることができる期間として、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間
 - b 累積投資勘定を設けることができる期間として、平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間
 - iv 整理番号
 - v その他参考となるべき事項
 - (ロ) その届出事項の提供を受けた時よりも前にその所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の提供がある場合……次に掲げる事項
 - i その非課税口座簡易開設届出書が下記二(イ)により受理することができないもの又は下記二(ロ)により提出をすることができないものに該当する旨及びその理由
 - ii その提出者の氏名、生年月日及び住所
 - iii その他参考となるべき事項なお、上記(ロ)に定める事項の提供を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出者に対し、上記(ロ) i に掲げる事項を通知しなければならないこととされました（措法37の14⑫後段）。
- ニ 非課税口座簡易開設届出書の重複提出等の禁止
- (イ) 非課税口座簡易開設届出書の重複提出の禁止
 - 金融商品取引業者等の営業所の長は、その金融商品取引業者等に既に非課税口

座を開設している居住者等から重ねて提出がされた非課税口座開設届出書（非課税口座簡易開設届出書を含みます。）については、これを受理することができないこととされました（措法37の14⑭）。

(ロ) 同一勘定設定期間における非課税適用確認書及び非課税口座簡易開設届出書の重複提出の禁止

既にその勘定設定期間に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けるための非課税適用確認書の提出又は非課税口座簡易開設届出書の提出をした居住者等は、その非課税適用確認書の提出又は非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長及びその金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その勘定設定期間と同一の勘定設定期間又はその期間の全部若しくは一部が重複する勘定設定期間に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けるための非課税適用確認書の提出をすることができないこととされました（措法37の14⑭）。

また、次に掲げる居住者等は、その非課税適用確認書の交付申請書の提出又はその非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長及びその金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座簡易開設届出書の提出をすることができないこととされました（措法37の14⑮）。

i 金融商品取引業者等の営業所の長に対し次の勘定設定期間に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けるための非課税適用確認書の交付申請書の提出をした居住者等

a 非課税管理勘定を設けることができる期間として、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間

b 累積投資勘定を設けることができる期間として、平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間

ii 金融商品取引業者等の営業所の長に対し非課税口座簡易開設届出書の提出をした居住者等

よって、同一の勘定設定期間における新規の非課税口座の開設は、非課税適用確認書の交付申請書の提出（非課税適用確認書を添付した非課税口座開設届出書の提出）又は非課税口座簡易開設届出書の提出のいずれかにより行うこととなります。

(注) 上記のとおり、非課税口座の開設後、同一の勘定設定期間における非課税口座簡易開設届出書の提出はできないことから、金融商品取引業者等変更届出書又は非課税口座廃止届出書の提出により、他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座簡易開設届出書による口座開設はできません。この場合には、従来の手続と同様に、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を添付した非課税口座開設届出書の提出が必要です。

ホ 重ねて設けられた非課税口座の取扱い

その非課税口座簡易開設届出書が上記二(イ)により受理することができないもの又は上記二(ロ)により提出をすることができないものに該当する場合には、その非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された上場株式等の振替記載等に係る口座は、その口座の設定の時から非課税口座に該当しないものとして、所得税に関する法令の規定を適用することとされました（措法37の14⑯）。

よって、非課税口座に該当しないものとされた口座に係る上場株式等の配当等や譲渡による所得については、上記1(1)①②の非課税措置等の適用はありません。そのた

め、その口座を開設された金融商品取引業者等は、その配当等について源泉徴収を行うとともに、支払調書の税務署長への提出（所法225①）及び支払通知書の口座開設者への交付（所法225②、措法8の4④）が必要となります。

（注） 課税扱いとされた譲渡の対価について株式等の譲渡の対価等の支払調書の提出をする場合には、その譲渡の対価が課税扱いとされたものである旨をその支払調書に記載することとされました（所規別表第5（二十八））。

ヘ 非課税口座簡易開設届出書の保存

非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その非課税口座簡易開設届出書を、非課税口座が廃止された日（非課税口座簡易開設届出書の提出があった日の属する勘定設定期間の終了の日の翌日から5年を経過する日の方が遅い場合はその日）の属する年の翌年から5年間保存しなければなりません（措規18の15の8①）。非課税口座簡易開設届出書に記載すべき事項が電磁的方法により提供された場合におけるその記載すべき事項を記録した電磁的記録も同様です（措規18の15の8④）。

② 非課税口座内上場株式等の移管手続の簡素化

イ 非課税管理勘定に係る上場株式等の移管

非課税期間が満了した非課税口座内上場株式等は、同じ非課税口座内の他の非課税管理勘定に移管されるものを除き、非課税上場株式等管理契約に基づき、非課税口座以外の他の保管口座に移管する必要があります（上記1(1)④参照）。この場合において、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に移管するときは、その金融商品取引業者等の営業所の長に対し、移管を依頼する旨その他の事項を記載した書類の提

出が必要とされていました。

（注） 特定口座への移管の手続については、後述「三 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正」もあわせてご参照ください。

一方、平成30年末にはこの非課税措置が創設されて以来初めての非課税期間満了を迎えますが、同一の金融商品取引業者等に非課税口座に加えて特定口座を開設している投資家が大半であるため、多数の者が特定口座への移管手続を行うことが想定されます。そのため、このような状況を踏まえ、また、その移管に係る事務処理を円滑にする観点から、非課税期間の満了時に非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設している特定口座がある場合には、非課税口座内上場株式等は原則としてその特定口座に移管されることとされました。

具体的には、非課税管理勘定に係る上場株式等の移管は、居住者等が開設している非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において、上記1(1)④ロ(ロ)の移管がされるもの（他の年分の非課税管理勘定に移管されるもの）を除き、次に定めるところにより行われることとされました（措令25の13⑧、措規18の15の3④⑤）。

(イ) その非課税管理勘定が設けられた非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所にその居住者等が特定口座を開設している場合には、その非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその特定口座に移管されます。

（注） 上記(イ)の特定口座に移管がされる非課税口座内上場株式等と同一銘柄のその非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その全てをその非課税口座からその特定口座に移管しなければ

ばならないものとされています（措令25の13⑧後段）。

- (ロ) その居住者等が、上記イ)の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、次に掲げる事項を記載した「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」（以下「非課税口座内上場株式等移管依頼書」といいます。）の提出（その非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法によるその非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供で、その者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含みます。）をした場合には、上記イ)にかかわらず、その非課税口座内上場株式等移管依頼書（電磁的方法により提供したその非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含みます。（ロ)において同じです。）に記載又は記録がされた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされた特定口座以外の他の保管口座に移管されます。
- i 非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所
 - ii 非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地
 - iii その非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等を特定口座以外の他の保管口座に移管することを依頼する旨
 - iv その移管しようとする非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数若しくは持分の割合又は価額
 - v その他参考となるべき事項
- (注1) 上記の「電磁的方法」とは、具体

的にはインターネットや電子メール等を利用した方法をいいます。また、「特定署名用電子証明書等」とは、①署名用電子証明書及び②その署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、その署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るものが記録された電磁的記録をいいます（措令25の13⑧二、措規18の15の3⑤、18の12①二）。

(注2) その非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所と異なる金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座以外の他の保管口座に移管することも可能です。

- (ハ) その金融商品取引業者等の営業所にその居住者等が特定口座を開設していない場合には、上記ロ)の非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされていないその非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その非課税口座からその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の他の保管口座に移管されます。

(注) 非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その非課税口座内上場株式等移管依頼書を、非課税口座が廃止された日（非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出があった日の属する勘定設定期間の終了の日の翌日から5年を経過する日の方が遅い場合はその日）の属する年の翌年から5年間保存しなければなりません（措規18の15の8①）。非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項が電磁的方法により提供された場合におけるその記載すべき事項を記録した電磁的記録も同様です（措規18の15の8④）。

- ロ 累積投資勘定に係る上場株式等の移管

累積投資勘定に係る上場株式等の移管については、居住者等が開設している非課税口座に累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において、上記イ(イ)から(ハ)までの非課税管理勘定に係る上場株式等の移管に係る手続と同様の手続で行われることとされました（措令25の13⑱、措規18の15の3⑩）。

③ 非課税口座廃止手続の見直し

上記1(1)⑧イのとおり、非課税口座を開設している居住者等がその非課税口座につき非課税措置の適用をやめようとする場合には、非課税口座廃止届出書を提出しなければならないこととされていますが、その非課税口座廃止届出書には、その者の個人番号の記載は要しないこととされています（措法37の14⑳、措規18の15の3㉓）。他方、上記1(1)⑧ロのとおり、非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その居住者等の個人番号を含む廃止届出事項を、e-Taxを使用してその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされています（措法37の14㉔、措規18の15の3㉖）。

したがって、マイナンバー制度導入前に非課税口座を開設した居住者等がその非課税口座につき非課税措置の適用をやめようとする場合には、金融商品取引業者等の営業所の長は、その居住者等から個人番号の告知を受ける機会がないときがあることから、その場合は所轄税務署長に廃止届出事項を提供するために、その居住者等が非課税口座を廃止する際に新たに個人番号の告知を受ける必要があり、事務負担が生じていました。

上記のような状況を踏まえ、平成28年1月1日前に非課税口座を開設した居住者等（開設時に個人番号の告知をしていない者）でその非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に個人番号の告知をしていないものが、平成30年4月1日から平成31年

1月1日以後最初にその非課税口座における非課税口座内上場株式等の譲渡又はその非課税口座への配当等の受入れをする日（同日において個人番号を有しない者にあつては、同日以後に個人番号が初めて通知された日の属する年の翌年1月31日）までの間に、非課税口座廃止届出書を提出する場合には、その金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供する廃止届出事項から、個人番号を除外することとされました（平成28年改正措規附則14㉒）。

(2) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

① 非課税管理勘定に係る上場株式等の移管手続の簡素化

非課税口座に係る措置（上記(1)②参照）と同様に、移管に係る事務処理を円滑にする観点から、非課税期間の満了時に未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所等に開設している特定口座がある場合には、未成年者口座内上場株式等は原則としてその特定口座に移管されることとされました。具体的には次のとおり移管が行われることとなります。

イ 5年経過日（上記1(2)④ニ(イ)参照）の属する年の翌年3月31日において未成年者口座を開設する居住者等が18歳未満である場合におけるその未成年者口座に設けられた非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等の移管は、5年経過日の翌日において、上記1(2)④ロ(イ)ii若しくは(ロ)又は(ハ(イ)若しくは(ロ)の移管がされるもの（他の年分の非課税管理勘定や継続管理勘定に移管されるもの）を除き、次に定めるところにより行われることとされました（措令25の13の8⑤、措規18の15の10④）。

(イ) その未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を構成する特定口座が開設されている場合には、その非課税管

理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その未成年者口座からその特定口座に移管されます。

(注) 上記(イ)の特定口座に移管がされる未成年者口座内上場株式等と同一銘柄のその非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その全てをその未成年者口座からその特定口座に移管しなければならないものとされています(措令25の13の8⑤後段)。

(ロ) その居住者等がその未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、次に掲げる事項を記載した「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」(以下「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」といいます。)の提出(その未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法によるその未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供で、その者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含みます。)をした場合には、上記(イ)にかかわらず、その未成年者口座内上場株式等移管依頼書(電磁的方法により提供したその未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含みます。)に記載又は記録がされたその非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その未成年者口座からその課税未成年者口座を構成する特定口座以外の他の保管口座に移管されます。

- i 未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所
- ii 未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地
- iii その未成年者口座に設けられた非課

税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を、特定口座以外の他の保管口座に移管することを依頼する旨

iv その移管しようとする未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数若しくは持分の割合又は価額

v その他参考となるべき事項

(注1) その課税未成年者口座を構成する特定口座が開設されていない場合におけるその非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等についても、その未成年者口座からその課税未成年者口座を構成する特定口座以外の他の保管口座に移管されます(措令25の13の8⑤二後段)。この場合は、未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出は不要です。

(注2) 上記の「電磁的方法」及び「特定署名用電子証明書等」については、上記(1)②イ(ロ)(注1)をご参照ください。

ロ 上記イの場合以外の場合における未成年者口座に設けられた非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等の移管は、5年経過日の翌日において、上記1(2)④ロ(イ)ii若しくは(ロ)又はハ(イ)若しくは(ロ)の移管がされるもの(他の年分の非課税管理勘定や継続管理勘定に移管されるもの)を除き、次に定めるところにより行われることとされました(措令25の13の8⑥、措規18の15の10⑤)。

(イ) その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所にその未成年者口座を開設している居住者等が特定口座を開設している場合には、その非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その未成年者口座からその特定口座に移管されます。

(注) 上記(イ)の特定口座に移管がされる未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の

その非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その全てをその未成年者口座からその特定口座に移管しなければならないものとされています（措令25の13の8⑥後段）。

- (ロ) その居住者等が、上記(イ)の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出（その未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法によるその未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供で、その者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含みます。）をした場合には、上記(イ)にかかわらず、その未成年者口座内上場株式等移管依頼書（電磁的方法により提供したその未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含みます。）に記載又は記録がされたその非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その未成年者口座からその未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされた特定口座以外の他の保管口座に移管されます。

(注1) 上記の「電磁的方法」及び「特定署名用電子証明書等」については、上記(1)②イ(ロ)（注1）をご参照ください。

(注2) その未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所と異なる金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座以外の他の保管口座に移管することも可能です。

- (ハ) 上記(イ)の金融商品取引業者等の営業所にその居住者等が特定口座を開設していない場合には、未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録がされていないその非課税管理勘定に係る未成年者

口座内上場株式等は、その未成年者口座からその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の他の保管口座に移管されます。

(注) 未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その未成年者口座内上場株式等移管依頼書を、未成年者口座が廃止された日（租税特別措置法第37条の14第28項の規定により非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書の提出があったものとみなされた日の属する勘定設定期間の終了の日の翌日から5年を経過する日の方が遅い場合はその日）の属する年の翌年から5年間保存しなければなりません（措規18の15の10⑩、18の15の8①）。未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項が電磁的方法により提供された場合におけるその記載すべき事項を記録した電磁的記録も同様です（措規18の15の10⑩、18の15の8④）。

② 継続管理勘定に係る上場株式等の移管手続の簡素化

居住者等がその年1月1日において20歳以上である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等については、同日の翌日に、上記①ロ(イ)から(ハ)までの非課税管理勘定に係る上場株式等の移管に係る手続と同様の手続で移管が行われることとされました（措令25の13の8⑦、措規18の15の10⑤）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)①の改正は、平成31年1月1日以後に提出をする非課税口座簡易開設届出書について適用されます（改正法附則74）。
- (2) 上記2(1)②及び(2)の改正は、平成30年4月1日から施行されます（改正措令附則1、改正措規附則1）。
- (3) 上記2(1)③の改正は、平成30年4月1日から施行されます（改正措規附則1）。

三 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者等が、上場株式等保管委託契約に基づき特定口座（その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座）に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。）に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）の譲渡をした場合には、その特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とその特定口座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされています（措法37の11の3①、措令25の10の2①前段）。
- (2) 信用取引又は発行日取引（以下「信用取引等」といいます。）を行う居住者等が、上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とその信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされています（措法37の11の3②、措令25の10の2③）。
- (3) 「特定口座」とは、居住者等が、上記(1)又は(2)の特例の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に、その口座の名称、その口座に設ける勘定の種類、上記(1)又は(2)の特例の適用を受ける旨その他一定の事項を記載した特定口座開設届出書の提出をして、その金融商品取引業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しく

は記録若しくは保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座（その口座においてこれらの契約及び上場株式配当等受領委任契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）をいうこととされています（措法37の11の3③一）。

- (4) 「上場株式等保管委託契約」とは、上記(1)の特例の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「振替記載等」といいます。）に係る契約で、その契約書において、次の事項が定められているものをいうこととされています（措法37の11の3③二、旧措令25の10の2⑥⑦⑨～⑳）。

① 上場株式等の振替記載等はその振替記載等に係る口座に設けられた特定保管勘定において行うこと。

② その特定保管勘定においては、その居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

イ 特定口座開設届出書の提出後に、その金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れるもの

ロ 居住者等が開設する非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等で、その非課税口座からその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されているその居住者等の特定口座への移管により受け入れるもの（次に掲げる要件を満たすものに限ります。）

(イ) その居住者等が、その非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所

の長に対し、移管することを依頼する旨その他の事項を記載した書類を提出して移管されること。

(ロ) その非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の一部の移管がされる場合には、その移管がされる非課税口座内上場株式等と同一銘柄の非課税口座内上場株式等でその非課税管理勘定又は累積投資勘定に係るものは全てその移管がされる非課税口座内上場株式等に含まれること。

ハ 居住者等が開設する未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等で、その未成年者口座からその未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等に開設されているその居住者等の特定口座への移管により受け入れるもの（次に掲げる要件を満たすものに限ります。）

(イ) その居住者等が、その未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、移管することを依頼する旨その他の事項を記載した書類を提出して移管されること。

(ロ) その未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等の一部の移管がされる場合には、その移管がされる未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の未成年者口座内上場株式等でその非課税管理勘定又は継続管理勘定に係るものは全てその移管がされる未成年者口座内上場株式等に含まれること。

ニ 特定口座内保管上場株式等について行われた株式又は受益権の分割又は併合により取得する上場株式等や、特定口座内保管上場株式等を発行した法人の合併により取得する合併法人又は合併親法人の株式など、一定の事由により取得する上場株式等

③ その他一定の事項

2 改正の内容

(1) 特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲の拡充等

特定口座制度の利便性を高める観点等から、上記1(4)の上場株式等保管委託契約に基づき特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲について、次の改正が行われました。

① 特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲に、居住者等が取得した特定譲渡制限付株式等（特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式をいいます。以下同じです。）で、特定口座への受入れをその特定譲渡制限付株式等の譲渡についての制限が解除された時にその制限が解除された特定譲渡制限付株式等の全てについて、特定口座以外の口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。以下同じです。）からその特定口座への振替の方法により行うものが追加されました（措令25の10の2⑭二十五）。

特定口座に受け入れる特定譲渡制限付株式等は、その特定口座を開設する金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の口座においてその取得の日から引き続きその口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に保管の委託がされている必要があります。

(注1) 上記の「特定譲渡制限付株式」とは、個人が法人に対して役務の提供をした場合において、譲渡制限付株式であってその役務の提供の対価としてその個人に生ずる債権の給付と引換えにその個人に交付されるものその他その個人に給付されることに伴ってその債権が消滅する場合のその譲渡制限付株式をいいます（所令84①）。

この「譲渡制限付株式」とは、次に掲げる要件に該当する株式（出資、投資口その他これらに準ずるものを含みます。

以下同じです。)をいいます(所令84①)。

イ 譲渡についての制限がされており、かつ、その譲渡についての制限に係る期間が設けられていること。

ロ その個人から役務の提供を受ける法人又はその株式を発行し、若しくはその個人に交付した法人がその株式を無償で取得することとなる一定の事由が定められていること。

(注2) 上記の「承継譲渡制限付株式」とは、次に掲げる譲渡制限付株式をいいます(所令84①、所規19の4①)。

イ 合併により被合併法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される合併法人の譲渡制限付株式又はその合併の直前に合併法人との間にその合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係がある法人の譲渡制限付株式

ロ 分割型分割により分割法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される分割承継法人の譲渡制限付株式又はその分割型分割の直前に分割承継法人との間にその分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係がある法人の譲渡制限付株式

② 上記1(4)②ロの非課税口座内上場株式等の特定口座への移管について、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日又は非課税口座に累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日(非課税期間の満了時)に、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に移管される場合には、上記1(4)②ロ(イ)の書類の提出は不要とされました(措令25の10の2⑭二十六)。

(注) 上記②及び下記③の非課税期間の満了時における非課税口座内上場株式等及び未成年者口座内上場株式等の特定口座への移管に係る改正の詳細については、前述「二

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等の改正」をご参照ください。

③ 上記1(4)②ハの未成年者口座内上場株式等の特定口座への移管について、未成年者口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日又は未成年者口座を開設する居住者等がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日の翌日(非課税期間の満了時)に、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に移管される場合には、上記1(4)②ハ(イ)の書類の提出は不要とされました(措令25の10の2⑭二十七)。

(2) 特定口座内保管上場株式等を発行した法人の金融商品取引業者等に対する通知義務

特定口座内保管上場株式等を発行した法人が組織再編等を行った場合に、特定口座を開設されている金融商品取引業者等が特定口座内保管上場株式等の取得価額の管理を適切かつ円滑に行うことができるように、その法人はその金融商品取引業者等に対し、特定口座内保管上場株式等の取得価額の計算に必要な情報を通知しなければならないこととされました。

具体的には、居住者等が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を発行した法人は、次に掲げる場合に該当する場合には、その特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項その他特定口座内保管上場株式等の取得価額の計算に関し参考となるべき事項を通知しなければならないこととされました(措令25の10の2⑳)。

① その法人が分割型分割を行った場合……分割型分割を行った旨及びその分割型分割に係る所得税法施行令第61条第2項第2号に規定する割合

② その法人が株式分配を行った場合……株式

分配を行った旨及びその株式分配に係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合

- ③ その法人が資本の払戻し又は解散による残余財産の分配（以下「払戻し等」といいます。）を行った場合……払戻し等を行った旨及びその払戻し等に係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合（その払戻し等が出資等減少分配である場合には、同項第5号に規定する割合）

3 適用関係

- (1) 上記2(1)①の改正は、平成30年4月1日以後に譲渡についての制限が解除される特定譲渡制限付株式等について適用されます（改正措令附則9①）。
- (2) 上記2(1)②及び③の改正は、平成30年4月1日から施行されます（改正措令附則1）。
- (3) 上記2(2)の改正は、平成30年4月1日以後に行われる分割型分割、株式分配又は払戻し等について適用されます（改正措令附則9②）。

四 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者等が、特定新規中小会社の特定新規株式を払込みにより取得をした場合において、その居住者等がその年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するものに限ります。）の取得に要した金額（その金額の合計額は、1,000万円が限度）については、寄附金控除を適用することができることとされています（旧措法41の19①）。

なお、この特例の適用を受けた場合には、その適用を受けた年の翌年以後のその適用を受けた特定新規株式に係る同一銘柄株式の取得価額については、その特例により控除した金額に相当する金額を圧縮（減額）することとされています（措法41の19③、措令26の28の3⑥）。

- (2) 上記(1)の特例の適用対象となる「特定新規中小会社」とは次に掲げる株式会社をいい、「特定新規株式」とは、その株式会社の区分に応じそれぞれ次に定める株式をいいます（旧措法41の19①）。

- ① 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立年数が1年未満であるなど一定のものに限ります。）……その株式会社により発行される株

式

- ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成30年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの……その指定会社により発行される株式でその指定の日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるもの
- ③ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの……その指定会社により発行される株式
- ④ 国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社……その株式会社により発行される株式で国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成27年7月15日）から平成30年3月31日までの間に発行されるもの
- ⑤ 内国法人のうち、地域再生法第16条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社で平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に同条の確認を受けたもの……その株式会社により発行される株式で、その確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間

に発行されるもの

2 改正の内容

(1) 地域再生法の一定の特定地域再生事業を行う株式会社に係る措置の改組

上記1(2)⑤の地域再生法の一定の特定地域再生事業を行う株式会社に係る措置については、これまで、認定地方公共団体による要件の確認を受けた株式会社により発行される株式（増資）が対象とされ、株式会社の設立の際に発行される株式（設立時出資）は、この特例の対象外とされていました。

他方、この措置の対象となる地域再生法の一定の特定地域再生事業は、人口減少や高齢化の著しい中山間地域等における地域課題を解決するものであり、既存の会社が事業を拡大して実施する場合のみならず、地域住民が出資しあって新規に株式会社を設立し、設立時に多額の資金を必要とする場合もあります。

上記のような状況を踏まえ、今般、地域再生法が改正され、認定地方公共団体による株式会社の要件の確認を株式の取得後に行うこととされました（地域再生法16）。この改正に伴い、個人が株式会社の設立の際に発行される株式を払込みにより取得をした場合についてもこの特例の対象とされ、この特例の対象となる上記1(2)⑤の特定新規中小会社及び特定新規株式については、次のとおり改められました（措法41の19①四、措規19の11⑦一ニ）。

① 特定新規中小会社

内国法人のうち地域再生法第16条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社

② 特定新規株式

上記①の株式会社により発行される株式で地域再生法の一部を改正する法律（平成30年

法律第38号）の施行の日（平成30年6月1日）から平成32年3月31日までの間に発行されるもの

(2) 総合特別区域法の指定会社に係る措置の廃止

この特例の適用対象となる特定新規中小会社及び特定新規株式の範囲から、上記1(2)②の特定新規中小会社及び特定新規株式が除外されました（旧措法41の19①二、旧措規19の11④二、⑦一口）。

(3) 国家戦略特別区域法の株式会社により発行される特定新規株式の発行期限の延長

この特例の適用対象となる上記1(2)④の国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社により発行される株式の発行期限が平成32年3月31日まで2年延長されました（措法41の19①三、措規19の11⑦一ハ(2)）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）の施行の日（平成30年6月1日）前に上記1(2)⑤の確認を受けた上記1(2)⑤の株式会社によりその確認を受けた日以後に発行される株式については、従前どおりこの特例が適用されます（改正法附則83②、改正措令附則18、平成30年6月改正措規附則②）。したがって、その確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行される株式は引き続きこの特例の対象となります。
- (2) 上記2(2)の改正は、平成30年4月1日前に上記1(2)②の指定を受けた上記1(2)②の指定会社によりその指定の日以後に発行される株式については、従前どおりとされています（改正法附則83①）。

五 個人が氏名又は住所の変更をした場合の手続の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 個人が氏名又は住所を変更した場合の申告書等の提出

① 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人は、その提出後、氏名又は住所の変更をした場合には、遅滞なく、氏名、住所及び個人番号並びに変更前及び変更後の氏名、住所又は個人番号等を記載した財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書を、その者の勤務先等及び現に財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地（住所の変更の場合には、その変更前の住所地）の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（措令2の18①、2の31、旧措規3の5③、3の12①、別表第3(四)）。

② 特定寄附信託異動申告書

特定寄附信託申告書を提出した居住者が、その提出後、その特定寄附信託申告書に記載した氏名又は住所若しくは居所を変更した場合には、遅滞なく、氏名、住所又は居所及び個人番号並びに変更前の氏名、住所若しくは居所又は個人番号等を記載した特定寄附信託異動申告書を、その特定寄附信託の受託者を経由し、その者の住所地（国内に住所を有しない者にあつては住所地とされ、住所又は居所の変更の場合には、その変更前の住所地又は居所地とされます。）の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。この場合において、その者は、その特定寄附信託の受託者にその者の本人確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとされ、その特定寄附信託の受託者は、その特定寄附信託異動申告書に記

載されている変更後の氏名又は住所若しくは居所がその本人確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名又は住所若しくは居所と同一であることを確認し、かつ、その特定寄附信託異動申告書にその確認した事実及びその本人確認書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しなければならないこととされています（旧措令2の35⑩、旧措規3の17④）。

③ 特定口座異動届出書

特定口座開設届出書の提出をした居住者等が、その提出後、氏名又は住所の変更をした場合には、遅滞なく、氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所等を記載した特定口座異動届出書を、その特定口座開設届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならないこととされています。この場合において、その特定口座異動届出書を提出する居住者等は、その金融商品取引業者等の営業所の長にその者の本人確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとされ、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その特定口座異動届出書に記載されている変更後の氏名又は住所がその本人確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名又は住所と同一であることを確認し、かつ、その特定口座異動届出書にその確認をした旨及びその本人確認書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載し、又は記録しなければならないこととされています（旧措令25の10の4①、旧措規18の12の2①）。

④ 非課税口座異動届出書及び未成年者口座異動届出書

非課税口座又は未成年者口座を開設している居住者等が、氏名又は住所の変更をした場

合には、遅滞なく、氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所等を記載した非課税口座異動届出書又は未成年者口座異動届出書を、その非課税口座又は未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならないこととされています。この場合において、その非課税口座異動届出書又は未成年者口座異動届出書の提出に当たっては、その金融商品取引業者等の営業所の長にその者の本人確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとされ、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その非課税口座異動届出書又は未成年者口座異動届出書に記載され、又は記載されるべき変更後の氏名又は住所がその本人確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名又は住所と同一であることを確認し、かつ、その非課税口座異動届出書又は未成年者口座異動届出書にその確認をした旨及びその本人確認書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載又は記録をしなければならないこととされています（旧措令25の13の2①、25の13の8⑱、旧措規18の15の4①、18の15の10⑱）。

(2) 本人確認書類の範囲

① 上記(1)②の本人確認書類は、次に掲げる者の区分に応じ次に定める書類とされています（旧措規3の17⑥、旧所規81の6①）。

イ 国内に住所を有する個人……次に掲げるいずれかの書類

(イ) 個人番号カードで提示する日において有効なもの

(ロ) 通知カード及び住所等確認書類

(ハ) 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書で個人番号の記載のあるもの（提示する日前6月以内に作成されたものに限ります。）及び住所等確認書類で下記（注）i及びiiの書類以外のもの

ロ 国内に住所を有しない個人……次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める書類
(イ) 個人番号を有しない個人……住所等確認書類（下記（注）i及びiiの書類を除きます。）

(ロ) 個人番号を有する個人……住所等確認書類（下記（注）i及びiiの書類を除きます。）及び通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第15条に規定する還付された通知カード又は同令第32条第1項に規定する還付された個人番号カード

（注） 上記の住所等確認書類は、次に掲げる書類（その者の氏名及び住所の記載のあるものに限り。）とされています（旧措規3の17⑥、旧所規81の6②）。

i 個人番号カードで提示する日において有効なもの

ii 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（提示する日前6月以内に作成されたものに限ります。iiiにおいて同じです。）

iii 戸籍の附票の写し又は印鑑証明書

iv 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

v 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

vi 運転免許証（提示する日において有効なものに限ります。）又は運転経歴証明書

vii 旅券で提示する日において有効なもの

viii 在留カード又は特別永住者証明書で、提示する日において有効なもの

ix 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料の領収証書（領収

日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が提示する日前6月以内のものに限ります。）

x 上記に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（提示する日前6月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるもの）にあっては、提示する日において有効なもの）に限ります。）

② 上記①③及び④の本人確認書類は、次に掲げる者の区分に応じ次の書類とされています（旧措令25の10の4①一、25の10の3②、25の13の2①、25の13②③、25の13の8①⑦、旧措規18の12③④、18の15の3①⑧、18の15の10①⑦）。

イ 国内に住所を有する個人（番号既告知者を除きます。）……上記①イ(イ)から(ハ)までに掲げるいずれかの書類

ロ 国内に住所を有しない個人（番号既告知者を除きます。）……次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(イ) 個人番号を有しない個人……上記①ロ(イ)に定める書類

(ロ) 個人番号を有する個人……上記①ロ(ロ)に定める書類

ハ 番号既告知者……住所等確認書類（国内に住所を有しない個人にあっては、上記①(注) i 及び ii の書類を除きます。）

(注1) 上記の「番号既告知者」とは、特定口座開設届出書、非課税口座開設届出書又は未成年者口座開設届出書等の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所の長が、これらの届出書等の提出の際に告知をする居住者等の個人番号その他一定の事項を記載した帳簿を備えている場合におけるその個人番号の告知を要しないこととされている居住者等をいいます（旧措令25の10の3①⑤、25の13②②、25の13の8①⑦、旧措規18の15の3①⑦、18の15の10①⑦）。

(注2) 上記②のイからハにおける住所等確認

書類は、上記①(注)の住所等確認書類とほぼ同様となりますが、その者の氏名、生年月日及び住所の記載のある書類に限られており、上記①(注) ixの書類等は含まれません（旧措規18の12④、18の15の3①⑧、18の15の10①⑦）。

(3) 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の適用を受けている者が氏名又は住所を変更した場合の届出

特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の適用を受けている権利者又は承継特例適用者は、氏名又は住所の変更をした場合には、遅滞なく、変更前の氏名、住所及び個人番号並びに変更後の氏名、住所及び個人番号を、対象株式等の管理等を行う金融商品取引業者等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託若しくは管理等信託に係る営業所等に届け出ることとされています（旧措規11の3①三イ）。

2 改正の内容

マイナンバー制度の導入後は、申告書等を提出する個人が金融機関等に告知すべき事項にその者の個人番号が追加されましたが、平成28年度税制改正において、個人番号の告知方法等について見直しが行われ、個人番号を既に告知している者については、金融機関等の告知を受ける者が告知をする者の個人番号等を記載した帳簿を備えている場合には、個人番号の告知を要しないこととする特例が設けられました。他方、氏名や住所を変更した場合には、引き続き個人番号の告知が必要とされていました。

平成30年度税制改正において、納税者及び金融機関等の本人確認等の事務負担を軽減する観点から、個人が、金融機関等に対して既に個人番号の告知等をしている場合において、氏名又は住所を変更したときは、個人番号の告知は要しないこととする等の改正が行われました。

具体的な改正内容は、次のとおりです。

(1) 個人が氏名又は住所を変更した場合の申告書等の提出に関する改正

① 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書の改正

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、氏名又は住所の変更をした場合に提出することとされている財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書には、個人番号の記載を要しないこととされました（措規3の5③、3の12①、別表第3(四)）。

また、その財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書を受理した勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長は、その財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書に、その個人の個人番号を付記するものとされました（措規3の5④、3の12①、別表第3(四)）。

② 特定寄附信託異動申告書の改正

特定寄附信託申告書を提出した居住者が、その提出後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合に提出することとされている特定寄附信託異動申告書には、個人番号の記載を要しないこととされました。この場合において、その提出に当たっては、その特定寄附信託の受託者に、その者の本人確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信に代えて、下記(2)①の書類の提示をすることができることとされ、その特定寄附信託の受託者は、その特定寄附信託異動申告書に記載されている変更後の氏名又は住所若しくは居所がその書類に記載がされた氏名又は住所若しくは居所と同一であることを確認し、かつ、その特定寄附信託異動申告書にその確認した事実及びその書類の名称を記載しなければならないこととされました（措令2の35⑩、措規3の17④）。

また、その特定寄附信託異動申告書を受理した特定寄附信託の受託者は、その特定寄附

信託異動申告書に、その居住者の個人番号を付記するものとされました（措規3の17⑥）。

③ 特定口座異動届出書の改正

特定口座開設届出書の提出をした居住者等が、その提出後、氏名又は住所の変更をした場合に提出することとされている特定口座異動届出書には、個人番号の記載を要しないこととされました。この場合において、その提出に当たっては、金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の本人確認書類の提示又は署名用電子証明書の送信に代えて、その者の下記(2)②の書類の提示をすることができることとされ、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その特定口座異動届出書に記載されている変更後の氏名又は住所がその書類に記載がされた氏名又は住所と同一であることを確認し、かつ、その特定口座異動届出書にその確認をした旨及びその書類の名称を記載しなければならないこととされました（措令25の10の4①、措規18の12の2①）。

④ 非課税口座異動届出書及び未成年者口座異動届出書の改正

非課税口座又は未成年者口座を開設している居住者等が、氏名又は住所の変更をした場合に提出することとされている非課税口座異動届出書又は未成年者口座異動届出書には、個人番号の記載を要しないこととされました。この場合において、その提出に当たっては、金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の本人確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信に代えて、その者の下記(2)②の書類の提示をすることができることとされ、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その非課税口座異動届出書又は未成年者口座異動届出書に記載され、又は記載されるべき変更後の氏名又は住所がその書類に記載がされた氏名又は住所と同一であることを確認し、かつ、その非課税口座異動届出書又は未成年者口座異動届出書にその確認をした旨及びその書類の名称を記載しなければならないこととされ

ました（措令25の13の2①、25の13の8②、措規18の15の4①、18の15の10⑨）。

(2) 本人確認書類の範囲の改正

① 上記(1)②の特定寄附信託異動申告書の提出の際に提示することができることとされる書類は、上記1(2)①（注）の住所等確認書類（上記1(2)①（注）iに掲げる書類（個人番号カード）を除きます。）のうち、その者の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とされました（措令2の35⑩、措規3の17⑧、所規81の7①）。

② 上記(1)③の特定口座異動届出書並びに上記(1)④の非課税口座異動届出書及び未成年者口座異動届出書の提出の際に提示することができることとされる書類は、上記1(2)②（注2）の住所等確認書類（上記1(2)①（注）iに掲げる書類（個人番号カード）を除きます。）のうち、その届出書の提出をする者の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とされました（措令25の10の4①一、25の13の2①、25の13の8②、措規18の12の2②、18の15の4②、18の15の10⑨）。

(3) 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の適用を受けている者が氏名又は住所を変更した場合の届出に関する改正

特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の適用を受けている権利者又は承継特例適用者が氏名又は住所の変更をした場合の届出事項から、個人番号を除外することとされました（措規11の3①三イ）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)及び(2)の改正は、平成30年4月1日以後に提出をする財産形成非課税住宅（年金）

貯蓄に関する異動申告書、特定寄附信託異動申告書、特定口座異動届出書又は非課税口座異動届出書若しくは未成年者口座異動届出書について適用し、同日前に提出をした財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書、特定寄附信託異動申告書、特定口座異動届出書又は非課税口座異動届出書若しくは未成年者口座異動届出書については従前どおりとされています（改正措令附則2①、10①、11①、13①、改正措規附則2①、3①、10①、13①、15）。

(2) 平成28年1月1日前に財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書又は特定寄附信託申告書を提出した者でその提出先に個人番号の告知をしていないものが、平成30年4月1日以後最初にその者の氏名又は住所等を変更した場合には、上記2(1)①及び②並びに(2)①の措置は適用しないこととする経過措置が設けられています（改正措令附則2②、改正措規附則2②、3②）。

(3) 平成28年1月1日前に特定口座開設届出書又は非課税口座開設届出書の提出をして特定口座又は非課税口座を開設した居住者等で、金融商品取引業者等の営業所の長に個人番号の告知をしていないものが、平成30年4月1日から平成31年1月1日以後最初にその特定口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡等若しくはその特定口座への上場株式等の配当等の受入れ又はその非課税口座における非課税口座内上場株式等の譲渡若しくはその非課税口座への配当等の受入れをする日までの間に、最初にその者の氏名又は住所を変更した場合には、上記2(1)③及び④並びに(2)②の措置は適用しないこととする経過措置が設けられています（改正措令附則10②、11②、改正措規附則10②、13②）。

(4) 上記2(3)の改正は、平成30年4月1日以後に行う特定新株予約権等の行使について適用し、同日前に行った特定新株予約権等の行使については従前どおりとされています（改正措規附則9）。

六 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例の創設

1 現行制度の概要

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

居住者等が、平成28年1月1日以後に一般株式等（株式等のうち上場株式等以外のものをいいます。）の譲渡（有価証券先物取引の方法により行うもの並びに法人の自己の株式又は出資の取得及び公社債の買入れの方法による償還に係るものを除きます。）をした場合には、その一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、その年中のその一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（各種所得控除をした後の一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいいます。）の15%相当額の所得税を課する（申告分離課税）こととされています（措法37の10①）。

（注）上記の「上場株式等」とは、株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類する一定のもの、投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものの受益権、特定投資法人の投資口その他の株式等をいいます（措法37の11②）。

(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

居住者等が、平成28年1月1日以後に上場株式等の譲渡（有価証券先物取引の方法により行うもの並びに法人の自己の株式又は出資の取得及び公社債の買入れの方法による償還に係るものを除きます。）をした場合には、その上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、その年中のその上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以

下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（各種所得控除をした後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいいます。）の15%相当額の所得税を課する（申告分離課税）こととされています（措法37の11①）。

2 制度の内容

(1) 制度の概要

個人が、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）の施行の日から平成33年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画について認定を受けた法人（以下「認定特別事業再編事業者」といいます。）の行ったその認定に係る特別事業再編計画に係る同法の特別事業再編によりその有する他の法人の株式（出資を含みます。以下「株式等」といいます。）を譲渡し、その認定特別事業再編事業者の株式（以下「交付株式」といいます。）の交付を受けた場合には、その株式等の譲渡はなかったものとみなし、その譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得の課税を繰り延べることとされました（措法37の13の3①）。

（注）上記の「特別事業再編計画」とは、特別事業再編に関する計画をいい（産業競争力強化法25①）、特別事業再編とは、産業競争力強化法第2条第11項に規定する事業再編のうち、事業者が、その事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであって、次のいずれにも該当するものとされています（産業競争力強化法2②）。

① 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うものであること。ただし、その事業者（株式会社に

限ります。)がその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式等を取得する場合であって、その対価の額がその事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として算出される一定の金額を上回るときに限りま

イ 他の会社の株式等の取得（その取得によりその他の会社が産業競争力強化法第2条第8項に規定する関係事業者となる場合に限りま

ロ 外国法人の株式等の取得（その取得によりその外国法人が産業競争力強化法第2条第9項に規定する外国関係法人となる場合に限りま

② 産業競争力強化法第2条第3項に規定する新事業活動であって、次に掲げる事業活動のいずれかを行うことにより、その事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓するものであること。

イ 上記①イ又はロに掲げる措置により関係事業者となる他の会社又は外国関係法人となる外国法人（以下「関係事業者等」といいます。）の革新的な技術又は事業の実施の方式（商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいいます。）を活用して行う事業活動であって、国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野におけるもの（新市場開拓事業活動）

ロ 関係事業者等の経営資源を活用して行

う事業活動であって、相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務に係るもの（価値創出基盤構築事業活動）

ハ 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であって、上記①イ又はロに掲げる措置により中核的事業（その事業者が行う他の事業に比して現に生産性が高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業をいいます。）の売上高等のその事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれる場合におけるその中核的事業に係るもの（中核的事業強化事業活動）

（2）交付株式の取得価額

この制度の適用を受けた個人が交付株式をその後譲渡した場合の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算において、収入金額から控除する取得費の計算の基礎となる交付株式の取得価額は、その特別事業再編に係る譲渡した株式等の取得価額（その交付株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）となります（措令25の12の3）。

3 適用関係

上記2の制度は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）の施行の日から施行することとされています（改正法附則1十三、改正措令附則1八）。

第三 住宅・土地税制の改正

一 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 個人が、平成5年4月1日から平成29年12月

31日までの間に、その年の1月1日において所有期間が10年を超える家屋又は土地等のうち次に掲げるもの（以下「譲渡資産」といいます。）

の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含み、その譲渡資産の譲渡に係る対価の額が1億円を超えるもの、その個人の配偶者その他特別の関係がある者に対するもの、他の譲渡所得に係る特別控除等の特例の適用を受けるもの及び贈与、交換又は出資によるもの等を除きます。）をして、譲渡の日の属する年（以下「譲渡年」といいます。）の前年1月1日から譲渡年の12月31日までに自己の居住の用に供する家屋又はその家屋の敷地の用に供する土地等で一定のもの（以下「買換資産」といいます。）の取得をし、かつ、その取得をした年（以下「取得年」といいます。）から譲渡年の翌年12月31日までにその買換資産を自己の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合には、当該個人が譲渡年又はその前年若しくは前々年における資産の譲渡につき、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率（措法31の3）、3,000万円特別控除（措法35（措法35③）により適用する場合を除きます。))又は後述の「二 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」若しくは「三 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の適用を受けている場合を除き、一定の要件の下で、その譲渡資産の譲渡所得に対して取得価額の引継ぎによる課税の繰延べができることとされています（旧措法36の2①）。

① 個人が居住の用に供している家屋（当該個人のその家屋の存する場所での居住期間が10年以上であるものに限ります。）で国内にあるもの（その家屋のうちその居住の用以外に供している部分があるときは、その居住の用に供している部分に限られ、その者がその居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供していると認められる1の家屋に限ります。）

② 上記①の家屋で当該個人の居住の用に供されなくなったもの（居住の用に供されなくなった日から3年を経過する日の属する年の12

月31日までに譲渡されるものに限ります。）

③ 上記①②の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

④ 個人の上記①の家屋が災害により滅失した場合において、当該個人がその家屋を引き続き所有していたならば、その年1月1日における所有期間が10年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡されるものに限ります。）

(2) 上記(1)の買換資産とは、次の①及び②の区分に応じたそれぞれの資産とされています（旧措法36の2①、旧措令24の2③）。

① 居住の用に供する家屋

次のイ及びロの家屋のうち、建築後使用されたことのある耐火建築物（登記簿に記録された家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の一定の建物をいいます。以下同じです。）である場合には、その取得の日以前25年以内に建築されたものであること（以下「年数基準」といいます。）又は建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定若しくは国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき一定の証明がされたものであること（以下「耐震基準」といいます。）のいずれかの基準を満たす必要があります。

イ 一棟の家屋の床面積のうち個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

ロ 一棟の家屋のうちその独立部分（一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののその部分をいいます。以下同じです。）を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうち個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

② 上記①の家屋の敷地の用に供する土地又はその土地の上に存する権利

土地の面積（上記①口に掲げる家屋については、その一棟の家屋の敷地の用に供する土地の面積にその家屋の床面積のうちその者の区分所有する独立部分の床面積の占める割合を乗じて計算した面積）が500㎡以下であるもの

(注) 上記①の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とは、具体的には、平成18年1月国土交通省告示第185号で定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とされています（平17.3国土交通告393）。

(3) また、平成5年4月1日から平成29年12月31日までの間において譲渡資産の譲渡をした個人が、譲渡年の翌年12月31日（以下「取得期限」といいます。）までに買換資産を取得する見込みであり、かつ、その取得の日の属する年の翌年12月31日までにその買換資産をその個人の居住の用に供する見込みである場合についても、一定の要件の下で、この特例の適用を受けることができます（旧措法36の2②）。

(注) 特定非常災害に基因するやむを得ない事情により、取得期限までに買換資産の取得をすることが困難となった場合において、その取得期限後2年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、納税地の税務署長の承認を受けたときは、「取得期限」を「取得期限の属する年の翌々年12月31日」とすることができます。

(4) なお、譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年又はその年の前年若しくは前々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の譲渡（取用交換等による譲渡を除きます。以下「前3年以内の譲渡」といいます。）をしている場合において、当該前3年以内の譲渡に係る対価の額と当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額との合計額が1億円を超える場合には、本特例は適用できないこととされています（措法36の2③）。

(5) また、譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の譲渡（取用交換等による譲渡を除きます。）をした場合において、当該家屋又は土地等の譲渡に係る対価の額と当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額（前3年以内の譲渡がある場合には、上記(4)の合計額）との合計額が1億円を超える場合にも、本特例は適用できないこととされています（措法36の2④）。

(6) なお、上記(1)の期間内における譲渡資産の譲渡・買換資産の取得という形態ではなく、「交換」の場合であっても同様に、一定の要件の下で、課税の繰延べの特例制度の適用を受けることができます（旧措法36の5）。

2 改正の内容

(1) 非耐火建築物に係る要件の見直しの趣旨及び内容

① 趣旨

上記1(2)のとおり、買換資産のうち耐火建築物については「年数基準」又は「耐震基準」のいずれかの基準を満たす必要がありますが、他方で、買換資産が、例えば木造家屋のように耐火建築物に該当しないもの（以下「非耐火建築物」といいます。）については、年数基準や耐震基準を満たす必要はありませんでした。

これは、平成5年度税制改正における本特例の再創設時において買換資産の要件が設けられた際、非耐火建築物については、比較的古い家屋とその敷地を一体で取得し、その後、その古い家屋を除却して家屋を新築するケースが一定数みられ、このような場合についても本特例の適用対象から排除されないよう、耐火建築物のような年数基準等を設けないこととされたものです。

このため、改正前の要件では、年数基準や耐震基準を満たさない古い木造家屋を買換資

産として取得し、その後、そのまま住み続けるような場合であっても本特例の適用を受けることが可能となっていました。

しかしながら、これらの基準を満たさない家屋への住替えは、居住水準の向上を図るために住替えを支援するという本特例の趣旨及び住宅政策上、望ましいとはいえないことから、今回の改正においては、非耐火建築物についても耐火建築物と同様に、年数基準又は耐震基準を満たすことを要件とする合理化が行われました。

(注) 平成5年度税制改正の際に、買換資産のうち、①建物についてはその床面積が50㎡以上240㎡以下のものであること、②土地についてはその面積が500㎡以下のものであること。また、既存住宅である耐火建築物については新築後の経過年数が20年以内のものであること。との要件が設けられました。

② 内容

買換資産が建築後使用されたことのある非耐火建築物である場合の要件に、「年数基準」又は「耐震基準」のいずれかを満たすことが加えられました（措令24の2③一）。

なお、年数基準及び耐震基準を満たさない非耐火建築物を取得し、その後、取得期限までに、その非耐火建築物を除却し、新たな家屋を新築した場合や、その非耐火建築物を除却せずに耐震改修を行い、耐震基準を満たす家屋となった場合には本特例の対象となります（措令24の2③一イハ）。

(注1) 住宅ローン税額控除制度（措法41）については、「耐火建築物である場合には25年以内、非耐火建築物である場合には20年以内」といったように家屋の構造によ

り異なる築年数の要件が設けられていますが（措令26②）、今回の本特例の改正においては、築年数の要件が設けられていなかった非耐火建築物について新たに要件を設けることとなるため、急激な変化を避ける観点から、現行の耐火建築物に係る築年数の要件と同様に「25年以内」とされました。

(注2) 上記の「耐震基準を満たす」家屋とは、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める家屋に該当する旨を証する書類を確定申告書に添付することにより証明がされた家屋をいいます（措規18の4②）。

また、この書類（耐震基準適合証明書）は、平成21年3月国土交通省告示第685号において定められています。

(2) 適用期限の延長

住宅・不動産の流動化を図るとともに、ライフステージに応じた住替えを引き続き支援する観点から、本特例の適用期限（平成29年12月31日）が平成31年12月31日まで2年延長されました（措法36の2①②、36の5）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、個人が平成30年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同年4月1日以後に買換資産の取得をする場合における譲渡について適用し、個人が同年1月1日以前に譲渡資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同年4月1日以前に買換資産の取得をした場合における譲渡については、従前どおりとされています（改正措令附則8②）。

二 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 個人の平成16年分以後の各年分の譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、租税特別措置法の長期譲渡所得の課税の特例（措法31）で定める「所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす」という規定にかかわらず、所得税法本法で定める損益通算の規定（所法69）その他の所得税に関する法令の規定を適用することとされています（措法41の5①）。ただし、当該個人がその年の前年以前3年内の年において生じたその居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につき、本特例の適用を受けているときは適用できないこととされています（措法41の5①ただし書）。
- (2) 上記(1)の「居住用財産の譲渡損失の金額」とは、当該個人が、平成10年1月1日から平成29年12月31日までの期間内に、その有する家屋又は土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち、次に掲げるもの（以下「譲渡資産」といいます。）の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含み、その個人の配偶者その他特別の関係がある者に対するものその他一定の譲渡を除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率（措法31の3）、3,000万円特別控除（措法35（措法35③により適用する場合を除きます。））若しくは前述の「一 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用を受けている場合又はその年若しくはその年の前年以前3年内における資産の譲渡につき後述の「三 特定居住用財産の譲

渡損失の損益通算及び繰越控除」の適用を受け、若しくは受けている場合を除きます。）において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした日の属する年の翌年12月31日（以下「取得期限」といいます。）までの間に、その個人の居住の用に供する家屋で一定のもの又はその家屋の敷地の用に供する土地等で国内にあるもの（以下「買換資産」といいます。）の取得（建設も含まれますが、贈与その他一定のものを除きます。以下同じです。）をして、その取得をした日の属する年の12月31日においてその買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、その取得をした日の属する年の翌年12月31日までの間にその個人の居住の用に供したとき又は供する見込みであるときにおけるその譲渡資産の特定譲渡（その年において特定譲渡が2以上ある場合には、当該個人が選定した1の特定譲渡に限ります。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額をいいます（旧措法41の5⑦一）。

- ① 個人が居住の用に供している家屋で国内にあるもの（その家屋のうちその居住の用以外の用に供している部分があるときは、その居住の用に供している部分に限られ、その者がその居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供していると認められる1の家屋に限ります。）
- ② 上記①の家屋で当該個人の居住の用に供されなくなったもの（居住の用に供されなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡されるものに限りま

③ 上記①②の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

④ 個人の上記①の家屋が災害により滅失した場合において、当該個人がその家屋を引き続き所有していたならば、その年1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡されるものに限ります。）

(注) 特定非常災害に基因するやむを得ない事情により、取得期限までに買換資産の取得をすることが困難となった場合において、その取得期限後2年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、納税地の税務署長の承認を受けたときは、「取得期限」を「取得期限の属する年の翌々年12月31日」とすることができ（旧措法41の5⑦一）。

(3) また、確定申告書を提出する個人が、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額（損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。）のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額は除きます。）として一定の方法により計算した金額（この特例により前年以前の年において控除されたものを除

きます。以下「通算後譲渡損失の金額」といいます。）を有する場合においても、その個人がその年の12月31日においてその通算後譲渡損失の金額に係る買換資産につき住宅借入金等の金額を有するときは、租税特別措置法の長期譲渡所得の課税の特例（措法31）で定める「所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす」という規定にかかわらず、その通算後譲渡損失の金額について、一定の要件の下で、その年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上一定の方法により繰越控除の特例が適用されます（措法41の5④⑦三）。

(4) なお、居住者が、この特例の適用を受けた場合においてもその適用に係る買換資産の取得については、住宅ローン税額控除制度（措法41、41の2の2）との併用が認められています。

2 改正の内容

資産の含み損を抱えている者も見込まれる中で、住宅・不動産の流動化を図るとともに、ライフステージに応じた住替えを引き続き支援する観点から、本特例の適用期限（平成29年12月31日）が平成31年12月31日まで2年延長されました（措法41の5⑦一）。

三 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 個人の平成16年分以後の各年分の譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、租税特別措置法の長期譲渡所得の課税の特例（措法31）で定める「所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす」という規定にかかわらず、所得税法本

法で定める損益通算の規定（所法69）その他の所得税に関する法令の規定を適用することとされています（措法41の5の2①）。ただし、当該個人がその年の前年以前3年内の年において生じたその特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき、本特例の適用を受けているときは適用できないこととされています（措法41の5の2①ただし書）。

(2) 上記(1)の「特定居住用財産の譲渡損失の金額」とは、当該個人が、平成16年1月1日から平成29年12月31日までの期間内に、その有する家屋又は土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち、次に掲げるもの（以下「譲渡資産」といいます。）の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含み、その個人の配偶者その他特別の関係がある者に対するものその他一定の譲渡を除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（当該個人が特定譲渡に係る契約を締結した日の前日においてその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該個人がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率（措法31の3）、3,000万円特別控除（措法35（措法35③）により適用する場合を除きます。）若しくは前述の「一 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用を受けている場合又はその年若しくはその年の前年以前3年内における資産の譲渡につき前述の「二 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の適用を受け、若しくは受けている場合を除きます。）において、その譲渡資産の特定譲渡（その年において特定譲渡が2以上ある場合には、当該個人が選定した1の特定譲渡に限ります。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。）をいいます（旧措法41の5の2⑦一）。

① 個人が居住の用に供している家屋で国内にあるもの（その家屋のうちその居住の用に

外の用に供している部分があるときは、その居住の用に供している部分に限られ、その者がその居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供していると認められる1の家屋に限ります。）

② 上記①の家屋で当該個人の居住の用に供されなくなったもの（居住の用に供されなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡されるものに限り。）

③ 上記①②の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

④ 個人の上記①の家屋が災害により滅失した場合において、当該個人がその家屋を引き続き所有していたならば、その年1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡されるものに限り。）

(3) また、確定申告書を提出する個人が、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額（損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。）のうち、その特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものとして一定の方法により計算した金額（この特例により前年以前の年において控除されたものを除きます。以下「通算後譲渡損失の金額」といいます。）を有する場合においても、租税特別措置法の長期譲渡所得の課税の特例（措法31）で定める「所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす」という規定にかかわらず、その通算後譲渡損失の金額について、一定の要件の下で、その年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限り。）の長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上一定の方法により繰越控除の特例が適用されず（措法41の5の2④⑦三）。

2 改正の内容

資産の含み損を抱えている者も見込まれる中で、住宅借入金等のある居住用財産を譲渡して、買換えをせずに借家等に住み替える等の場合に、その

譲渡代金では住宅借入金等を返しきれないような者に対し、税負担を軽減し、再出発を引き続き支援する観点から、本特例の適用期限（平成29年12月31日）が平成31年12月31日まで2年延長されました（措法41の5の2⑦一）。

四 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 個人の有する土地又は土地の上に存する権利（以下「土地等」といいます。）が「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」に該当することとなった場合には、一定の要件の下で、譲渡所得の金額の計算上1,500万円の特別控除の適用が認められています（旧措法34の2①）。
- (2) この特別控除の適用対象となる「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次の場合をいいます（旧措法34の2②）。
 - ① 地方公共団体等が行う住宅建設又は宅地造成事業のために土地等が買い取られる場合
 - ② 収用の対償地に充てるために土地等が買い取られる場合
 - ③ 住宅地区改良法の改良住宅建設のため改良地区外の土地等が買い取られる場合
 - ④ 公営住宅法の公営住宅の買取りにより土地等が地方公共団体に買い取られる場合
 - ⑤ 平成6年1月1日から平成29年12月31日までの間に、特定の民間住宅地造成事業のために土地等が買い取られる場合
 - ⑥ 公有地の拡大の推進に関する法律の買取り協議に基づき地方公共団体等に土地等が買い取られる場合
 - ⑦ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が特定空港の設置者に買い取られる場合
 - ⑧ 地方公共団体又は沿道整備推進機構が沿道整備道路の沿道の整備のために行う一定の事業の用に供するために沿道地区計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
 - ⑨ 地方公共団体又は防災街区整備推進機構が防災街区としての整備のために行う一定の事業の用に供するために特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
 - ⑩ 地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が認定中心市街地の整備のために行う一定の事業の用に供するために認定中心市街地の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
 - ⑪ 地方公共団体又は景観整備機構が景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために景観計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
 - ⑫ 地方公共団体又は都市再生推進法人が行う都市再生整備計画又は立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するためにこれらの計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
 - ⑬ 地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人が行う認定重点区域における認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するためにその区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合
 - ⑭ 地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画に基

- づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等が買い取られる場合
- ⑮ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業の用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合
- ⑯ 中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく一定の中小小売商業高度化事業の用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合
- ⑰ 食品流通構造改善促進法による認定を受けた計画に基づく食品商業集積施設整備事業の用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合
- ⑱ 農業協同組合が行う宅地等供給事業で一定の要件を満たすものために農地等が買い取られる場合
- ⑲ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業活性化資金の融資を受けて造成する商業団地で一定の要件を満たすものために土地等が買い取られる場合
- ⑳ 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で一定の要件を満たすものために土地等が買い取られる場合
- ㉑ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律による整備計画の認定を受けて行われる特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合
- ㉒ 広域臨海環境整備センター法による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに土地等が買い取られる場合
- ㉓ 生産緑地地区内の土地が買取申出等に基づき地方公共団体等に買い取られる場合
- ㉔ 国土利用計画法による規制区域内の土地等が地方公共団体等に買い取られる場合
- ㉕ 国土利用計画法の土地利用基本計画に定められた学園都市計画等の地域の開発保全整備計画に係る事業のために地方公共団体等に土地等が買い取られる場合
- ㉖ 土地区画整理促進区域等内の土地等が買取申出に基づき地方公共団体等に買い取られる場合
- ㉗ 土地区画整理事業の施行に伴い、一定の既存不適格建築物の敷地について換地を定めることが困難なため清算金を取得する場合
- ㉘ マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事情により、その土地等に係る権利交換により補償金を取得する場合又は売渡し請求等により買い取られた場合
- ㉙ 通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議要除却認定マンションの敷地の用に供されている土地等につきマンション敷地売却事業が実施された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金を取得する場合又は売渡し請求により買い取られた場合
- ㉚ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による管理地区内の土地が国若しくは地方公共団体等に買い取られる場合又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等が国若しくは地方公共団体等に買い取られる場合
- ㉛ 自然公園法の都道府県立自然公園の区域内のうち条例により特別地域として指定された地域で、その地域内における行為が同法の行為規制と同等の規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内の土地又は自然環境保全法の都道府県立自然環境保全地域のうち条例により特別地区として指定された地区で、その地区内における行為が同法の行為規制と同等の規制が行われている地区として

環境大臣が認定した地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合

- ⑳ 農業経営基盤強化促進法の買取り協議に基づき農用地区域内にある農用地が同法の農地利用集積円滑化団体等に買い取られる場合

2 改正の内容

(1) 特定の民間住宅地造成事業のための土地等の譲渡に係る措置の適用期限の延長

本特例の対象となる上記1(2)⑤の特定の民間住宅地造成事業のための土地等の譲渡について、その適用期限（平成29年12月31日）が平成32年12月31日まで3年延長されました（措法34の2②三）。

(2) 食品商業集積施設整備事業の用に供するために土地等が買い取られる場合を本特例の対象から除外

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号。以下「卸売市場法改正法」といいます。）において食品流通構造改善促進法の食品商業施設整備事業が廃止されたことに伴い、上記1(2)⑰の「食品流通構造改善促進法による認定を受けた計画に基づく食品商業集積施設整備事業の用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合」が本特例の対象から除外されました（旧措法34の2②十三ハ）。

（注） 上記1(2)のほか、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）第1条により農業経営基盤強化促進法第4条第1項が改正され、同法の「農用地」の範囲が拡充されたことに伴い（この改正については前掲「所得税法等の改正」の「第三 その他の改正」の「二 固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例の改正」をご参照ください。）、本特例の対象となる上記1(2)⑳「農業経営基盤強化促進法の買取り協議に基づき農用地区域内にある農用地が同法の農地利用集積円滑化団体等に買い取られる場合」の「農用地」の範囲も拡充しています。また、この「農用地」の範囲の拡充に伴い、この「農用地」の上に存する農作物の栽培に関する権利についても本特例の対象となります。

3 適用関係

上記2(2)の改正は、個人が卸売市場法改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った土地等の譲渡については従前どおりとされています（卸売市場法改正法附則13①）。

（注） 卸売市場法改正法の施行の日は、卸売市場法改正法の公布の日（平成30年6月22日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており（卸売市場法改正法附則1）、その政令は、今後定められます。

五 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 個人の有する土地又は土地の上に存する権利（以下「土地等」といいます。）が「農地保有の合理化等のために譲渡した場合」に該当することとなった場合には、一定の要件の下で、譲渡所得の金額の計算上800万円の特別控除の適用が認められています（措法34の3①）。

- (2) この特別控除の適用対象となる「農地保有の合理化等のために譲渡した場合」とは、次の場合をいいます（措法34の3②、旧措令22の9①）。
- ① 農業振興地域の整備に関する法律に規定する勧告に係る協議、調停、あっせんに基づき土地等を譲渡した場合
 - ② 農地保有の合理化に資するため、農地中間管理機構若しくは農地利用集積円滑化団体又

は独立行政法人農業者年金基金に対し、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地等を譲渡した場合

- ③ 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内の土地等を譲渡した場合
- ④ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合
- ⑤ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の規定による産業導入地区内の土地等を施設用地の用に供するため譲渡した場合
- ⑥ 土地改良法の土地改良事業による換地処分により清算金を取得した場合
- ⑦ 林業経営の規模の拡大等に資するため、森林組合法の森林組合等に委託して一定の山林に係る土地を譲渡した場合
- ⑧ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の林業経営改善計画の認定を受けた者に一定の山林に係る土地の譲渡をした場合
- ⑨ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合で、同意又は申出により取得すべき土地を定めずに清算金を取得する場合
- ⑩ 集落地域整備法に規定する交換分合により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得する場合

2 改正の内容

本特例の対象となる上記1(2)②の「農地保有の合理化に資するため、農地中間管理機構若しくは農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金に対し、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地等を譲渡した場合」について次の改正が行われました。

(1) 農地の範囲の拡充

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する

法律（平成30年法律第23号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）による農地法の改正に伴い、本特例の対象となる上記1(2)②のうち「農地保有の合理化に資するため、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に対し、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地等を譲渡した場合」の「農地」の範囲に農作物栽培高度化施設の用に供される農地が追加されました（措令22の9①）。

（注） 上記の改正に伴い、この農地の上に存する農作物の栽培に関する権利についても本特例の対象となります。

(2) 独立行政法人農業者年金基金に対する譲渡の除外

上記(1)にあわせ、今後の適用が見込まれない上記1(2)②の「農地保有の合理化に資するため、独立行政法人農業者年金基金に対し、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地等を譲渡した場合」が本特例の対象から除外されました（旧措令22の9①二）。

（注1） 上記(1)(2)のほか、基盤強化法等改正法附則第13条により特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第2項が改正され、同法の「農用地」の範囲が拡充されたことに伴い、本特例の対象となる上記1(2)④の「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合」の対象となる「土地」の範囲が、また、基盤強化法等改正法附則第6条により土地改良法第2条第1項が改正され、同法の「農用地」の範囲が拡充されたことに伴い、本特例の対象となる上記1(2)⑥の「土地改良法の土地改良事業による換地処分により清算金を取得した場合」の土地改良事業の対象となる「農用地」の範囲が、それぞれ拡充しています。また、これに伴い、これらの農用地の上に存する農作物の栽培に

関する権利についても本特例の対象となります。

(注2) 基盤強化法等改正法の詳細については、前掲「所得税法等の改正」の「第三 その他の改正」の「二 固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例の改正」をご参照ください。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が基盤強化法等改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った土地等の譲渡については従前どおりとされています（改正措令附則8①）。

六 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の廃止

1 廃止前の制度の概要

(1) 個人の有する土地又は土地の上に存する権利（以下「土地等」といいます。）につき一団の宅地の造成に関する事業で次の①及び③又は②及び③に掲げる要件を満たすものが施行される場合において、その個人が、その土地等とその事業により造成された宅地でその造成を行う個人若しくは法人の有するものとの一定の交換をしたとき（交換差金を取得し、又は支払った場合を含みます。）、又はその宅地を譲り受けることを約してその造成を行う個人又は法人にその土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日の属する年の12月31日まで（その宅地の造成に要する期間が1年を超えることその他のやむを得ない事情により、譲渡をした日の属する年の12月31日までにその宅地を譲り受けることが困難である場合において、納税地の所轄税務署長が認定する日までに当該宅地を譲り受ける見込みであることにつきその税務署長の承認を受けたときはその認定した日まで）にその宅地を譲り受けたときは、その土地等（当該宅地とともに交換差金を取得し、又は当該譲渡による収入金額が当該宅地の取得価額（又は取得価額の見積額）を超える場合には、当該土地等のうち当該交換差金又はその超える金額に相当する部分を除きます。）の交換又は譲渡がなかったものとして、長期譲渡所得又は短期譲渡所得の課税を行うこととされていました（旧措法37の7①②）。

① 主として住宅建設の用に供する宅地を造成

する目的で行われる事業で、その造成に係る一団の土地の面積が20ha以上であるものであること。

② 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定を受けて行われる一団の宅地の造成に関する一定の事業であること。

③ 都市計画法第29条第1項の許可（同法第4条第2項に規定する都市計画区域内において行われる同条第12項に規定する開発行為に係るものに限り、）を受けて宅地の造成が行われるものであること。

(2) 上記(1)の税務署長の認定した日までに上記(1)の宅地を譲り受けていないときやその宅地を譲り受けた場合においてその取得価額が取得価額の見積額に対して過不足額があるときは、4か月以内に修正申告書の提出をしなければならないこと等とされていました（旧措法37の8）。

また、上記(1)の特例の適用を受けた個人が上記(1)の交換又は譲受けにより取得した土地等をその後譲渡等した場合の譲渡所得の金額等の計算に当たっては、交換により譲渡等をした土地等の取得価額を引き継いで計算するものとされていました（旧措法37の9）。

2 改正の内容

上記1(1)②の新規事業の認定が平成17年度末で終了していること等といった現下の状況等を踏まえ、本特例が廃止されました（旧措法37の7～37の9、旧措令25の6、25の7、旧措規18の8）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成30年4月1日前に

行った土地等の交換又は譲渡については従前どおりとされています（改正法附則73）。

第四 事業所得等に係る税制の改正

一 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止

1 廃止前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、平成23年6月30日から平成30年3月31日までの間にエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、これをその取得等をした日から1年以内に国内にあるその個人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）においてそのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却（供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法10の2①②）。

また、中小事業者で青色申告書を提出するものは、エネルギー環境負荷低減推進設備等（車両及び運搬具を除きます。）の取得価額の7%相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額を上限とし、控除できなかった金額については翌年分への繰越しが可能）との選択適用ができることとされています（旧措法10の2③～⑤）。

（注）上記の「エネルギー環境負荷低減推進設備等」とは、次の減価償却資産をいいます（旧措法10

の2①、旧措令5の4①②、旧平23.6財務告219）。

- ① 新エネルギー利用設備等（太陽光発電設備のうち認定発電設備に該当しないもの、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、下水熱利用設備、バイオマス利用装置）
- ② 二酸化炭素排出抑制設備等（コンバインドサイクル発電ガスタービン、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車）

2 改正の内容

この制度は、適用期限（平成30年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法10の2、旧措令5の4、旧措規5の7、旧平23.6財務告219）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成30年4月1日前に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等については従前どおりとされています（改正法附則63）。

二 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設

1 制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する個人が、平成30年4月1日（エネルギーの使用の合理化等に

関する法律の認定を受けた工場等を設置している者及び荷主にあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第45号）の施行の日）から平成32年3月31

日までの期間内に、その個人の高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、これを国内にあるその個人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）においてその高度省エネルギー増進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却（供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は、翌年分への繰越しが可能）ができるというものです。

また、中小事業者で青色申告書を提出するものは、高度省エネルギー増進設備等の取得価額の7%相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限）との選択適用ができることとされています（措法10の2）。

2 制度の内容

(1) 適用対象者

適用対象者は、青色申告書を提出する個人で、次の①から③までのいずれかに該当するものとされています（措法10の2①）。

① エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」といいます。）第7条第3項ただし書に規定する特定事業者（以下「特定事業者」といいます。）又は省エネ法第18条第2項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（以下「特定連鎖化事業者」といいます。）

すなわち、工場若しくは事務所その他の事業場（以下「工場等」といいます。）を設置している者のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギー（省エネ法第2条第1項に規定するエネルギーをいいます。以下同じです。）の年度の使用量の合計量が原油換算で1,500kℓ以上であり、省エネ法第7条第1項の規定により経済産業大臣にエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定されたもの又は省エネ法第18条第1項に規定する連鎖化事業（以下「連鎖化事業」といいます。）を行う者（以下「連鎖化事業者」といいます。）のうち、その連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び

その連鎖化事業の同項の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る全ての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が一定以上であり、経済産業大臣にエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定されたものです。なお、特定連鎖化事業者には、特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業（以下「特定連鎖化事業」といいます。）の同条第1項に規定する加盟者（以下「特定加盟者」といいます。）を含むこととされています。

② 省エネ法第46条第1項の認定を受けた同項の工場等を設置している者

すなわち、工場等を設置している者のうち、他の工場等を設置している者と連携して工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進するもので、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置（以下「連携省エネルギー措置」といいます。）に関する計画（以下「連携省エネルギー計画」といいます。）を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その連携省エネルギー計画が適当である旨の認定を受けたものです。

③ 省エネ法第117条第1項の認定を受けた同項の荷主

すなわち、荷主のうち、他の荷主と連携して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進するもので、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置（以下「荷主連携省エネルギー措置」といいます。）に関する計画（以下「荷主連携省エネルギー計画」といいます。）を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その荷主連携省エネルギー計画が適当である旨の認定を受けたものです。

(2) 適用期間

適用期間は、平成30年4月1日（上記(1)の②及び③に該当する個人にあっては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正す

る法律（平成30年法律第45号）の施行の日）から平成32年3月31日までの期間とされています（措法10の2①③）。

(3) 適用対象資産

この制度の適用対象資産となる「高度省エネルギー増進設備等」は、適用対象者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める減価償却資産とされています（措法10の2①）。

① 上記(1)①に該当する個人……機械その他の減価償却資産で次に掲げる要件を満たすことにつき経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」といいます。）が確認した旨を証する書類（以下「確認書」といいます。）及びその確認書に係る申請書の写しを保存することにより証明がされたもの（措法10の2①一、措令5の4①、措規5の7）

イ 特定事業者又は特定連鎖化事業者（特定加盟者を含みます。）であって、既に相当程度のエネルギーの使用の合理化を進めているものが取得等をするものであること。

ロ 省エネ法第15条第1項又は第26条第1項の規定により主務大臣に提出されたエネルギーの使用の合理化の目標の達成のための中長期的な計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであること。

ハ エネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものに該当すること。

上記の「エネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの」について、経済産業大臣は、その指定をしたときは告示することとされており（措令5の4①⑤）、具体的には、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物であって次に掲げる特定事業者又は特定連鎖化事業者の区分に応じそれぞれ次に定める設備又はシス

テムを構成するものとされています（平30.3 経済産業告67）。

(イ) 特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているもの……特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平22.3 財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通告1）の(11)に規定する事務所等関連高度省エネルギー増進設備等

(ロ) 特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているもの……特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平22.3 財務、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通告1）の3に規定する製造業関連高度省エネルギー増進設備等

(ハ) 特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているもの……特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平22.3 経済産業告69）の5に規定する鉱業等関連高度省エネルギー増進設備等

(ニ) 特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているもの……特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平22.3 厚生労働、経済産業、国土交通、環境告1）の(4)に規定する上水道業等関連高度

省エネルギー増進設備等

また、その特定加盟者の省エネ法第26条第1項の中長期的な計画に係る機械その他の減価償却資産にあっては、確認書のうちその取得等をする特定加盟者が設置しているその特定連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき経済産業局長等が確認した旨を証するものを保存することにより証明がされたものとされています（措法10の2①一、措令5の4①、措規5の7）。

- ② 上記(1)②に該当する個人……機械その他の減価償却資産で工場等におけるエネルギーの使用の合理化（省エネ法第46条第1項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化をいいます。以下同じです。）に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、同項の認定に係る連携省エネルギー計画（変更の認定又は変更の届出があったときは、その変更後のもの）に記載された連携省エネルギー措置の実施により取得等をされるものとして当該連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき証明がされたもの（措法10の2①二、措令5の4②、措規5の7）
- ③ 上記(1)③に該当する個人……機械その他の減価償却資産で貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化（省エネ法第117条第1項に規定する貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化をいいます。以下同じです。）に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、同項の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（変更の認定又は変更の届出があったときは、その変更後のもの）に記載された荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされるものとして当該荷主連携省エネルギー計画に記載されたものであることその

他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき証明がされたもの（措法10の2①三、措令5の4②、措規5の7）

（注1） 上記②の「経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの」の詳細についての告示及び「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき証明がされたもの」の詳細についての省令は、今後、定められる予定です。

（注2） 上記③の「経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの」の詳細についての告示及び「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき証明がされたもの」の詳細についての省令は、今後、定められる予定です。

(4) 取得等及び事業供用に関する要件

この制度は、適用対象者が、適用期間内に、高度省エネルギー増進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその新設若しくは増設に係る高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にあるその適用対象者の事業の用に供した日の属する年（供用年）に適用することができることとされています（措法10の2①③）。

なお、適用対象者が中小事業者である場合には、特別償却と税額控除との選択適用ができることとされています（措法10の2①③）。

（注1） 高度省エネルギー増進設備等を貸付けの用に供した場合は、他の特別償却制度と同様に、事業の用に供した場合から除外されています（措法10の2①）。

（注2） 事業を廃止した日の属する年は、供用年から除外されています（措法10の2①）。

（注3） 上記の「中小事業者」とは、租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するものをいいます（措法10の2③）。

(5) 特別償却の適用を受ける場合

① 特別償却限度額

適用対象者が、特別償却の適用を受ける場合における特別償却限度額は、その高度省エネルギー増進設備等の取得価額の30%相当額とされています（措法10の2①本文）。

なお、他の特別償却制度と同様に、必要経費に算入する金額は、普通償却額を下回ることができません（措法10の2①ただし書）。

② 特別償却不足額がある場合

他の特別償却と同様に、特別償却不足額については、1年間の繰越しができることとされています（措法10の2②）。

(6) 税額控除の適用を受ける場合

適用対象者が中小事業者である場合には、特別償却との選択で税額控除の適用を受けることができることとされていますが、この税額控除の適用を受ける場合における税額控除限度額は、その高度省エネルギー増進設備等の取得価額の7%相当額とされています（措法10の2③前段）。

この税額控除限度額が適用対象者の供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額を超える場合には、税額控除限度額は、その供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限とされています（措法10の2③後段）。

(7) 適用除外

特別償却は、適用対象者が所有権移転外リース取引により取得した高度省エネルギー増進設備等については、適用しないこととされています（措法10の2④）。

また、特別償却及び税額控除は、高度省エネルギー増進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」といいます。）の交付を受けた適用対

象者が、その補助金等をもって取得し、又は製作し、若しくは建設したその補助金等の交付の目的に適合した高度省エネルギー増進設備等については、適用しないこととされています（措法10の2⑤）。

(8) 申告要件

① 特別償却の適用を受ける場合

確定申告書に必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、高度省エネルギー増進設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用することとされています（措法10の2⑥）。

② 税額控除の適用を受ける場合

確定申告書（控除の適用を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用することとされています。この場合において、税額控除される金額の計算の基礎となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された高度省エネルギー増進設備等の取得価額が限度とされます（措法10の2⑦）。

3 適用関係

上記2の制度は、平成30年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

なお、平成30年4月1日からエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第45号）の施行の日の前日までの間におけるこの制度の適用について、所要の読替え規定が設けられています（改正法附則62、改正措令附則4、改正措規附則4）。

三 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正（改正後：地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度）

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日（平成27年8月10日）から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けたものが、その認定を受けた日から2年以内に、その認定をした都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、特定建物等の取得等をして、これをその個人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）においてその特定建物等の取得価額の15%（その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、25%）相当額の特別償却（供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）と特定建物等の取得価額の4%（その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、7%）相当額の税額控除（供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限）との選択適用ができることとされています（措法10の4の2）。

（注1） 上記の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」とは、地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます（措法10の4の2①）。

（注2） 上記の「地方活力向上地域」とは、その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関する計画（移転型計画）である場合には同法第5条第4項第5号に規定する地方活力

向上地域をいうこととされ、その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関する計画（拡充型計画）である場合には同号に規定する地方活力向上地域をいうこととされています（措法10の4の2①③）。

（注3） 上記の「特定建物等」とは、認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物（一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円（中小事業者にあつては、1,000万円）以上のものに限り、これをいいます（措法10の4の2①、措令5の5の3①）。

2 改正の内容

(1) 移転型事業の対象地域の見直し

地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）による地域再生法の一部改正に伴い、移転型事業の対象地域が「地域再生法第5条第4項第5号イ又はロに掲げる地域」とされました（措法10の4の2①③）。

すなわち、この見直しにより、「地域再生計画において地域再生法第5条第4項第5号ロに規定する準地方活力向上地域（以下「準地方活力向上地域」といいます。）とされた近畿圏の中心部及び中部圏の中心部」が追加されました。

(2) 認定期限の延長

制度の適用の前提となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が、平成32年3月31日まで2年延長されました（措法10の4の2①）。

(3) その他関係法令の改正

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定基準について、次の見直しが行われました。

① 「常時雇用する従業員の数」に関する要件の見直し

「特定業務施設において常時雇用する従業員の数が10人以上（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う者が中小企業者である場合には、5人以上）であること」との要件が、「5人以上（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う者が中小企業者である場合には、2人以上）」に引き下げられました（地域再生法施行規則32）。

（注） 上記の「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

② 「常時雇用する従業員」に関する要件の見直し

イ 「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が10人以上（中小企業者の場合は、5人以上）であること」との要件が、「5人以上（中小企業者の場合は、2人以上）」に引き下げられました（地域再生法施行規則33一）。

（注） 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画とは、地域再生法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいいます。

ロ 移転型事業を行おうとする場合にあっては、「上記イの特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の過半数が特定集中地域にある他の事業所からその特定業務施設に転勤させる者であること」との要件が、「次のいずれかの要件

を満たすこと」とされました（地域再生法施行規則33二）。

(イ) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に上記イの特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の過半数が特定集中地域にある他の事業所からその特定業務施設に転勤させる者であること。

(ロ) 上記イの特定業務施設を事業の用に供する日の属する年又は事業年度にその特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の過半数が特定集中地域にある他の事業所からその特定業務施設に転勤させる者であって、かつ、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間に上記イの特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の4分の1以上が特定集中地域にある他の事業所からその特定業務施設に転勤させる者であること。

（注） 特定集中地域とは、地域再生法第17条の2第1項第1号に規定する地域をいい（地域再生法施行規則31一）、具体的には、東京都の特別区の存する区域とされています（地域再生法施行令11）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）の施行の日（平成30年6月1日）から施行されています（改正法附則1十五）。

(2) 上記2(3)の改正は、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第27号）の公布の日（平成30年6月1日）から施行されています（地域再生法施行規則改正令附則①）。

四 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度）

1 改正前の制度の概要

この制度は、次の3つの措置から構成されています。

(1) 特定地域基準雇用者数に係る措置

青色申告書を提出する個人が、適用年（平成24年から平成30年までの各年に限ります。）において、雇用の増加に係る要件を満たす場合、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、40万円にその個人その適用年の特定地域基準雇用者数（その特定地域基準雇用者数がその個人その適用年の基準雇用者数を超える場合には、その調整基準雇用者数）を乗じて計算した金額の税額控除（適用年分の調整前事業所得税額の10%（中小事業者である場合には、20%）相当額が上限）ができることとされています（旧措法10の5①）。ただし、離職者に係る要件を満たさない年においては、この措置の適用を受けることができません（旧措法10の5⑥）。

（注1）「適用年」とは、平成24年から平成30年までの各年（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日（平成27年8月10日）から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画（下記(2)（注3）参照）について認定を受けた個人にあっては、その認定を受けた日の属する年以後3年内の各年を含みます。）をいい、平成24年以後に事業を開始した個人その開始した日の属する年（相続又は包括遺贈によりその事業を承継した日の属する年を除きます。）及びその事業を廃止した日の属する年を除くこととされています（旧措法10の5④一）。以下同じです。

（注2）「雇用の増加に係る要件を満たす」とは、次の要件の全てを満たしていることをいいます（旧措法10の5①一～三）。

- ① 基準雇用者数が5人以上（中小事業者である場合には、2人以上）であることにつき証明がされたこと。
- ② 基準雇用者割合が10%以上であること又はその適用年の前年の12月31日における雇用者の数が零であることにつき、証明がされたこと。
- ③ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

（注3）「特定地域基準雇用者数」とは、適用年の1月1日において地域雇用開発促進法第7条に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する個人の事業所（その適用年において下記(2)の措置の適用を受ける場合には、その適用に係る特定業務施設を除きます。）においてその適用年に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者でその適用年の12月31日においてその事業所に勤務するものの数（その数その事業所のみをその個人の事業所とみなした場合におけるその適用年の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）として証明がされた数をいいます（旧措法10の5④六）。

- ① その個人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
- ② 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと。

（注4）「基準雇用者数」とは、適用年の12月31日における雇用者の数からその前年の12月31日における雇用者のうちその適用年の12月

31日において高年齢雇用者に該当する者以外の者の数を減算した数をいい、「雇用者」とは、個人の使用人（その個人と特殊の関係のある者を除きます。）のうち一般被保険者に該当するものをいい、「一般被保険者」とは、雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいい、「高年齢雇用者」とは、個人の使用人（その個人と特殊の関係のある者を除きます。）のうち同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものをいいます（旧措法10の5④二～四）。

(注5) 「基準雇用者割合」とは、基準雇用者数の適用年の前年の12月31日における雇用者のうちその適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者以外の者の数に対する割合をいいます（旧措法10の5④八）。

(注6) 「給与等支給額」とは、給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（その個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額）のうち適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る給与等の支給額を除外して計算した金額）をいい、「給与等」とは、所得税法第28条第1項に規定する給与等のうち雇用者に対して支給するものをいいます（旧措法10の5④九・十）。

(注7) 「比較給与等支給額」とは、個人の給与等の支給額のうち適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る給与等の支給額を除外して計算した金額。以下「適用年の前年分における給与等の支給額」といいます。）に、その適用年の前年分における給与等の支給額にその適用年の基準雇用者割合を乗じて計算した金額の30%に相当する金額を加算

した金額をいうこととされています（旧措法10の5④十一）。

(注8) 「離職者に係る要件」とは、その適用年及びその適用年の前年において離職者がいないことをいい、「離職者」とは、その個人の都合による雇用対策法施行規則附則第8条第2項第4号に規定する労働者の解雇によって離職をした雇用者及び高年齢雇用者をいい、「離職」とは、雇用保険法第4条第2項に規定する離職をいいます（旧措法10の5⑥、旧措規5の9⑥）。

(注9) 「中小事業者」とは、租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者で、青色申告書を提出するものをいいます（旧措法10の5①）。

(2) 地方事業所基準雇用者数に係る措置

青色申告書を提出する個人で認定事業者であるものが、適用年において、雇用の増加に係る要件のうち基準雇用者割合が10%以上又はその適用年の前年の12月31日における雇用者の数が零であることとの要件以外の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合（風俗営業又は性風俗関連特殊営業を行っている場合を除きます。）には、次の①から③までに掲げる金額の合計額（以下「地方事業所税額控除限度額」といいます。）の税額控除（適用年分の調整前事業所得税額の30%相当額（適用年において上記(1)の措置による税額控除又は地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の所得税額の特別控除制度による税額控除の適用がある場合には、これらの税額控除の金額を先に適用年分の調整前事業所得税額の30%相当額から控除した残額）が上限）ができることとされています（旧措法10の5②）。ただし、離職者に係る要件を満たさない年においては、この措置の適用を受けることができません（旧措法10の5⑥）。

① 30万円（その個人の基準雇用者割合が10%以上であること又はその適用年の前年の12月

- 31日における雇用者のうちその適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当しない者の数が零であることにつき証明がされた場合には、60万円）に、その個人のその適用年の地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額（旧措法10の5②一）
- ② 20万円（その個人の基準雇用者割合が10%以上であること又はその適用年の前年の12月31日における雇用者のうちその適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当しない者の数が零であることにつき証明がされた場合には、50万円）に、新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の40%相当数に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数からその新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額（旧措法10の5②二）
- ③ 10万円（その個人の基準雇用者割合が10%以上であること又はその適用年の前年の12月31日における雇用者のうちその適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当しない者の数が零であることにつき証明がされた場合には、40万円）に、新規雇用者総数から特定新規雇用者数を控除した数のうちその新規雇用者総数の40%相当数を超える部分の数を乗じて計算した金額（旧措法10の5②三）
- （注1）「認定事業者」とは、地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者をいいます（旧措法10の5②）。
- （注2）「地方事業所基準雇用者数」とは、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定（以下「認定」といいます。）を受けた個人のその計画の認定に係る特定業務施設のみをその個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数をいいます（旧措法10の5④七）。なお、その地方事業所基準雇用者数とその適用年の基準雇用者数を超える場合には、その基準雇用者数とすることをされています（旧措法10の5②一）。
- （注3）「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」とは、地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます（旧措法10の5④一）。
- （注4）「特定業務施設」とは、地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設で、地方活力向上地域において同法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って整備されたものをいいます（旧措法10の5④五）。
- （注5）「地方活力向上地域」とは、地域再生法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る認定をした同条第1項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域をいいます。ただし、その認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関するもの（拡充型計画）である場合には、同号に規定する地方活力向上地域、すなわち、産業基盤が整備されていること等の要件に該当する地域に限ることとされています（旧措法10の5④五）。
- （注6）「特定新規雇用者数」とは、その個人が受けた認定に係る特定業務施設においてその適用年に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者でその適用年の12月31日においてその特定業務施設に勤務するもの数として証明がされた数をいいます（旧措法10の5②一）。
- イ その個人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
- ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと。
- （注7）「新規雇用者総数」とは、その個人が受け

た認定に係る特定業務施設においてその適用年に新たに雇用された雇用者でその適用年の12月31日においてその特定業務施設に勤務するものの総数として証明がされた数をいいます（旧措法10の5②二）。なお、その総数がその個人のその適用年の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、その地方事業所基準雇用者数とすることとされています（旧措法10の5②二）。

（注8） 新規雇用者総数の40%相当数は、その40%相当数に1に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数とすることとされています（旧措法10の5②二）。

（3） 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置

青色申告書を提出する個人で認定事業者であるもののうち上記(2)の措置の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける年以後の各適用年において雇用保険法の適用事業を行っている場合には、30万円に地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（以下「地方事業所特別税額控除限度額」といいます。）の税額控除（適用年分の調整前事業所得税額の30%相当額（適用年において上記(1)の措置による税額控除、上記(2)の措置による税額控除又は地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除制度による税額控除の適用がある場合には、これらの税額控除の金額を先に適用年分の調整前事業所得税額の30%相当額から控除した残額）が上限）ができることとされています（旧措法10の5③）。ただし、離職者に係る要件を満たさない年においては、この措置の適用を受けることができません（旧措法10の5⑥）。

（注） 「地方事業所特別基準雇用者数」とは、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人のその適用年及びその適用年前の各年のうち、その計画の認定を受けた日の属する年以後の各年のその個人のその計画の認定に係る特定業務施設のみをそ

の個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として証明がされた数の合計数をいいます（旧措法10の5④十二）。

2 改正の内容

（1） 特定地域基準雇用者数に係る措置の廃止

上記1(1)の特定地域基準雇用者数に係る措置は、適用期限（平成30年）の到来をもって廃止されました（旧措法10の5①④六、旧措令5の6①②⑩、旧措規5の9①③）。

（2） 地方事業所基準雇用者数に係る措置の改組

① 適用要件のうち雇用者の増加に係る要件の見直し

「基準雇用者数が5人以上（中小事業者である場合には、2人以上）であることにつき証明がされたこと」との要件が、「個人の適用年の特定新規雇用者等数が2人以上であること」との要件とされました（措法10の5①一イ）。

なお、上記の「個人の適用年の特定新規雇用者等数が2人以上であること」には、「その適用年前の各年のうち計画の認定を受けた日の属する年以後の各年のいずれかにおいてその計画の認定に係る特定業務施設につき既に特定新規雇用者等数が2人以上であったこと（その各年のいずれかにおいて基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合を除きます。）につき証明がされたこと」を含むこととされています（措法10の5①一イ、措令5の6②、措規5の9①）。

（注1） 上記の「特定新規雇用者等数」とは、地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数をいいます（措法10の5①一イ）。

（注2） 上記（注1）の「地方事業所基準雇用者数」とは、適用対象特定業務施設のみをその個人の事業所とみなした場合にお

ける基準雇用者数として証明がされた数をいい（措法10の5③六、措令5の6⑩）、「特定新規雇用者数」とは、適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された特定雇用者でその適用年の12月31日においてその適用対象特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数をいい（措法10の5③八、措令5の6⑪）、上記の「適用対象特定業務施設」とは、適用年の前々年の1月1日からその適用年の12月31日までの間に地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」といいます。）について同条第3項の認定（以下「計画の認定」といいます。）を受けた個人のその計画の認定に係る特定業務施設をいい（措法10の5③六、措令5の6⑩）、上記の「特定雇用者」とは、次の要件を満たす雇用者をいいます（措法10の5③七）。

イ その個人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと。

(注3) 上記(注1)の「新規雇用者総数」とは、適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された雇用者でその適用年の12月31日においてその適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として証明がされた数をいいます（措法10の5③九）。

② 適用要件のうち給与等支給額に係る要件の緩和

「給与等支給額が比較給与等支給額以上であること」との要件における「比較給与等支給額」の算出において、「適用年の前年分における給与等の支給額にその適用年の基準雇用者割合を乗じて計算した金額」に乗ずる割

合が20%（改正前：30%）に引き下げられました（措法10の5③十三）。

③ 移転型事業に係る特定業務施設の範囲の見直し

地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）による地域再生法の一部改正により、移転型事業の対象地域が「地域再生法第5条第4項第5号イ又はロに掲げる地域」とされたことに伴い、移転型事業に係る特定業務施設が「地域再生法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第1項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域においてその認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備されたもの」とされました（措法10の5③二）。

すなわち、この見直しにより、「地域再生計画において準地方活力向上地域とされた近畿圏の中心部及び中部圏の中心部において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備されたもの」が移転型事業に係る特定業務施設の対象となりました。

④ 地方事業所税額控除限度額の見直し

地方事業所税額控除限度額（改正後：税額控除限度額）の算出における「個人の基準雇用者割合が10%以上であること」とする基準雇用者割合に係る要件が、「個人の適用年の基準雇用者割合が8%以上（移転型事業にあっては、5%以上）であること」とされた上、地方事業所税額控除限度額（改正後：税額控除限度額）は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました（措法10の5①二）。

イ その個人のその適用年の基準雇用者割合が8%以上であること又はその適用年の前年の12月31日における雇用者（その適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者を除きます。）の数が零であることに

つき証明がされた場合……次に掲げる金額の合計額（措法10の5①二イ、措令5の6④、措規5の9②）

(イ) 60万円に、その個人のその適用年の地方事業所基準雇用者数のうちその適用年の特定新規雇用者数に達するまでの数（以下「特定新規雇用者基礎数」といいます。）を乗じて計算した金額

ただし、上記の「地方事業所基準雇用者数」は、その地方事業所基準雇用者数とその適用年の基準雇用者数を超える場合には、その基準雇用者数とすることとされています。

(ロ) 50万円に、その個人のその適用年の新規雇用者総数からその適用年の特定新規雇用者数を控除した数（以下「非特定新規雇用者数」といいます。）のうちその新規雇用者総数の40%相当数に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数からその新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額

ただし、その新規雇用者総数とその適用年の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、その地方事業所基準雇用者数とすることとされています。

また、上記の「新規雇用者総数の40%相当数」は、その数に1に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数とすることとされています。

ロ その個人のその適用年の基準雇用者割合が5%以上であることにつき証明がされた場合（上記イに掲げる場合を除きます。）……次に掲げる金額の合計額（措法10の5①二ロ、措令5の6④、措規5の9②）

(イ) 30万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額

なお、上記の「特定新規雇用者基礎数」は、その適用年の前々年の1月1日からその適用年の12月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関するものに限ります。）

について計画の認定を受けたその個人のその計画の認定に係る特定業務施設（以下「移転型特定業務施設」といいます。）においてその適用年に新たに雇用された特定雇用者でその適用年の12月31日においてその移転型特定業務施設に勤務するものの数として証明がされた数（以下「移転型特定新規雇用者数」といいます。）がある場合には、その特定新規雇用者基礎数のうちその移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を加算した数とすることとされています（措法10の5①二ロ(1)、措令5の6⑤、措規5の9③）。

(ロ) 20万円に、非特定新規雇用者数のうちその個人のその適用年の新規雇用者総数の40%相当数に達するまでの数とその適用年の地方事業所基準雇用者数からその新規雇用者総数を控除して計算した数とを合計した数を乗じて計算した金額

なお、上記の「新規雇用者総数の40%相当数に達するまでの数」は移転型特定業務施設においてその適用年に新たに雇用された雇用者でその適用年の12月31日においてその移転型特定業務施設に勤務するものの総数として証明がされた数（以下「移転型新規雇用者総数」といいます。）から移転型特定新規雇用者数を控除した数のうちその非特定新規雇用者数に達するまでの数（以下「移転型非特定新規雇用者数」といいます。）がある場合には、その40%相当数に達するまでの数のうちその移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数に1.5を乗じた数を加算した数とされ（措法10の5①二ロ(2)、措令5の6⑥、措規5の9③）、上記の「地方事業所基準雇用者数からその新規雇用者総数を控除して計算した数」は移転型特定業務施設のみをその個人の事業

所とみなした場合におけるその適用年の基準雇用者数として証明がされた数からその移転型新規雇用者総数を控除した数（以下「移転型非新規基準雇用者数」といいます。）が零を超える場合には、その計算した数のうちその移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数に1.5を乗じた数を加算した数とすることとされています（措法10の5①二口(2)、措令5の6⑦、措規5の9③）。

ハ 上記イ及びロに掲げる場合以外の場合……次に掲げる金額の合計額（措法10の5①二ハ）

(イ) 30万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額

(ロ) 20万円に、上記イ(ロ)に規定する合計した数を乗じて計算した金額

なお、上記1(2)③は、廃止されました（旧措法10の5②三）。

- ⑤ 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の適用年と同一の年分におけるこの措置の適用停止及び税額控除額の上限の見直し

特定地域基準雇用者数に係る措置（上記(1)）の廃止に伴い、この措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置（下記(3)）が「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度」に改組され、この措置は地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の適用を受ける年分については、適用することができないこととされました（措法10の5⑤）。

なお、この見直しに伴い、税額控除額の上限が、この措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置（下記(3)）の合計（改正前：この措置、特定地域基準雇用者数に係る措置（上記(1)）、地方事業所特別基準雇用者数に係る措置（下記(3)）及び地方活力向上地域にお

いて特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度における税額控除の合計）とされた上、適用年の調整前事業所得税額の20%（改正前：30%）相当額に引き下げられました（措法10の5①後段）。

- ⑥ 認定期限の延長

措置の適用の前提となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が、平成32年3月31日まで2年延長されました（措法10の5①）。

- (3) 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の改組

- ① 移転型事業に係る特定業務施設の範囲の見直し

上記(2)③のとおり、地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）による地域再生法の一部改正に伴い、移転型事業に係る特定業務施設が「地域再生法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第1項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域においてその認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備されたもの」とされ（措法10の5③二）、移転型事業に係る特定業務施設に「準地方活力向上地域とされた近畿圏の中心部及び中部圏の中心部において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備されたもの」が追加されました。

- ② 地方事業所特別税額控除限度額の見直し

地方事業所特別税額控除限度額は、「30万円にその個人のその適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額」とされていますが、その計画の認定に係る特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には、「20万円に準地方活力向上地域内にある特定業務施設に係るその個人のその適用年の地方

事業所特別基準雇用者数を乗じて」地方事業所特別税額控除限度額を計算することとされました（措法10の5②、措令5の6⑰）。

③ 税額控除額の上限の見直し等

税額控除額の上限が、適用年の調整前事業所得税額の20%（改正前：30%）相当額に引き下げられました（措法10の5②後段）。

なお、移転型事業に係る特例として、この措置の適用年において、この措置と「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度」の両方の適用ができることとされており、「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度」の適用を選択して改正後の上記(2)の措置の適用ができない場合であっても、その上記(2)の措置の要件を満たす場合には、この措置の適用が可能となる改正が行われたほか、要件適格個人の適用に係る所要の規定の整備が行われています（措法10の5②）。

（注）「要件適格個人」とは、「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度（措法10の4の2①～③）」の適用を受ける年においてその適用を受けないものとしたならば「地方事業所基準雇用者数に係る措置（措法10の5①）」の適用があるものをいいます（措法10の5②）。

④ 認定期限の延長

措置の適用の前提となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が、平成32年3月31日まで2年延長されました（措法10の5②）。

(4) その他関係法令の改正

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定基準のうち、「常時雇用する従業員の数」に関する要件及び「常時雇用する従業員」に関する要件について、見直しが行われました（地域再生法施行規則32、33）。

（注）上記の見直しの詳細及び適用関係については、前述「三 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度」の2(3)及び3(2)をご参照ください。

3 適用関係

(1) 上記2(1)、(2)（③⑥を除きます。）及び(3)②③の改正は、平成31年分以後の所得税について適用し、平成30年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則64①）。

なお、平成30年4月1日前に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた個人（同日以後に同項の認定（同条第4項の規定による変更の認定を含みます。）を受けた個人を除きます。）が、適用年（平成31年以後の各年に限ります。）において改正前の基準雇用者数に係る要件（基準雇用者数が5人以上（中小事業者にあつては、2人以上）であることにつき証明がされたこと）及び旧給与等支給額に係る要件（給与等支給額が旧比較給与等支給額以上であること）の要件を満たす場合には、その適用年における改正後の地方事業所基準雇用者数に係る措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の適用については、次のとおりとする経過措置が設けられています（改正法附則64②）。

① 改正後の特定新規雇用者等数に係る要件（特定新規雇用者等数が2人以上であること）及び給与等支給額に係る要件（給与等支給額が比較給与等支給額以上であること）を満たすものとされます。

② 改正後の税額控除額の上限（適用年の調整前事業所得税額の20%相当額）は、「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除」の適用によりその調整前事業所得税額から控除される金額がある場合には、その金額を控除した残額とするとともに、改正後の税額控除限度額の算出における基準雇用者割合に係る要件を、適用年の基準雇用者割合が10%以上であることに

つき証明がされた場合とそれ以外の場合として、その算出をすることとされます。

- ③ 改正後の税額控除限度額の算出における「移転型事業に係る基準雇用者割合に係る要件（適用年の基準雇用者割合が5%以上であることにつき証明がされた場合）」及び同一の年分における「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度」の適用停止措置は、適用しないこととされます。

この経過措置は、確定申告書に添付される「地方事業所基準雇用者数に係る措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の適用による控除の対象となる地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数、控除を受ける

金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類」に、この経過措置の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用することとされています（改正法附則64③）。

また、平成30年4月1日から地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）の施行の日（平成30年6月1日）の前日までの間における地方事業所基準雇用者数に係る措置及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の適用について、所要の読替え規定が設けられています（改正法附則64④、改正措規附則5）。

- (2) 上記2(2)③及び(3)①の改正は、地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）の施行の日（平成30年6月1日）から施行されています（改正法附則1十五）。

五 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正（改正後：給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除制度）

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、平成26年から平成30年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除きます。）における雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上である場合において、次の(1)及び(2)の要件を満たすときは、その雇用者給与等支給増加額の10%相当額（次の(2)②に定める要件を満たす個人にあっては、その雇用者給与等支給増加額のうちその個人の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額に2%（その個人が中小事業者である場合には、12%）を乗じて計算した金額を加算した金額。以下「税額控除限度額」といいます。）の税額控除（その年分の調整前事業所得税額の10%（中小事業者である場合には、20%）相当額が上限）ができることとされています（旧措法10の5の4①）。

- (1) 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。

- (2) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

- ① その個人が中小事業者である場合……平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。
- ② その個人が中小事業者以外の個人である場合……平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であること。

(注1) 「雇用者給与等支給増加額」とは、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます（旧措法10の5の4①）。

(注2) 「雇用者給与等支給額」とは、この制度の適用を受けようとする年（以下「適用年」といいます。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（その個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含み

ます。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額）をいい（旧措法10の5の4②三）、「国内雇用者」とは、個人の使用人（個人と特殊の関係のある者を除きます。）のうちその個人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された者をいいます（旧措法10の5の4②一、旧措令5の6の4⑤⑥）。

（注3）「基準雇用者給与等支給額」とは、原則として、平成25年分の給与等支給額をいいます（旧措法10の5の4②四）。

（注4）「増加促進割合」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいいます（旧措法10の5の4②五）。

- ① 適用年が平成26年又は平成27年である場合…… 2%
- ② 適用年が平成28年である場合…… 3%
- ③ 適用年が平成29年である場合…… 4%（中小事業者である場合には、3%）
- ④ 適用年が平成30年である場合…… 5%（中小事業者である場合には、3%）

（注5）「比較雇用者給与等支給額」とは、適用年の前年分の国内雇用者に対する給与等支給額をいいます（旧措法10の5の4②六）。

（注6）「平均給与等支給額」とは、適用年の継続雇用者（適用年及び適用年の前年において給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます。）に対する給与等の支給額をこれに係る給与等支給者数で除して計算した金額をいいます（旧措法10の5の4②八、旧措令5の6の4⑫⑬）。

（注7）「比較平均給与等支給額」とは、適用年の前年の継続雇用者に対する給与等の支給額をこれに係る給与等支給者数で除して計算した金額をいいます（旧措法10の5の4②九、旧措令5の6の4⑭⑮）。

（注8）「中小事業者」とは、租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者をいいます（旧措法10の5の4②七）。

2 改正の内容

「賃上げ及び投資の促進に係る税制」として、この制度は次のとおり改組されました。

(1) 青色申告書を提出する個人が、平成31年から平成33年までの各年（平成31年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年等を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の①及び②の要件を満たすとき（雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以下である場合を除きます。）は、その個人の給与等支給増加額の15%相当額の税額控除ができることとされました。この場合において、その個人の教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額が比較教育訓練費の額の20%相当額以上である場合には、給与等支給増加額の20%相当額の税額控除ができることとされています。なお、税額控除限度額は、その年分の調整前事業所得税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法10の5の4①）。

① その個人の継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上であること。

② その個人の国内設備投資額が償却費総額の90%相当額以上であること。

(2) 中小事業者で青色申告書を提出するものが、平成31年から平成33年までの各年（平成31年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年等を除きます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合（上記(1)の措置の適用を受ける場合を除きます。）において、その中小事業者の継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるとき（雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以下である場合を除きます。）は、その中小事業者の給与等支給増加額の15%相当額の税額控除ができることとされ

ました。この場合において、次の①及び②の要件を満たす場合には、給与等支給増加額の25%相当額の税額控除ができることとされています。なお、税額控除限度額は、その年分の調整前事業所得税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法10の5の4②）。

① 中小事業者の継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

② 次のいずれかの要件を満たすこと。

イ 中小事業者の教育訓練費の額から中小企業比較教育訓練費の額を控除した金額が中小企業比較教育訓練費の額の10%相当額以上であること。

ロ 中小事業者がその年の12月31日において中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。

具体的には、次のとおりとされています。

(1) 個人が給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度

① 適用対象者

この措置の適用対象となる個人は、青色申告書を提出する個人とされています（措法10の5の4①）。

② 適用年

この措置は、平成31年から平成33年までの各年において適用できることとされています。ただし、次に掲げる年分は、除外されています（措法10の5の4①）。

イ 平成31年以後に事業を開始した適用対象者のその開始した日の属する年

ロ 事業を廃止した日の属する年

③ 適用要件

この措置は、適用対象者が、適用年において、次のイからニまでの全ての要件を満たす場合に適用できることとされています（措法

10の5の4①）。

イ 国内雇用者に対して給与等を支給すること。

国内雇用者は、具体的には、適用対象者の国内に所在する事業所について作成された労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者とされていますが、改組前とその範囲に変更はありません（措法10の5の4③一、措令5の6の4⑤⑥）。

また、給与等とは、俸給、給与、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいいますが、こちらも改組前と同様です（措法10の5の4③二）。

ロ 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上であること。

継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者に対する適用年の給与等の支給額をいい、継続雇用者比較給与等支給額とは、その継続雇用者に対する適用年の前年の給与等の支給額をいいます（措法10の5の4③五・六）。

(注) 給与等の支給額は、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額とされています（措法10の5の4③三）。なお、他の者には、適用対象者が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場が含まれます。

その際、適用年の前年の継続雇用者に対する給与等の支給額が零である場合には、このロの要件を満たさないものとされています（措令5の6の4⑱一）。

(イ) 継続雇用者

適用対象者の適用年及び適用年の前年の各月においてその適用対象者の給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます。具体的には、適用対象者の国内雇用者のうち、その適用対象者の国内雇用者とし

て適用年及び適用年の前年において事業を営んでいた期間内の各月分の適用対象者の給与等の支給を受けたものとされています（措法10の5の4③五、措令5の6の4⑩）。なお、ここでの国内雇用者とは、一般被保険者に該当するものに限るものとされ、継続雇用制度の対象である者を除くこととされています。

(注) 一般被保険者とは、雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいい、継続雇用制度の対象である者は、適用対象法人の就業規則において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、雇用契約書等又は賃金台帳にその継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその雇用されている者とされています（措令5の6の4⑩、措規5の12②）。いずれも改組前と変更はありません。

(ロ) 継続雇用者給与等支給額の計算

前述のとおり、継続雇用者に対する適用年の給与等の支給額をいいますが、具体的には、雇用者給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額とされています（措令5の6の4⑪）。

(イ) 継続雇用者比較給与等支給額の計算

前述のとおり、継続雇用者に対する適用年の前年の給与等の支給額をいいますが、具体的には、適用対象者の適用年の前年に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額とされています（措令5の6の4⑫）。なお、適用対象者が適用年の前年において事業を開始した場合には、その適用年の前年に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額に12を乗じてこれをその適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した

金額とされています

(注) 給与等支給額とは、個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（措令5の6の4⑧）。

ハ 国内設備投資額が償却費総額の90%相当額以上であること。

国内設備投資額とは、適用対象者が適用年において取得等をした国内資産でその適用年の12月31日において有するものの取得価額の合計額をいい、償却費総額とは、適用対象者がその有する減価償却資産につき適用年の年分の事業所得の金額の計算上、その償却費として必要経費に算入した金額の合計額をいいます（措法10の5の4③七・八）。

(注) 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいいますが、相続、遺贈、贈与、交換、現物分配又は代物弁済による取得は除かれています（措法10の5の4③七、措令5の6の4⑬）。

(イ) 国内資産

国内資産とは、国内にあるその適用対象者の事業の用に供する所得税法施行令第6条各号に掲げる資産で、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外のものとされていますが、時の経過によりその価値の減少しないものは除かれています（措法10の5の4③七、措令5の6の4⑭）。

(ロ) 国内設備投資額の計算

上記のとおり、国内設備投資額は、適用対象者が適用年において取得等をした国内資産でその適用年の12月31日において有するものの取得価額の合計額とされていますので、適用年に取得等をした国内資産であっても、その適用年に譲渡等により移転したものは、この合計額の計算には含まれないこととなります。また、適用年に事業の用に供している国内資産

に限られません。

（ハ）償却費総額の計算

上記のとおり、償却費総額は、適用対象者がその有する減価償却資産につき適用年の年分の事業所得の金額の計算上、その償却費として必要経費に算入した金額の合計額をいいますが、「その有する減価償却資産」とされています（措法10の5の4③八）ので、上記（ロ）と異なり、適用年に取得等をしたものに限られることも、適用年に譲渡等をしたものを除くこともありませんし、国内資産に限定もされていません。

ニ 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超えること。

雇用者給与等支給額とは、適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいい、比較雇用者給与等支給額とは、適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（措法10の5の4③三・四）。

なお、比較雇用者給与等支給額の計算について、適用年の前年において事業を営んでいた月数と適用年において事業を営んでいた月数とが異なる場合には、適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に12を乗じてこれを適用年の前年において事業を営んでいた月数で除して計算した金額とされています（措法10の5の4③四、措令5の6の4⑦）。

また、適用対象者が事業を相続（包括遺贈を含みます。以下同じです。）により承継した場合における比較雇用者給与等支給額の計算は、次の区分に応じて調整を行うこととされています（措法10の5の4⑥、措令5の6の4⑧⑨）。

（イ）適用対象者が適用年において事業を相

続により承継した場合

適用対象者の調整対象年（適用年の前年をいいます。以下同じです。）に係る給与等支給額については、適用対象者の調整対象年に係る給与等支給額に、適用対象者の調整対象年において事業を営んでいた月に係る被相続人（包括遺贈者を含みます。以下同じです。）の月別給与等支給額を合計した金額に適用対象者がその事業を承継した日から適用年の12月31日までの期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額を加算することとされています（措令5の6の4⑧一）。

（注）「月別給与等支給額」とは、その被相続人の調整対象年の給与等支給額を調整対象年においてその被相続人が事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額をその調整対象年において適用対象者が事業を営んでいた月に係るものとみなしたものをいいます（措令5の6の4⑨）。

（ロ）適用対象者が適用年の前年において事業を相続により承継した場合

適用対象者の調整対象年に係る給与等支給額については、適用対象者の調整対象年に係る給与等支給額に適用対象者の調整対象年において事業を営んでいた月（その事業を承継した日の属する月以後の月を除きます。）に係る被相続人の月別給与等支給額を合計した金額を加算することとされています（措令5の6の4⑧二）。

④ 税額控除限度額の計算

税額控除限度額は、給与等支給増加額の15%に相当する金額とされています。ただし、適用対象者の適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上である場合には、税額控除限度額は、給

与等支給増加額の20%に相当する金額とすることとされています（措法10の5の4①）。

なお、この税額控除限度額が適用対象者のその年分の調整前事業所得税額の20%相当額を超える場合には、税額控除額は、その調整前事業所得税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法10の5の4①後段）。

イ 給与等支給増加額

適用対象者の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額とされています（措法10の5の4①）。つまり、適用年の前年から増加した給与等支給額ですが、適用年において租税特別措置法第10条の5の規定（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度）の適用を受ける場合には、その適用により控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として計算した金額を控除した残額を給与等支給増加額として、税額控除限度額を計算することとされています（措法10の5の4①）。

改正後において、上記の増加した給与等支給額から控除すべき「計算した金額」は、具体的には、適用年に係る雇用者給与等支給額をその適用年の12月31日における雇用者の数で除して計算した金額に、次の(イ)及び(ロ)の数を合計した数を乗じて計算した金額の20%に相当する金額とされています（措令5の6の4②）。この場合、次の(イ)及び(ロ)の数を合計した数が地方事業所基準雇用者数を超えるときは、地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額の20%に相当する金額が「計算した金額」となります。

(イ) 適用対象者が適用年において租税特別措置法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合におけるその適用年の特定新規雇用者基礎数と合計した数とを合計した数（措令5の6の4②一）

(ロ) 適用対象者が適用年において租税特別

措置法第10条の5第2項の規定の適用を受ける場合におけるその適用年の移転型基準雇用者数から同条第1項の規定の適用を受ける場合における次の数を合計した数を控除した数（措令5の6の4②二）

A 特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数に達するまでの数

B 新規雇用者総数の40%に相当する数のうち移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数

ただし、「40%に相当する数」が非特定新規雇用者数を超える場合には、その非特定新規雇用者数のうち移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数とされています。

C 地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数のうち移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数

ロ 教育訓練費の額

前述のとおり、適用対象者の適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額が比較教育訓練費の額の1.2倍以上である場合には、税額控除率が5%上乘せされることとされ、税額控除限度額は、給与等支給増加額の20%に相当する金額とされています（措法10の5の4①）。

教育訓練費の額は、その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額とされています（措法10の5の4①三）ので、適用対象者が適用年において実際に負担した額となります。

(注) 他の者には、適用対象者が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場が含まれます。（措法10の5の4①三）。

また、教育訓練費とは、個人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得

させ、又は向上させるために支出する費用で一定のものとされています（措法10の5の4③九）が、具体的には、次の場合ごとに応じた費用とされています（措令5の6の4⑮）。

(イ) 適用対象者がその国内雇用者に対して教育訓練等を自ら行う場合

(注) 教育訓練等とは、教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいいます（措令5の6の4⑮一）。

A 教育訓練等のために講師等に対して支払う報酬、料金、謝金その他これに類するもの及び講師等の旅費のうち適用対象者が負担するもの（措規5の12③）。

講師等とは、講師又は指導者をいい、適用対象者の使用人である者は除かれています（措令5の6の4⑮一イ、措規5の12③）。また、旅費は、教育訓練等を行うために要するものに限られています（措規5の12③）。

B 教育訓練等に関する計画又は内容の作成についてその教育訓練等に関する専門的知識を有する者に委託している場合のその者に対して支払う委託費その他これに類するもの（措規5の12③）。

専門的知識を有する者からは、その適用対象者の使用人である者が除かれています（措規5の12③）。

C 教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用及びコンテンツの使用料（措令5の6の4⑮一口、措規5の12④）。

コンテンツとは、文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいいますが、コンテンツの取得に要する費用に該当する使用料などは除かれています（措規5の12④）。

(ロ) 適用対象者から委託を受けた他の者が

教育訓練等を行う場合

国内雇用者に対する教育訓練等のために、他の者に委託した場合に他の者に対して支払う費用（措令5の6の4⑮二）

(注) 他の者には、適用対象者が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場が含まれます（措令5の6の4⑮二）。

(ハ) 適用対象者がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合

国内雇用者が参加する講義等の教育訓練等を行う他の者に対して支払う授業料、受講料、受験手数料など、その教育訓練等に対する対価として支払うもの（措令5の6の4⑮三、措規5の12⑤）

なお、適用年において、教育訓練費の額が比較教育訓練費の額の1.2倍以上であるとして、税額控除率の上乗せの適用を受けられる場合には、その適用年の年分の確定申告書に上記(イ)から(ハ)までの費用の明細を記載した書類を添付しなければならないこととされています（措令5の6の4⑮四）。

(注) 上記の費用の明細を記載した書類は、適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額及び比較教育訓練費の額に関する次の事項を記載した書類とされています（措規5の12⑥）。

- i 上記(イ)から(ハ)までの費用に係る教育訓練等の実施時期
 - ii 教育訓練等の内容
 - iii 教育訓練等の対象となる国内雇用者の氏名
 - iv その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称
- ハ 比較教育訓練費の額

比較教育訓練費の額とは、適用対象者の適用年前2年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（適用対象者のその各年のうちに事

業を開始した日の属する年がある場合には、その年については、その年の教育訓練費の額に12を乗じてこれをその年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。以下同じです。）の合計額を2で除して計算した金額（適用対象者が適用年の前年において事業を開始した場合には、適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額）をいいます（措法10の5の4③十）。

なお、この比較教育訓練費の額が零である場合において、適用年に係る上記ロの教育訓練費の額も零であるときは、上記の税額控除率の上乗せの要件を満たさないものとして税額控除限度額を計算することとされています（措令5の6の4⑱一）ので、税額控除率は原則どおり15%となりますが、それ以外のときは、税額控除率の上乗せの要件を満たすものとして（措令5の6の4⑱二）、税額控除率は20%となります。

ニ 適用対象者が事業を相続により承継した場合の比較教育訓練費の額の調整

適用対象者が事業を相続により承継した場合における比較教育訓練費の額の計算は、比較雇用者給与等支給額の上記③ニ(イ)又は(ロ)と同様に、調整を行うこととされています（措令5の6の4⑱⑧）。

⑤ 申告要件

この措置の適用を受ける場合の申告要件については、措置の改組に伴い、確定申告書（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細並びに継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を記載した書類の添付がある場合に限り、適用することとされました（措法10の5の4⑤）。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となるその控除した金額は、確定申告書に添付された書類に記載された雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を限度とすることとされています（措法10の5の4⑤後段）。

(2) 中小事業者が給与等の引上げを行った場合の税額控除制度

① 適用対象者

この措置の適用対象となる個人は、青色申告書を提出する中小事業者とされています（措法10の5の4②）。

② 適用年

この措置は、平成31年から平成33年までの各年において適用できることとされています。ただし、次に掲げる年分は、除外されていません（措法10の5の4②）。

イ 上記(1)の措置の適用を受ける年

ロ 平成31年以後に事業を開始した適用対象者である中小事業者のその開始した日の属する年

ハ 事業を廃止した日の属する年

③ 適用要件

この措置は、適用対象者である中小事業者が、適用年において、次のイからハまでの全ての要件を満たす場合に適用できることとされています（措法10の5の4②）。

イ 国内雇用者に対して給与等を支給すること。

ロ 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1.5%以上であること。

継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者に対する適用年の給与等の支給額をいい、継続雇用者比較給与等支給額とは、その継続雇用者に対する適用年の前年の給与等の支給額をいいます（措法10の5の4③五・六）。

その際、適用年の前年の継続雇用者に対する給与等支給額が零である場合には、この口の要件を満たさないものとされています（措令5の6の4⑱一）。

ハ 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超えること。

④ 税額控除限度額の計算

税額控除限度額は、給与等支給増加額の15%に相当する金額とされています。ただし、次のイ及びロの要件を満たす場合には、税額控除限度額は、給与等支給増加額の25%に相当する金額とすることとされています（措法10の5の4②）。

イ 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

ロ 次の(イ)の要件と(ロ)の要件とのいずれかを満たすこと。

(イ) 適用対象者である中小事業者の適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額から中小企業比較教育訓練費の額を控除した金額のその中小企業比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。

A 教育訓練費の額

教育訓練費の額は、上記(1)④ロと同様です（措法10の5の4①三、③九、措令5の6の4⑮⑯、措規5の12③～⑥）。

B 中小企業比較教育訓練費の額

中小企業比較教育訓練費の額とは、適用対象者である中小事業者の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その中小事業者が適用年の前年において事業を開始した場合には、適用年の前年の教育訓練費の額に12を乗じてこれを適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した

金額）をいいます（措法10の5の4③十一）。

なお、この中小企業比較教育訓練費の額が零である場合については、上記(1)④ハと同様とされています（措令5の6の4⑲⑳）。

C 適用対象者が事業を相続により承継した場合の場合の中小企業比較教育訓練費の額の調整

適用対象者が事業を相続により承継した場合における場合における中小企業比較教育訓練費の額の計算は、比較教育訓練費の額の上記(1)④ニと同様に、調整を行うこととされています（措令5の6の4⑰⑧）ので、上記(1)④ニ及び(1)③ニをご参照ください。

(ロ) 適用対象者である中小事業者が、適用年の12月31日までににおいて中小企業経営強化法第13条第1項の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであること。

具体的には、次の書類を確定申告書に添付することにより証明がされた中小事業者とされています（措規5の12①）。

A その中小事業者が受けた認定に係る経営力向上計画の写し及びその認定書の写し

B 経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業の実施状況につき経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類

なお、この税額控除限度額が適用対象者のその年分の調整前事業所得税額の20%相当額を超える場合には、税額控除額は、その調整前事業所得税額の20%相当額を上限とすることとされています（措法10の5の4②後段）。

⑤ 申告要件

この措置の適用を受ける場合の申告要件に

ついても、上記(1)⑤と同様とされています（措法10の5の4⑤）。

いて適用し、平成30年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則65）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成31年分以後の所得税につ

六 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設

1 制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する個人で生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の認定革新的データ産業活用事業者であるものが、同法の施行の日（平成30年6月6日）から平成33年3月31日までの間に、特定ソフトウェアの新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る革新的情報産業活用設備の取得等をして、その個人の事業の用に供したときは、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除きます。以下「供用年」といいます。）において、その革新的情報産業活用設備の取得価額の30%相当額の特別償却（供用年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は翌年分への繰越しが可能）とその取得価額に供用年において次に掲げる場合のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額に相当する金額（供用年分の調整前事業所得税額の20%（供用年において次の(2)に掲げる場合に該当する場合には、15%）相当額が上限）の税額控除との選択適用ができるというものです（措法10の5の5）。

- (1) その個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上である場合……5%
- (2) 上記(1)以外の場合……3%

2 制度の内容

(1) 適用対象者

適用対象者は、青色申告書を提出する個人で

生産性向上特別措置法第29条に規定する認定革新的データ産業活用事業者であるものとされています（措法10の5の5①③）。

(2) 適用期間（指定期間）

適用期間は、生産性向上特別措置法の施行の日（平成30年6月6日）から平成33年3月31日までの期間とされています（措法10の5の5①③）。

(3) 適用対象資産

適用対象となる資産は、適用期間内に次の①の特定ソフトウェアの新設又は増設をする場合におけるその新設又は増設に係る次の①から③までのもの（以下「革新的情報産業活用設備」といいます。）とされています（措法10の5の5①）。なお、一の認定革新的データ産業活用計画に記載されたその新設又は増設に係る特定ソフトウェア並びにこれとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が5,000万円以上のものに限られています（措法10の5の5①、措令5の6の5②）。

① 特定ソフトウェア

電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたもののうち、認定革新的データ産業活用計画で認定革新的データ産業活用事業者である個人が行う革新的データ産業活用に係るものに従って実施される革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をするものとして、

その認定革新的データ産業活用計画に記載されたソフトウェアとされています（措法10の5の5①、措令5の6の5①、措規5の12の2②）。

また、ソフトウェアには、これに関連するシステム仕様書その他の書類を含むものとされています（措令5の6の5①、措規5の12の2①）。

なお、複写して販売するための原本を除くほか、主として産業試験研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第6のソフトウェアを除くこととされています（措令5の6の5①、措規5の12の2③）。

（注）産業試験研究とは、租税特別措置法施行令第5条の3第7項各号に掲げる試験研究をいいますので、①製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究、②新たなサービス開発（対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として一定の情報の取得及び分析等の全てが行われる場合のその情報の取得及び分析等のそれぞれ）とされます（措令5の6の5④）。

② 機械及び装置

上記①の特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする機械及び装置で、情報の連携及び利活用に資するものとされています（措法10の5の5①）。

情報の連携及び利活用に資する機械及び装置とは、次のイ又はロのいずれかに該当する機械及び装置で、認定革新的データ産業活用計画に係る特定ソフトウェアとともに取得又は製作をするものとしてその認定革新的データ産業活用計画に記載されているものをいいます（措令5の6の5③一）。

イ その特定ソフトウェアによる情報の分析のためにその情報を収集し、かつ、その収集した情報を電磁的方法により特定ソフトウェアに送信する機能でその全部が自動化されているものを有する機械及び装置

ロ その特定ソフトウェアによる情報の分析に基づく電磁的方法による指令を受ける機能を有する機械及び装置でその動作がその指令により自動的に制御されるもの

（注）電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます（措令5の6の5③一）。

なお、主として産業試験研究の用に供される耐用年数省令別表第6の機械及び装置を除くこととされています（措法10の5の5①、措規5の12の2③）。

③ 器具及び備品

上記①の特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする器具及び備品で、情報の連携及び利活用に資するものとされています（措法10の5の5①）。

情報の連携及び利活用に資する器具及び備品とは、認定革新的データ産業活用計画に係る特定ソフトウェアとともに取得又は製作をするものとしてその認定革新的データ産業活用計画に記載されているものをいいます（措令5の6の5③二）。

なお、主として産業試験研究の用に供される耐用年数省令別表第6の器具及び備品である試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡を除くこととされています（措法10の5の5①、措規5の12の2③、耐令別表第6）。

(4) 取得等及び事業供用に関する要件

この制度は、適用対象者が、適用期間内に、特定ソフトウェアの新設又は増設をする場合において、その新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその新設若しくは増設に係る革新的情報産業活用設備を製作して、これをその適用対象者の事業の用に供したときにおけるその事業の用に供した日の属する年（供用年）に適用できることとされています（措法10の5の5①）。

（注1）革新的情報産業活用設備を貸付けの用に

供した場合は、他の特別償却と同様に、その適用対象者の事業の用に供した場合から除外されています。

(注2) 事業を廃止した日の属する年は、供用年から除外されています。

(5) 特別償却の適用を受ける場合

① 特別償却限度額

適用対象者が、特別償却の適用を受ける場合における特別償却限度額は、その革新的情報産業活用設備の取得価額の30%相当額とされています（措法10の5の5①本文）。

なお、他の特別償却制度と同様に、必要経費に算入する金額は、普通償却額を下回ることができません（措法10の5の5①ただし書）。

② 特別償却不足額がある場合

他の特別償却と同様に、特別償却不足額については、1年間の繰越しができることとされています（措法10の5の5②）。

(6) 税額控除の適用を受ける場合

税額控除限度額は、その革新的情報産業活用設備の取得価額の合計額に供用年において次に掲げる場合のいずれに該当するかに応じてそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額とされています（措法10の5の5③前段）。

① 適用対象者の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上である場合……5%

② 上記①以外の場合……3%

この税額控除限度額が適用対象者の供用年分の調整前事業所得税額の20%（供用年において上記②に掲げる場合に該当する場合には、15%。以下同じです。）相当額を超える場合には、税額控除限度額は、その供用年分の調整前事業所得税額の20%相当額が上限とされています（措法10の5の5③後段）。

(注1) 継続雇用者給与等支給額は、租税特別措置法第10条の5の4第3項第5号に規定す

る継続雇用者給与等支給額とされ、継続雇用者比較給与等支給額は、同項第6号に規定する継続雇用者比較給与等支給額とされています（措法10の5の5③一）。つまり、前述の「五 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除制度」の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額と同じものです。

(注2) 適用対象者のその適用を受けようとする年に係る上記①の継続雇用者比較給与等支給額が零である場合（その年が事業を開始した日の属する年である場合を含みます。）における税額控除限度額は、上記①に掲げる場合に該当しないものとして計算することとされています（措法10の5の5⑧、措令5の6の5⑥）。

(7) 特別償却の適用除外

特別償却は、適用対象者が所有権移転外リース取引により取得した革新的情報産業活用設備については、適用しないこととされています（措法10の5の5④）。

(8) 申告要件

① 特別償却の適用を受ける場合

確定申告書に、償却費の必要経費の算入に関する記載があり、かつ、革新的情報産業活用設備の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用することとされています（措法10の5の5⑤）。

② 税額控除の適用を受ける場合

確定申告書（控除の適用を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合におけるその修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる革新的情報産業活用設備の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用することとされています。この場合において、税額控除される金額の計算の基礎となる革新的

情報産業活用設備の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された革新的情報産業活用設備の取得価額が限度とされます（措法10の5の5⑥）。

3 適用関係

上記2の制度は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日（平成30年6月6日）から施行されています（改正法附則1十四口）。

七 所得税の額から控除される特別控除額の特例の改正

1 改正前の制度の概要

この制度は、個人がその年において、租税特別措置法における（事業所得に係る）特別税額控除の規定のうち2以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額の合計額がその年分の調整前事業所得税額の100分の90に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額は、その年分の総所得金額に係る所得税額から控除せずに、各税額控除制度の繰越税額控除限度超過額としてその翌年分以後に繰越税額控除することとされています（旧措法10の6①③）。

2 改正の内容

(1) 生産性の向上に関する税額控除制度の適用要件の見直し

① 見直しの概要

次の税額控除制度（以下「特定税額控除制度」といいます。）について、その適用要件が見直され、個人（中小事業者を除きます。）が、平成31年から平成33年までの各年において特定税額控除制度の適用を受けようとする場合において、次のイ及びロの要件のいずれにも該当しないときは、特定税額控除制度は、その年において適用できないこととされました（措法10の6⑤）。

- ・ 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度のうち次の制度
 - i 試験研究費の総額に係る税額控除制度（措法10①）
 - ii 特別試験研究費の額に係る税額控除制

度（措法10③）

iii 平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除制度（措法10⑦）

- ・ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除制度（措法10の4③）
- ・ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除制度（措法10の5の5③）

イ 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

ロ 国内設備投資額が償却費総額の10%相当額を超えること。

（注）「中小事業者」とは、租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者をいいます。

② 対象者

この措置の対象となる個人から、中小事業者が除かれています（措法10の6⑤）。

③ 対象年

この措置は、対象者の平成31年から平成33年までの各年において特定税額控除制度の適用を受けようとする場合について、適用することとされています（措法10の6⑤）。

④ 適用判定及び適用効果

対象者の対象年において、次のイ及びロの要件のいずれにも該当しないときには、この措置の適用により、特定税額控除制度は、適用しないこととされています（措法10の6⑤）。

イ 対象者の継続雇用者給与等支給額がその対象者の継続雇用者比較給与等支給額を超

えること。

ロ 対象者の国内設備投資額がその対象者の償却費総額の10%に相当する金額を超えること。

(注1) 継続雇用者給与等支給額は、租税特別措置法第10条の5の4第3項第5号に規定する継続雇用者給与等支給額とされ、継続雇用者比較給与等支給額は、同項第6号に規定する継続雇用者比較給与等支給額とされています（措法10の6⑤一）。つまり、前述の「五 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除制度」の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額と同じものです。

(注2) 国内設備投資額は、租税特別措置法第10条の5の4第3項第7号に規定する国内設備投資額とされ、償却費総額は、同項第8号に規定する償却費総額とされています（措法10の6⑤二）。つまり、前述の「五 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除制度」の国内設備投資額及び償却費総額と同じものです。

(注3) 対象者の対象年及びその前年の継続雇用者に対する給与等の支給額が零である場合には、上記イの要件に該当することとされています（措令5の7⑦）。

⑤ 適用除外

上記④のとおり、対象者の対象年において上記④イ及びロの要件のいずれにも該当しない場合には、この措置の適用があることとされています（措法10の6⑤）が、次のイの金額がロの金額以下である場合には、上記④にかかわらず、この措置の適用から除外することとされています（措法10の6⑤）。

ただし、この適用除外の対象となる対象年は、事業を開始した日の属する年、相続又は包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡又は譲受けをした日の属する

年のいずれにも該当しない年に限られています（措法10の6⑤）。

イ 特定対象年の年分の基準所得金額

ロ 特定対象年の前年分の基準所得金額（その特定対象年の前年において事業を開始した場合には、その基準所得金額に12を乗じてこれをその特定対象年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）

(注1) 「基準所得金額」とは、青色申告特別控除を適用しないで計算した場合のその年分の事業所得の金額をいいます（措令5の7⑤）。

(注2) 上記ロの月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（措令5の7④）。

(注3) 個人が恒久的施設を有する非居住者である場合には、上記（注1）の基準所得金額は、上記（注1）にかかわらず、次に掲げる国内源泉所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされています。この場合において、次に定める金額は、青色申告特別控除を適用しないで計算した場合のその年分の事業所得の金額とされています（措令5の7⑥）。

(イ) 所得税法第164条第1号イに掲げる国内源泉所得……その年分の恒久的施設帰属所得に係る事業所得の金額

(ロ) 所得税法第164条第1号ロに掲げる国内源泉所得……その年分の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る事業所得の金額

⑥ 特定税額控除制度の申告要件の付加

対象者が対象年において特定税額控除制度の適用を受ける場合における各特定税額控除制度の申告要件による添付すべき書類は、その申告要件における添付書類及び上記④イ又はロの要件のいずれかに該当することを明らかにする書類とされています（措法10の6⑥）。

(2) その他の所要の改正

前述の高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設、雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改組及び革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の創設に伴い、所要の規

定の整備が行われました（措法10の6①～③、措令5の7②、旧措令5の7①～③）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、平成30年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

八 特定設備等の特別償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、次の表の指定期間内に、同表の特定設備等の取得等をして、これをその個人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年において、その特定

設備等の取得価額に同表の特別償却割合を乗じて計算した金額に相当する金額の特別償却（その事業の用に供した年分の必要経費に算入しなかった償却不足額は、翌年分への繰越しが可能）ができることとされています（旧措法11①②）。

	特定設備等の区分	特別償却割合	指定期間
(1)	公害防止用設備（指定物質等回収設備）	8%	平成29年4月1日 ～平成31年3月31日
(2)	① ②以外の外航船舶及び内航船舶	16%	平成29年4月1日（内航船舶は、平成27年4月1日） ～平成31年3月31日
	② 外航日本船舶及び高度環境負荷低減内航船舶	18%	
(3)	自動車教習用貨物自動車	20%	平成29年4月1日 ～平成31年3月31日

(注1) 上記(1)及び(3)に係る措置の対象者は、中小事業者とされています（旧措法11①表一）。

(注2) 「外航船舶」とは、海洋運輸業の用に供される鋼船のうち事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件を満たす国際総トン数が1万トン以上のものをいいます（旧措法11①表二、旧措令5の8③⑨、平27.3国土交通告473）。

(注3) 「内航船舶」とは、沿海運輸業の用に供される鋼船のうち事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件を満たす総トン数300トン以上のものをいいます（旧措法11①表二、旧措令5の8③⑨、平27.3国土交通告473）。

(注4) 「外航日本船舶」とは、上記（注2）の外航船舶のうち、船舶法第1条に規定する日本船舶に該当するものをいい、「高度環境負荷低減内航船舶」とは、上記（注3）の内航船舶のうち環境への負荷の著しい低減に係る要件を満たすもの（いわゆるスーパーエコシップ等）をいいます（旧措法11①表二、旧措令5の8④⑨、平27.3国土交通告473）。

(注5) 「自動車教習用貨物自動車」とは、指定自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援教習業の用に供される道路交通法第3条の準中型自動車であって専ら貨物を運搬する構造のもののうち一定の要件を満たすものをいいます（旧措法11①表三、旧措令5の8⑤⑧、昭48.5大蔵告69別表3）。

2 改正の内容

青色申告書を提出する個人で再生可能エネルギー発電設備等を国内にある事業の用に供するもの（電気事業法の一般送配電事業者に該当する個人及び匿名組合契約等に基づいて出資を受ける個人（再生可能エネルギー発電設備等をその個人の事業であってその匿名組合契約等の目的であるものの用に供するものに限ります。）を除きます。）が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、その再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、これをその個人の国内にある事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年において、その再生可能エネルギー発電設備等の取得価額の20%相当額の特別償却ができることとされました（措法11①表四、措令5の8⑥～⑧⑫、昭48.5大蔵告69、平30.3経済産業告69）。

なお、他の特別償却制度と同様に、必要経費に算入する金額は、普通償却額を下回ることとはできません（措法11①ただし書）。

また、他の特別償却制度と同様に、特別償却不足額については、1年間の繰越しができることとされています（措法11②）。

（注1） 上記の「再生可能エネルギー発電設備等」とは、次に掲げる機械その他の減価償却資産のうち経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいいます（措法11①表四上欄）。

① 再生可能エネルギー利用資産のうち太陽光又は風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するもの

すなわち、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第2条第3項第1号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち水力、地熱及びバイオマスの利用に資するものをいいます（措令5の8⑥、環境適合製品施行令1一・二・五）。

② 主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその再生可能エネルギー利用資産

の持続的な利用に資するもの

すなわち、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第2条第3項第5号（同項第1号に係る部分に限りま）に掲げる機械その他の減価償却資産のうち再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものをいいます。

（注2） 上記（注1）の「再生可能エネルギー利用資産」とは、再生可能エネルギー源から電気若しくは熱を得るため又は再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産をいい、上記の「再生可能エネルギー源」とは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第2条第1項に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができるものと認められるもの（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスなどが該当）をいいます。

（注3） 上記（注1）の「経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの」について、経済産業大臣は、その指定をしたときは告示することとされており（措令5の8⑥⑫）、具体的には、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令第3条の2第1号又は第4号（同条第1号に係る部分に限りま）に掲げる要件を満たす機械その他の減価償却資産のうち次に掲げるものとされています（平30.3経済産業告69）。

① 中小水力発電設備（需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品（以下「情報提供告示」といいます。）の1の第3号に掲げる水力発電設備のうち、その設置に要した資本費に係る1kW当たりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号の規定に基づき経済産業大臣に対して提供する発電設備の設置に要した費用に関する情報のうち資本費の合計額を、その発電設備の発

電出力で除して得られる金額をいいます。
以下同じです。）が次の区分に応じ次の金額
以下のものをいいます。）

イ 200kW未満……272万円

ロ 200kW以上1,000kW未満……109万円

ハ 1,000kW以上30,000kW未満……39万円

② 地熱発電設備（情報提供告示の1の第4号に掲げる地熱発電設備のうち、その設備利用率（発電設備が運転を開始する日から同日以後1年を経過する日までの期間におけるその発電設備に係る発電量のその発電設備の発電出力にその期間の総時間数を乗じて計算した発電量に対する割合をいいます。以下同じです。）が80%を超えると見込まれるものをいいます。）

③ バイオマス利用装置（情報提供告示の1の第5号に掲げるバイオマス利用装置のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。）

イ 木質バイオマス発電設備（情報提供告示の1の第5号イに掲げる木質バイオマス発電設備のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。）

(イ) その設備の設備利用率が80%を超えると見込まれるもの

(ロ) 熱電併給（発電を行う際に生じた熱を発電と同時に利用することをいいます。以下同じです。）を行うもの

(ハ) その設備の設置に要した資本費に係る1kW当たりの資本費が次に掲げる発電出力の区分に応じそれぞれ次に定める金額以下のもの

A 2,000kW未満……62万円

B 2,000kW以上20,000kW未満……41万円

ロ 木質バイオマス熱供給装置（情報提供

告示の1の第5号ロに掲げる木質バイオマス熱供給装置のうち、そのボイラーの熱効率が80%を超えるものをいいます。）

ハ バイオマス利用メタンガス製造装置（情報提供告示の1の第5号ハに掲げるバイオマス利用メタンガス製造装置のうち、その装置から精製されるメタンガスを利用した熱電併給を行うものをいいます。）

④ 風力発電装置専用機械類（情報提供告示の4の第1号に掲げる機械類をいいます。）

⑤ 定置用蓄電設備（情報提供告示の4の第2号に掲げる定置用蓄電設備のうち、次に掲げる機械その他の減価償却資産のいずれかに接続するものであって、その蓄電出力がその減価償却資産の発電出力と比較して同等以下のものをいいます。）

イ 情報提供告示の1の第1号に掲げる太陽光発電設備のうち、発電出力が10kW以上のもの

ロ 情報提供告示の1の第2号に掲げる風力発電装置のうち、発電出力が10,000kW以上のもの

ハ 上記①から③までに掲げる機械その他の減価償却資産

⑥ 電線路（情報提供告示の4の第3号に掲げる機械類のうち、上記⑤イからハまでに掲げる機械その他の減価償却資産のいずれか又はその附属設備（上記⑤に掲げる定置用蓄電設備を含みます。）に接続するものであって、その減価償却資産を所有する者が維持し、運用するものをいいます。）

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成30年4月1日以後に取得等をする再生可能エネルギー発電設備等について適用されます（改正法附則67①）。

九 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、昭和48年4月1日から平成30年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内の日の属する各年において障害者を雇用しており、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合には、その年12月31日において有する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備で、障害者が労働に従事する事業所にあるものであることにつき個人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けたものうちその年の指定期間内又はその年の前年以前5年内の各年において取得又は製作若しくは建設をしたものについて、普通償却額の24%（工場用の建物及びその附属設備については、32%）相当額の割増償却ができることとされています（旧措法13①）。

- (1) 障害者雇用割合が50%以上であること。
- (2) 雇用障害者数が20人以上であって、障害者雇用割合が25%以上であること。
- (3) 次の要件の全てを満たしていること。

- ① 基準雇用障害者数が20人以上であって、重度障害者割合が50%以上であること。
- ② その年の12月31日における雇用障害者数が法定雇用障害者数以上であること。

2 改正の内容

(1) 適用要件の見直し

適用要件のうち「基準雇用障害者数が20人以上であって、重度障害者割合が50%以上であること」とする要件（上記1(3)①）における重度障害者割合が、55%に引き上げられました（措法13①三イ）。

(2) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました（措法13①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、平成31年分以後の所得税について適用し、平成30年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則67②）。

十 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却制度の廃止

1 廃止前の制度の概要

青色申告書を提出する個人が、平成24年1月1日から平成30年3月31日までの期間内に次世代育成支援対策推進法の次世代育成支援対策（以下「次世代育成支援対策」といいます。）に係る基準に適合するものである旨の認定（その期間内において最初に受けるものに限ります。以下「基準適合認定」といいます。）を受け、又は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に次世代育成支援対策に係る特例基準に適合するものである旨の認定（その期間内において最初に受ける

ものに限ります。以下「特例基準適合認定」といいます。）を受けた場合には、次世代育成支援対策資産について、普通償却額に次に掲げる次世代育成支援対策資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額の割増償却ができることとされています（旧措法13の2①）。

(1) 建物及び建物附属設備……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次の割合

- ① その年が適用年である場合……24%（その一般事業主行動計画が努力義務により届出されたものである場合には、32%）
- ② その年が特例認定適用年である場合……15

%

(2) 車両及び運搬具並びに器具及び備品……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次の割合

① その年が適用年である場合……18%（その一般事業主行動計画が努力義務により届出されたものである場合には、24%）

② その年が特例認定適用年である場合……12%

(注) 次世代育成支援対策資産とは、次のいずれにも該当するもので事業の用に供されているものをいいます（旧措法13の2①）。

イ 基準適合認定を受けた日の属する年（以下「適用年」といいます。）の12月31日又はその特例基準適合認定を受けた日以後3年以内の各年（以下「特例認定適用年」といいます。）の12月31日においてその個人の有する建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品

ロ その個人の基準適合認定又は特例基準適合認定に係る次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主行動計画

に記載されたもの

ハ 次世代育成支援対策に著しく資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの（旧措令6の6②④、旧平27.3厚生労働告233）。

2 改正の内容

この制度は、適用期限（平成30年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法13の2、旧措令6の6、旧措規5の16、旧平27.3厚生労働告233）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成30年4月1日前に基準適合認定又は特例基準適合認定を受けた個人の適用年（平成30年に限ります。）又は特例認定適用年（平成30年から平成32年までの各年に限ります。）の12月31日において有する次世代育成支援対策資産については、従来どおり適用できるとされています（改正法附則67③、改正措令附則7、改正措規附則6）。

十一 企業主導型保育施設用資産の割増償却制度の創設

1 制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する個人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、これをその個人の保育事業の用に供した場合には、その用に供した日以後3年以内の日の属する各年分において、その企業主導型保育施設用資産の普通償却額の12%（建物等及び構築物については、15%）相当額の割増償却ができるというものです（措法13の3）。

2 制度の内容

(1) 適用対象者

この制度の適用対象者は、青色申告書を提出する個人とされています（措法13の3①）。

(2) 適用期間

この制度の適用期間は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までとされています（措法13の3①）。

(3) 適用対象資産

適用対象となる資産は、子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する施設のうち児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務（以下「保育事業」といいます。）を目的とするもの（以下「事業所内保育施設」といいます。）の新設又は増設をする場合におけるその新設又は増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びに幼児遊戯用構築物等（以下「企業主導型保育施設用資産」といいます。）とされています（措法13の3①）。

また、上記の「幼児遊戯用構築物等」は、事業所内保育施設における保育事業の用に供する次の減価償却資産とされています（措法13の3①、措令6の7①、措規5の17①②）。

① 滑り台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用の構築物で、幼児に使用させるためのもの

② 遊戯具、家具及び防犯設備（事業所内保育施設を利用する乳児及び幼児が犯罪により被害を受けることを防止し、その安全を確保するために設置される器具及び備品をいいます。）

なお、上記の「事業所内保育施設の新設又は増設をする場合」は、その新設又は増設をする事業所内保育施設とともに幼児遊戯用構築物等の取得又は製作若しくは建設をする場合で、かつ、その事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける場合に限ることとされています（措法13の3①）。

（注）上記の「助成金」には、整備費助成金（事業所内保育施設に係る保育事業の整備費につき交付を受ける助成金をいいます。以下同じです。）及び運営費助成金（事業所内保育施設に係る保育事業の運営費につき交付を受ける助成金をいいます。以下同じです。）の2種類の助成金があります。したがって、この制度の適用を受けるためには、その事業所内保育施設の新設又は増設が、整備費助成金又は運営費助成金のいずれかの交付を受けて行われる必要があります。

（4）適用対象事業

適用対象となる事業は、保育事業とされています（措法13の3①）。

（5）取得等及び事業供用に関する要件

この制度は、適用対象者が、適用期間内に、企業主導型保育施設用資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの

取得等をして、これを適用対象者の保育事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得したその企業主導型保育施設用資産をその保育事業の用に供した場合を除きます。）におけるその用に供した日（以下「供用日」といいます。）以後3年以内の日の属する各年分とされています（措法13の3①）。

（6）割増償却の適用

① 割増償却限度額

割増償却限度額は、企業主導型保育施設用資産の普通償却額の12%（建物等及び構築物については、15%）相当額とされています（措法13の3①）。

ただし、供用日以後3年以内でその保育事業の用に供している期間に係る部分に限ることとされています（措法13の3①）。

また、「供用日以後3年以内でその保育事業の用に供している期間」は、その企業主導型保育施設用資産につき運営費助成金の交付を受ける期間に限ることとされています（措法13の3①、措規5の17③）。

なお、他の割増償却制度と同様に、必要経費に算入する金額は、普通償却額を下回ることができません（措法13の3①ただし書）。

② 割増償却不足額がある場合

他の割増償却制度と同様に、特別償却不足額については、1年間の繰越しができるとされています（措法13の3②、13②）。

（7）申告要件

この制度は、確定申告書にこの制度により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、その適用を受ける企業主導型保育施設用資産の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用することとされています（措法13の3③、11③）。

また、取得等をした建物及びその附属設備、構築物並びに器具及び備品につきこの制度の適用を受ける最初の年分の確定申告書には、この

制度の適用を受けようとする個人が新設又は増設に係る事業所内保育施設とともに幼児遊戯用構築物等の取得等を行うこと及びその個人がその事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受けることが確認でき

る書類を添付しなければならないこととされています（措令6の7②、措規5の17④）。

3 適用関係

上記2の制度は、平成30年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

十二 倉庫用建物等の割増償却制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の総合効率化計画のうち同条第3項各号の特定流通業務施設に関する事項が記載されたもの（以下「特定総合効率化計画」といいます。）について同条第1項の認定を受けたものが、昭和49年4月1日から平成30年3月31日までの間に、次の(1)及び(2)の物資流通拠点区域内において、倉庫用建物等（その認定に係る特定総合効率化計画に記載された特定流通業務施設であるものに限り、）で建設の後使用されたことのないものの取得等をして、これをその個人の倉庫業の用に供した場合には、その用に供した年から5年間（その用に供している期間に限り、）、その倉庫用建物等の普通償却額の10%相当額の割増償却ができることとされています（旧措法15①）。

(1) 道路法の高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第1号イに掲げる高速自動車国道のインター

チェンジ等の周辺5kmの区域（措令8①一、措規6の3①）

(2) 関税法の開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法の臨港地区のうち、輸出入に係る貨物の流通の拠点となる地区として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する地区（措令8①二）

(注) この制度の対象となる倉庫用建物等とは、倉庫用の建物（その附属設備を含みます。）又は構築物のうち物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの（貯蔵槽倉庫にあっては、特定臨港地区内にあるものに限り、）で、耐火建築物又は準耐火建築物に該当するもの（冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫以外の倉庫で階数が2以上のものである場合にあっては、耐火建築物に該当するものに限り、）をいいます（措令8②）。

2 改正の内容

この制度の適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました（措法15①）。

十三 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和49年から平成30年までの各年において、金属鉱業等の用に供される坑道及び集積場（以下「特定施設」といいます。）の使

用の終了後における鉱害防止の費用の支出に備えるため、その特定施設ごとに、その特定施設につきその年において金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額の80%相当額以下の金額を金属鉱業等鉱害防止

準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（旧措法20①）。

この金属鉱業等鉱害防止準備金は、鉱害防止事業を実施する場合において、鉱害防止積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした額を取り崩

して事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされています（措法20②）。

2 改正の内容

この制度の適用期限が平成32年まで2年延長されました（措法20①）。

十四 特定災害防止準備金制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたものが、平成10年6月17日から平成30年3月31日までの期間内の日の属する各年において、特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、その特定廃棄物最終処分場ごとに、その特定廃棄物最終処分場につきその年において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち都道府県知事が通知する額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（旧措法20の2①）。

この特定災害防止準備金は、維持管理を行う場合において、維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした額を取り崩して事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされています（措法20の2②）。

2 改正の内容

(1) 特定の事由に該当することとなった場合の準備金の総収入金額算入措置における特定の事由の追加

特定の事由に次に掲げる場合が追加され、その場合に該当することとなった場合には、それぞれ次に定める準備金の金額をその該当するこ

ととなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入することとされました（措法20の2③）。

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（同法第15条の2の6第3項において準用する場合を含みます。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合……その確認を受けた日におけるその特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第8条第1項又は第15条第1項の許可が取り消された場合……その取り消された日におけるその特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

(2) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました（措法20の2①）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、個人が平成30年4月1日以後に特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受ける場合におけるその確認を受ける日の属する年分の所得税及び個人が平成30年4月1日以後に特定廃棄物最終処分場の設置に係る許可を取り消される場合におけるその取り消される日の属する年分の所得税について適用されます（改正法附則68）。

十五 農業経営基盤強化準備金制度の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する個人で、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けたものが、平成19年4月1日から平成30年3月31日までの期間内の日の属する各年において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の交付金等の交付を受けた場合において、認定計画等の定めるところに従って行う農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるため、一定の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています（旧措法24の2①）。

農業経営基盤強化準備金は、積み立てた後5年を経過した場合又は特定の事由に該当した場合には、取り崩して総収入金額に算入することとされています（旧措法24の2②③）。

2 改正の内容

(1) 適用対象交付金等の見直し

この制度の適用対象となる交付金等から、経営所得安定対策交付金（米の直接支援交付金）が除外されました（措法24の2①、措規9の3①）。

(2) 特定の事由に該当することとなった場合の準備金の総収入金額算入措置における特定の事由の見直し

特定の事由に農用地等の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）をした場合が追加され、その場合に該当することとなった場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める準備金の金額をその該当することとなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入することとされました（措法24の2③二）。

(注1) 上記の「農用地等」とは、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地（その農用地に係る賃借権を含みます。）又は特定農業用機械等をいい、「特定農業用機械等」とは、農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア（建物及びその附属設備にあっては、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において同法第3条第4号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうちその個人の農業の用に直接供される一定の建物及びその附属設備に限ります。）をいいます（措法24の2③二、24の3①、措規9の3①）。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）第1条により農業経営基盤強化促進法第4条第1項が改正され、同法の「農用地」の範囲が拡充されたことに伴い、この制度及び後述「十六 農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用対象となる「農用地」の範囲も拡充されています。

(注2) 上記の「取得」からは、「贈与、交換、出資又は現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるもの及び代物弁済としてのものを除くこととされ、特定農業用機械等にあっては、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ることとされています（措法24の2③二、24の3①）。

① 認定計画等の定めるところにより農用地等の取得等をした場合……その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

(注) 「認定計画等」とは、農業経営基盤強化促進法第13条第2項に規定する認定計画又は同法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいいます（措法24の2①）。

② 農用地等の取得等をした場合（上記①の場合を除きます。）……その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

なお、この場合の農用地等からは、農業用の器具及び備品並びにソフトウェアを除くこととされています。

(3) 適用期限の延長

この制度の適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました（措法24の2①）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、個人が平成30年4月1日以後に交付を受ける交付金等について適用し、個人が同日前に交付を受けた交付金等については従前どおりとされています（改正措規附則7）。

(2) 上記2(2)の改正は、個人が平成30年4月1日以後に農用地等の取得等をする場合におけるその取得等をする日の属する年分の所得税について適用されます（改正法附則69）。

十六 農用地等を取得した場合の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

前述「十五 農業経営基盤強化準備金制度の改正」の農業経営基盤強化準備金の金額を有する個人が、各年において、認定計画等の定めるところにより、農用地等の取得等をし、その農用地等をその個人の事業の用に供した場合には、その農用地等につき、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額をその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することとされています（旧措法24の3①）。

(1) 次に掲げる金額の合計額

① その年の前年から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額のうち、その年において総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額

② その認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額であって農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額として証明がされた金額

(2) その年分の事業所得の金額

2 改正の内容

前述「十五 農業経営基盤強化準備金制度の改正」の2(2)の改正に伴い、この制度の必要経費算入限度額の計算の基礎となる農業経営基盤強化準備金制度における事業所得に係る総収入金額算入額（上記1(1)②）から前述「十五 農業経営基盤強化準備金制度の改正」の2(2)②の「農用地等の取得等をした場合におけるその取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額」が除外されました（措法24の3①一イ）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成30年4月1日以後に農用地等の取得等をする場合におけるその取得等をする日の属する年分の所得税について適用されます（改正法附則69）。

十七 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の改正

1 改正前の制度の概要

青色申告書を提出する中小事業者に該当する個人が、平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をし、かつ、その中小事業者の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の用に供した少額減価償却資産（取得価額が30万円未満であるものをいいます。）については、その取得価額に相当する金額を、その中小事業者のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入することとさ

れています（旧措法28の2①前段）。

ただし、その中小事業者のその業務の用に供した年分における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とすることとされています（旧措法28の2①後段）。

2 改正の内容

この制度の適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました（措法28の2①）。

第五 その他の改正

一 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 非課税制度の概要

① 概要

個人から法人に対して贈与又は遺贈（以下「贈与等」といいます。）により資産の移転があった場合には、原則としてその贈与等があった時における価額（時価）相当額によってその資産の譲渡があったものとみなされて、所得金額が計算されます（所法59①一）。

この特例として、国又は地方公共団体に対し財産の贈与等があった場合には、その財産の贈与等はなかったものとみなすこととされ、譲渡益に相当する部分については所得税が課されないこととされています（旧措法40①前段）。

また、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法に定める非営利型法人に

該当する一定の一般社団法人及び一般財団法人をいいます。）その他の公益を目的とする事業（以下「公益目的事業」といいます。）を行う法人（外国法人に該当するものを除きます。以下「公益法人等」といいます。）に対する財産（国外にある土地等を除きます。以下同じです。）の贈与等（その公益法人等を設立するためにする財産の提供を含みます。以下同じです。）で、その贈与等が一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認（以下「非課税承認」といいます。）を受けた場合にも、民間の担う公益活動を促進する観点から、同様に、その財産の贈与等はなかったものとみなすこととされ、譲渡益に相当する部分については所得税が課されないこととされています（旧措法40①後段）。

② 承認要件

上記①の「一定の要件」とは、次に掲げる

要件をいいます（旧措法40①後段、旧措令25の17⑤）。

イ その贈与等が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。

ロ その贈与等に係る財産又は代替資産が、原則として、その贈与等があった日以後2年以内に、その公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること。

ハ その公益法人等に対して財産の贈与等を行うことにより、その贈与等をした者の所得税の負担を不当に減少させ、又はこれらの者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。

③ 独立行政法人等に係る非課税承認の要件の特例

その贈与等が法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人（試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営若しくは介護老人保健施設若しくは博物館、美術館、植物園、動物園若しくは水族館の設置及び管理を主たる目的とするもの又は公立大学法人に限ります。）又は日本司法支援センターに対するものである場合には、上記②の承認要件はロの要件のみとされています（旧措法40①後段、旧措令25の17⑤）。

④ 上記②ハの要件の具体的判断基準

贈与等を受けた公益法人等が下記の要件を満たす場合には、上記②ハの要件に該当することとされています（旧措令25の17⑥）。

イ その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」といいます。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（以下「親族

等」といいます。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること。

(イ) その親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ロ) その親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者でその役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ハ) (イ)又は(ロ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(ニ) その親族関係を有する役員等及び(イ)から(ハ)までに掲げる者のほか、次に掲げる法人の役員（iにおいて「会社役員」といいます。）又は使用人である者

i その親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

ii その親族関係を有する役員等及び(イ)から(ハ)までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

ロ その公益法人等に財産の贈与等をする者、その公益法人等の役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

ハ その寄附行為、定款又は規則において、その公益法人等が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

ニ その公益法人等につき公益に反する事実がないこと。

ホ その公益法人等がその贈与等により株式の取得をした場合には、その取得によりその公益法人等の有することとなる株式の発行法人の株式がその発行済株式の総数の2

分の1を超えることとならないこと。

(2) 代替資産の範囲

上記(1)②ロの「代替資産」とは、贈与等に係る財産につき次に掲げる場合に該当する場合におけるその譲渡の収入金額の全部に相当する金額をもって取得するそれぞれ次に定める資産をいいます（旧措法40①後段、旧措令25の17③、旧措規18の19②③）。

- ① その財産につき収用等又は換地処分等による譲渡があった場合……その財産に係る代替資産又は交換取得資産
- ② その贈与等に係る公益法人等の公益目的事業の用に直接供する施設につき災害があった場合において、その復旧を図るためにその財産を譲渡したとき……災害を受けた施設（災害により滅失した場合には、その施設に代わるべきその施設と同種の施設）の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利
- ③ その贈与等に係る公益法人等の公益目的事業の用に直接供する施設（その財産をその施設の用に供しているものに限り、）におけるその公益目的事業の遂行が、公害により、若しくはその施設の所在場所の周辺において風俗営業が営まれることとなったことにより著しく困難となった場合又はその施設の規模を拡張する場合において、その施設の移転をするためその財産を譲渡したとき……移転後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利
- ④ その財産につき株式交換又は株式移転による譲渡があった場合……その株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式（出資を含みます。以下(2)において同じです。）若しくは親法人（その株式交換完全親法人との間にその株式交換完全親法人の発行済株式の全部を保有する一定の関係のある法人をいいます。）の株式又はその株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式

⑤ 国又は地方公共団体に贈与する目的で資産の取得等をする場合において、その資産の取得等の費用に充てるためにその財産を譲渡したとき……国又は地方公共団体に贈与する目的で取得等をする資産で、その取得等の後直ちに国又は地方公共団体に贈与されるもの

⑥ その財産のうち下記(3)の一定の公益法人等に対する財産の贈与等に係る国税庁長官の承認手続の特例（以下「承認手続の特例」といいます。）の適用を受けた贈与等に係るものでその一定の公益法人等の下記(3)①ハロii又はハiiの基本金に組み入れる方法により管理されていたものを譲渡したとき……その譲渡をした財産に代わるべき資産としてその譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産で、その資産につきその法人の下記(3)①ハロii又はハiiの基本金に組み入れることがその法人の理事会において決定されたもの（その決定をした旨又は決定事項等が議事録等に記載されているものに限り、）

⑦ 上記①から⑥までに掲げる場合に準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由により贈与等に係る財産の譲渡をしたとき……その財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地、土地の上に存する権利及び株式で国税庁長官が認めたもの（株式にあっては、上記④に掲げる場合に準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由による譲渡により取得したものに限り、）

(3) 一定の公益法人等に対する財産の贈与等に係る国税庁長官の承認手続の特例

① 承認手続の特例の概要

その贈与等が、公益社団法人、公益財団法人、学校法人（私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人で学校法人会計基準に従い会計処理を行うものに限り、）以下同じです。）又は社会福祉法人（以下「一定

の公益法人等」といいます。) に対するものである場合において、次に掲げる要件を満たすものであるときには、この一定の公益法人等が、会計基準に基づき厳格な会計処理を行っており、不可欠特定財産については公益目的事業の用に供されることが、基本金については事業の廃止等の場合を除き取り崩すことができないこととされているため、組み入れられた資産が公益目的事業の用に供されるという用途がそれぞれ明確になることから、非課税承認を受けるための要件は、上記(1)②イからハまでにかかわらず、次に掲げる要件とされています（旧措令25の17⑦、旧措規18の19④～⑧）。

イ その贈与等をした者がその一定の公益法人等の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと。

ロ 贈与等を受けた財産が次に掲げるものでないこと。

(イ) 租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等のうち、次に掲げるもの

i 株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含みます。）

ii 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含み、iiiに掲げるものを除きます。）

iii 協同組織金融機関の優先出資に関する法律の優先出資（優先出資者となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含みます。）及び資産の流動化に関する法律の優先出資（優先出資社員となる権利等を含みます。）

iv 特定受益証券発行信託の受益権

v 特定目的信託の社債的受益権

(ロ) 新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律の転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を含みます。）

(ハ) 匿名組合契約の出資の持分

ハ 次に掲げる公益法人等の区分に応じそれぞれ次に定める要件

(イ) 公益社団法人又は公益財団法人……次に掲げる要件

i その贈与等を受けた財産がその公益社団法人又は公益財団法人の不可欠特定財産（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に規定する財産をいいます。以下同じです。）であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項が定款で定められていること。

ii 公益社団法人又は公益財団法人の理事会において、その公益社団法人又は公益財団法人が贈与等の申出を受け入れること及びその贈与等を受ける財産につき不可欠特定財産とすることが決定されていること。

(ロ) 学校法人……次に掲げる要件

i その贈与等を受けた財産（その財産につき譲渡があった場合には、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産で、その贈与等を受けた財産を譲渡すること及びその取得した資産を学校法人会計基準第30条第1項に規定する基本金（以下「学校法人会計基準の基本金」といいます。）に組み入れることがその学校法人の理事会において決定されたものを含みます。）がその学校法人の財政基盤の強化を図るために同項第1号から第3号までに掲げる金額に相当する金額を学校法人会計基準の基本金に組み入れる方法により管理されているこ

と。

ii 学校法人の理事会において、その学校法人がその贈与等の申出を受け入れること及びその財産につき学校法人会計基準の基本金に組み入れることが決定されていること。

（ハ）社会福祉法人……次に掲げる要件

i その贈与等を受けた財産（その財産につき譲渡があった場合には、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産で、その贈与等を受けた財産を譲渡すること及びその取得した資産を社会福祉法人会計基準第6条第1項に規定する基本金（以下「社会福祉法人会計基準の基本金」といいます。）に組み入れることがその社会福祉法人の理事会において決定されたものを含みます。）がその社会福祉法人の経営基盤の強化を図るために同項に規定する金額を社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れる方法により管理されていること。

ii 社会福祉法人の理事会において、その社会福祉法人がその贈与等の申出を受け入れること及びその財産につき社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れることが決定されていること。

② 承認手続の特例を受けるための手続等

イ この承認手続の特例を受けようとする者は、一定の公益法人等から交付を受けた上記①の要件を満たすものであることを証する次に掲げる書類を承認申請書（その公益法人等がその贈与等に係る財産について、不可欠特定財産として定款の定めを設けることとする旨又は学校法人会計基準の基本金若しくは社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れる方法により管理する旨の記載があるものに限ります。）に添付して、その贈与等のあった日から4月以内に非課税の適用を受けようとする者の納税地の所轄

税務署長を経由して国税庁長官に提出することとされています（旧措令25の17⑦、旧措規18の19④）。

（イ）財産の贈与等を受けた法人に対し承認申請書を提出する者がその贈与等をした者がその法人の役員等及び社員並びにその親族等に該当しないことを誓約する旨及びその法人においてこれらに該当しないことを確認した旨を記載した書類

（ロ）財産の贈与等を受けた法人の理事会の上記①ハ（イ）ii、（ロ）ii又は（ハ）iiの決定（その財産につき譲渡をしてその譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産を学校法人会計基準の基本金又は社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れる場合のその譲渡及び組入れについての決定を含みます。）をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し並びにその決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類

ロ 上記イの承認申請書（上記（イ）及び（ロ）の書類の添付があるものに限ります。）を提出した者でその申請の承認のあったものは、その贈与等をした日の属する事業年度においてその贈与等に係る不可欠特定財産について上記①ハ（イ）iの定款の定めが設けられたこと又は上記①ハ（ロ）i若しくは（ハ）iの財産がそれぞれ学校法人会計基準の基本金若しくは社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れる方法により管理されたことが確認できるその事業年度に係る次の公益法人等の区分に応じ次に定める書類を、その事業年度終了の日以後3月以内（その期間の経過する日後に上記イの承認申請書の提出期限が到来する場合には、その提出期限までとされます。）に、上記イの税務署長を経由して国税庁長官に提出することとされています（旧措令25の17⑨、旧措規18の19⑨）。

（イ）公益社団法人又は公益財団法人……贈

与等を受ける財産につき不可欠特定財産とされたことを確認できる定款及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第2項第1号に規定する財産目録の写し

(ロ) 学校法人……その財産が学校法人会計基準の基本金に組み入れる方法により管理されたことが確認できる学校法人会計基準第36条に規定する基本金明細表その他これに類する書類の写し

(ハ) 社会福祉法人……その財産が社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れる方法により管理されたことが確認できる社会福祉法人会計基準第30条第1項第6号に規定する基本金明細書その他これに類する書類の写し

③ 自動承認

その贈与等について、上記①の要件を満たすことを証する上記②イ(イ)及びロの書類を添付した承認申請書の提出があった場合において、その提出があった日から1月以内に、その申請の承認がなかったとき、又はその承認をしないことの決定がなかったときは、その申請の承認があったものとみなすこととされています（旧措令25の17⑧）。

(4) 非課税承認取消し時の課税の取扱い

① 贈与者に対する課税

非課税承認を受けて行われた贈与等があった後、次に掲げる事実が生じたときは、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

この非課税承認の取消しがあった場合には、その贈与等があった時に、その時の時価相当額により財産の譲渡があったものとして、その贈与等をした者のその非課税承認が取り消された日の属する年分（その日までその贈与をした者が死亡していた場合には死亡の日の属する年分とし、遺贈の場合には遺贈があった日の属する年分とします。）の所得とし

て、所得税が課されることとされています（旧措法40②、旧措令25の17⑩～⑫）。

イ その贈与等に係る財産又は代替資産が、その贈与等があった日以後2年以内にその贈与等を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなかったとき。

ロ その贈与等に係る財産又は代替資産がその公益法人等の公益目的事業の用に直接供される前に、上記(1)②ハの要件に該当しないこととなったとき又は上記(3)②ロの書類の提出がその提出期限までになかったとき。

② 公益法人等に対する課税

非課税承認を受けて行われた贈与等があった後、次に掲げる事実（上記①イ及びロの事実を除きます。）が生じたとき（その公益法人等がその財産を国又は地方公共団体に贈与したとき等の一定の場合を除きます。）は、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

この非課税承認の取消しがあった場合には、その公益法人等を贈与等を行った個人とみなして、その贈与等があった時に、その時の時価相当額により財産の譲渡があったものとして、その財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算し非課税承認が取り消された日の属する年分（遺贈の場合には遺贈があった日の属する年分とし、その公益法人等がその承認の取り消された日の属する年以前に解散をした場合にはその解散の日（その解散が合併による解散である場合には、その合併の日の前日）の属する年分とします。）の所得として所得税を課することとされています（旧措法40③、旧措令25の17⑬～⑰、旧措規18の19⑩）。

イ その贈与等を受けた公益法人等が、その贈与等に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合

ロ 上記(1)②ハの要件に該当しないこととなった場合

ハ 上記(3)②の承認手続の特例の承認申請書

の提出の時に、上記(3)①イの要件に該当していなかった場合

- ニ 上記(3)②の承認手続の特例の承認申請書の提出の時に、上記(3)①イの要件に該当しないこととなることが明らかであると認められ、かつ、その提出の後に上記(3)①イの要件に該当しないこととなった場合

(5) 非課税承認に係る財産を買い換えた場合の非課税制度の継続適用（買換資産の特例）

この非課税制度においては、上記(1)②ロのとおり公益法人等に贈与等をする財産がその公益法人の公益目的事業の用に直接供されることが非課税承認要件の一つとされています。そして、その公益法人等が、その財産を譲渡等の処分によりその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合には、上記(4)②イのとおり非課税承認を取り消し、その財産の譲渡があったものとみなして課税することとされています。

この非課税承認要件は、非課税承認を受けて贈与等を受けた財産について、公益目的事業の用に直接供することを担保するものですが、一方で、その贈与等後の時の経過により、その財産を公益法人等の行う公益目的事業に直接供することができなくなる場合も考えられることから、一定の要件の下で、その公益目的事業の用に直接供する一定の資産へ買換えができることとされています。

具体的には、非課税承認に係る贈与等を受けた公益法人等が、一定の要件を満たして取得した買換資産については、その贈与等を受けた財産と同様に扱われる上記(2)の代替資産の範囲に含まれ、その買換資産を公益目的事業の用に直接供することにより、引き続き本非課税制度の適用を受けることができるとされています（旧措法40⑤）。

この「代替資産に含まれる買換資産（以下「買換資産」といいます。）」とは、非課税承認に係る贈与等を受けた公益法人等が、その公益目的事業の用に2年以上直接供しているその贈

与等に係る財産を譲渡し、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した公益目的事業の用に直接供することができる資産（その財産と同種の資産、土地及び土地の上に存する権利に限ります。）で、その公益法人等が、譲渡の日の前日までに、その譲渡の日などに掲げる事項を記載した書類をその公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出した場合におけるこれらの資産をいうこととされています（旧措法40⑤、旧措規18の19⑫）。

- ① 公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号
 - ② 公益法人等が譲渡をしようとする贈与等を受けた財産（以下(5)において「譲渡財産」といいます。）の種類、所在地及び数量並びに公益法人等がその譲渡財産を公益目的事業の用に直接供した年月日並びにその譲渡資産の譲渡予定価額及び譲渡予定年月日
 - ③ その譲渡財産を公益法人等に贈与等をした者の氏名及び住所又は居所、その贈与等をした年月日並びにその贈与等に係る非課税承認を受けた年月日（以下「承認年月日」といいます。）
 - ④ 公益法人等が取得する買換資産の種類、所在地、数量、取得予定価額、取得予定年月日、使用開始予定年月日（下記の一定の事情がある場合には、その事情の詳細を含みます。）及び使用目的
 - ⑤ その他参考となるべき事項
- (注) 上記の「同種の資産」には、その贈与等を受けた財産が株式である場合における公社債及び投資信託の受益権が含まれます（旧措規18の19⑪）。

この場合において、公益法人等は、上記により取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間（その期間内にその公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である一定の事情があるときは、その譲渡の日の翌日から国税庁長官が定める日まで

の期間）内にその公益目的事業の用に直接供しなければならないこととされています（旧措法40⑤後段、旧措令25の17⑱）。

(6) 公益法人等の有する資産が特定贈与等に係る財産等であることの確認制度

贈与等を受けた公益法人等が、合併等によりその公益法人等に係る贈与等に係る財産又は代替資産を合併後存続する法人等に移転しようとする場合において、その合併等の日の前日までにその公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して一定の書類を国税庁長官に提出した場合には、本非課税制度を継続して適用することができる「非課税制度の継続適用の措置」が設けられています（旧措法40⑥～⑩、旧措令25の17⑲～⑳、旧措規18の19⑬～⑭）。

この非課税制度の継続適用の措置の適正な適用が可能となるよう、個人から贈与等を受けた資産（その資産に係る代替資産又は買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を有する公益法人等がその受贈資産の移転につき非課税制度の継続適用の措置の適用を受けようとする場合には、その公益法人等は、その公益法人等の名称等を記載した書類に、その確認を求める資産が受贈資産であることを明らかにする書類を添付して、その公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出することにより、国税庁長官に対し、その受贈資産がその公益法人等に係る贈与等に係る財産又は代替資産であることの確認を求めることができることとされています。この場合において、その受贈資産のうち平成20年12月1日以後の贈与等に係るものについては、非課税承認若しくは不承認又は非課税承認の取消しに係る通知制度（措法40⑮）の対象となっていることから、この確認制度の対象となるのは、その確認を求めることにつき災害その他やむを得ない理由がある場合に限られています（旧措法40⑯、旧措令25の17㉑、旧措規18の19㉒）。

国税庁長官は、この確認を求められたときには、その確認を求めた公益法人等に対し、速やかに回答しなければならないこととされています（旧措法40⑰）。

2 改正の内容

(1) 特定買換資産の特例の創設

非課税承認を受けて贈与等を受けた財産については、原則その財産自体を公益目的事業の用に直接供することが非課税の要件とされており、株式のようにその財産の性質上その財産を公益目的事業の用に直接供することのできないものである場合には、その株式の配当などその財産の果実の全てが継続的に公益目的事業に充てられることをもってこの要件を満たすことと取り扱われています。

非課税承認を受けて贈与等を受けた財産が贈与等の後にその財産を公益法人等の行う公益目的事業に直接供することができなくなる場合には上記1(5)の買換資産の特例が設けられていますが、この特例についてはその公益目的事業の用に2年以上直接供していることが要件とされており、①寄附を受け入れる側において検討に時間を要し、その間に寄附者が申出を取り下げたり、申出者が亡くなり寄附を取りやめたりすること、②原則として寄附された株式の配当金を当該年度中に全額費消（例えば、奨学金に充てること。）されなければ、上記のとおり承認取消し事由に該当することから、寄附の受け入れを断念する事例がありました。また買換資産の特例は買換資産がその財産と同種の資産、土地及び土地の上に存する権利に限られています。特例の適用を受けた株式を他の資産に買い換えることを認めてほしいという声もありました。

一定の公益法人等については、会計基準に基づき、厳格な会計処理を行っており、基本金に組み入れられた資産については公益目的事業の用に供されるという用途が明確になることから、上記1(3)①のとおり承認手続の特例が認められ

また上記1(2)⑥のとおり承認手続の特例を受けた資産については公益目的事業の用に供した期間にかかわらずその資産の譲渡をした場合において、その譲渡をした財産に代わるべき資産としてその譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産で、その資産につきその法人の基本金に組み入れることがその法人の理事会において決定されたもの（その決定をした旨又は決定事項等が議事録等に記載されているものに限り。）について代替資産として本非課税制度を継続して適用することができることとしていることを踏まえ、承認手続の特例を受けていない資産についても同様に本非課税制度を継続して適用することができることにより、上記のニーズに応え、寄附された財産を公益目的の事業に一層柔軟に活用できるようにする等の観点から、この特定買換資産の特例が設けられました。

具体的には、非課税承認に係る贈与等を受けた公益法人等が、一定の要件を満たして取得した特定買換資産については、その贈与等を受けた財産と同様に取り扱われる上記1(2)の代替資産の範囲に含まれ、その特定買換資産を下記の特定管理方法により管理することにより、引き続き本非課税制度の適用を受けることができることとされました（措法40⑤二）。

この「代替資産に含まれる特定買換資産（以下「特例買換資産」といいます。）」とは、非課税承認に係る贈与等を受けた公益法人等が、その贈与等に係る財産（承認手続の特例の適用を受けた財産を除きます。）で特定管理方法（下記(2)①イの承認基金で管理する方法若しくは学校法人会計基準の基本金又は社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れる方法をいいます。以下同じです。）により管理されているものの譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産で、その公益法人等が、譲渡の日の前日までに、その管理の方法など次に掲げる事項を記載した書類をその公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署

長を経由して国税庁長官に提出した場合におけるこれらの資産をいうこととされています（措法40⑤、措令25の17②、措規18の19①）。

- ① 公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号
 - ② 公益法人等が譲渡をしようとする贈与等を受けた財産（以下(1)において「譲渡財産」といいます。）を管理している特定管理方法及び次に掲げる公益法人等の区分に応じそれぞれ次に定める事項
 - イ 次の(2)①の国立大学法人等又は(2)②の公益社団法人若しくは公益財団法人……その法人の所轄庁の名称、その譲渡財産がその方法により管理されることにつきその所轄庁に確認されたことを証する書類の発行年月日及びその譲渡財産をその方法により管理することがその法人の合議制の機関において決定された年月日
 - ロ 学校法人又は社会福祉法人……その譲渡財産をその方法により管理することがその法人の理事会において決定された年月日
 - ③ その譲渡財産の種類、所在地、数量、譲渡予定価額及び譲渡予定年月日
 - ④ その譲渡財産を公益法人等に贈与等をした者の氏名及び住所又は居所、その贈与等をした年月日並びに承認年月日
 - ⑤ 公益法人等が取得する特定買換資産の種類、所在地、数量、取得予定価額、取得予定年月日、使用目的及びその特定買換資産を特定管理方法により管理することについてのその法人の理事会その他の合議制の機関における決定予定年月日
 - ⑥ その他参考となるべき事項
- (注) 上記の書類には、譲渡財産が特定管理方法により管理されたことを確認できる書類の写し（その公益法人等が上記②イに掲げる公益法人等である場合には、その譲渡財産がその方法により管理されることにつきその法人の所轄庁に確認されたことを証する書類の写しを含みます。）を添付しなければならないこと

とされています（措規18の19⑫）。

この「譲渡財産が特定管理方法により管理されたことを確認できる書類」とは、その譲渡財産について記載のある上記1(3)②ロ(口)の基金明細表その他これに類する書類、ハ)の基本明細書その他これに類する書類又は下記(2)（参考1）ロ(ホ)の基金明細書（以下「基金明細書等」といいます。）及び特定管理方法により管理することが決定された理事会等の議事録（基金明細書等がまだ作成されていない場合には、特定管理方法により管理することが決定された理事会等の議事録）となります。

また、「譲渡財産が特定管理方法により管理されることを確認できることにつきその法人の所轄庁に確認されたことを証する書類」とは、具体的にはその法人の設置する基金に係る所轄庁の証明書の写しとなります。このため、この特例の適用を受けるためには、事前にこの証明書が発行されている必要があります。

この場合において、公益法人等は、上記により取得した特定買換資産を、特定管理方法により管理しなければならないこととされています（措法40⑤後段）。

(2) 承認手続の特例の拡充

わが国のGDP600兆円経済の実現に向けて、科学技術イノベーションを推進する観点から、知と人材の拠点である大学や国立研究開発法人を中核として、産学官が連携して、社会全体で優れた研究開発やベンチャーが自発的・連続的に創出されるイノベーション・エコシステムを構築する必要があります。このため、そのエンジンとなる国立大学法人等の経営基盤を強化することが不可欠であり、国立大学法人等は積極的に外部資金を得るよう努めるなど「運営」から「経営」への脱却が求められています。国立大学法人等が外部資金獲得に向けた取組みを一層進め、寄附された資産を柔軟に活用できるようにする観点から、国立大学法人等に対して評価性資産を寄附した場合の譲渡所得等の非課

税措置について、要件を大幅に緩和することとされました。

具体的には、上記1(3)の承認手続の特例について、次の内容の改正が行われました。

① 承認手続の特例の対象法人の追加

対象法人の範囲に、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人（以下「国立大学法人等」といいます。）が加えられました（措令25の17⑦）。

国立大学法人等のうち法人税法別表第1に掲げる法人（以下「特定国立大学法人等」といいます。）については、上記1(1)③の独立行政法人等に係る非課税承認の要件の特例の対象となっていることを踏まえ、承認手続の特例の要件のうち、上記1(3)①イの要件は不要とされています。

（注）上記の「国立大学法人等」のうち、「特定国立大学法人等」に該当するものは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所及び国立研究開発法人量子科学

技術研究開発機構であり、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人理化学研究所についてはいわゆる民間出資があることから「特定国立大学法人等」には該当しません。

また、国立大学法人等も会計基準に基づき、厳格な会計処理を行っており所轄庁の監督の下に服しているもののその会計制度には学校法人や社会福祉法人の「基本金」のような制度が存在しないことから、上記1(3)①ハの要件は次のとおりとされました（措令25の17⑦二イ、措規18の19⑤一、⑦一）。

イ その贈与等を受けた財産（その財産につき譲渡があった場合には、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産で、その贈与等がされた財産を譲渡すること及びその取得した資産を関係大臣が財務大臣と協議して定める方法（以下「承認基金で管理する方法」といいます。）により管理されることがその法人の合議制の機関において決定されたものを含みます。）が、その法人の関係大臣が財務大臣と協議して定める業務に充てるために承認基金で管理する方法により管理されることにつき関係大臣が財務大臣と協議して定める所轄庁に確認されていること。

（注）「関係大臣」とは、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣をいい、「財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁」は平成30年3月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通

省・環境省告示第1号（租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ及びロ(2)の規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示。以下「基金告示」といいます。）において定められています。

ロ その法人の合議制の機関において、その法人がその贈与等の申出を受け入れること及びその財産につき承認基金で管理する方法により管理することが決定されていること。

（注）「合議制の機関」としているのは、国立大学法人等については学校法人や社会福祉法人における理事会のような法定機関が存在しないため、贈与等に係る財産の用途が特定の人物によって恣意的に決められることがないように学校法人や社会福祉法人の理事会のような合議制の機関（既存の法人の機関（役員会等）を含みます。）において上記の決定が行われることを要件としたものです。

国立大学法人等が承認手続の特例の適用を受けようとする場合の承認申請書の添付書類は、上記1(3)②イ(イ)に掲げる書類並びに財産の贈与等を受けた法人の合議制の機関の上記ロの決定（その財産につき譲渡をしてその譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産を承認基金で管理する方法により管理する場合のその譲渡及び管理についての決定を含みます。）をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し並びにその決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額その他の事項を記載した書類並びにその財産が承認基金で管理する方法により管理されることにつきその法人の所轄庁に確認されたことを証する書類とされています。なお、特定国立大学

法人等にあつては、上記1(3)②イ(イ)に掲げる書類の添付は不要とされています（措規18の19④）。

(注) 「その財産が承認基金で管理する方法により管理されることにつきその法人の所轄庁に確認されたことを証する書類」とは、具体的にはその基金に係る所轄庁の証明書の写しとなります。このため、この特例の適用を受けるためには、事前にこの証明書が発行されている必要があります。

この承認申請書を提出した者でその申請の承認のあったものは、その贈与等をした日の属する事業年度において当該贈与等に係る財産が承認基金で管理する方法により管理されたことを確認できる国立大学法人等が所轄庁に提出した書類の写しを、その事業年度終了の日以後3月以内（その期間の経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合には、その提出期限までとされます。）に、その者の納税地の税務署長を経由して国税庁長官に提出することとされています（措令25の17⑨、措規18の19⑧一）。

(注) 「贈与等に係る財産が承認基金で管理する方法により管理されたことを確認できる国立大学法人等が所轄庁に提出した書類」とは、具体的には下記（参考1）ロ(ホ)の基金明細書となります。

② 公益社団法人及び公益財団法人に係る特例の拡充

上記1(3)のとおり、公益社団法人及び公益財団法人についてはその贈与等を受けた財産をその法人の不可欠特定財産であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めること等を要件に承認の特例が認められていました。しかしこの不可欠特定財産はその法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、その法人が保有、使用することに意義がある特定の財産をさすものであり、金融資産や通常の土地・建物は、処分又は他目的への利用の可能性な

どから必ずしもこのような不可欠特定という性質はないと考えられることから、その対象は非常に限定されたものとなっており、またその買換え等もできないこととされています。

今般国立大学法人等について承認基金で管理する方法による管理等を要件に承認の特例を認めることとするのにあわせ、公益社団法人及び公益財団法人についても、民間の担う公益活動を促進する観点から、上記①と同等の要件を満たす場合には承認の特例の適用を認める措置を講じました。

具体的には、公益社団法人及び公益財団法人についても改正前の承認の特例の承認要件との選択で上記1(3)①イの要件並びに上記①イ及びロの要件を満たすことにより承認の特例の適用を受けることができることとされ（措令25の17⑦二口(2)、措規18の19⑤二、⑦二口）、この場合の承認の特例を受けるための手続等も①の特定国立大学法人等以外の国立大学法人等と同様とされています（措令25の17⑨、措規18の19④、⑧二口）。

(注) 公益社団法人及び公益財団法人についての財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁も上記①イ（注）の基金告示にまとめて定められています。

(参考1) 承認基金で管理する方法の詳細

承認基金で管理する方法の詳細は基金告示において定めています。承認の特例は、会計基準に基づき、厳格な会計処理を行っている一定の公益法人等がその会計基準に定められた基本金に組み入れた資産については公益目的事業の用に供されるという用途が明確になることから認めているのですが、国立大学法人等の会計基準においては、学校法人や社会福祉法人における基本金のような制度が存在しないことから、学校法人会計基準の基本金又は社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れる場合と同レベルの管理が行われ、かつ、その用途が研究開発等公益目的に限られることが継続的に所

轄庁において確認されるよう以下のとおりとされています。

イ 関係大臣が財務大臣と協議して定める業務又は事業の範囲として次のとおり定められています（基金告示第1号、別表）。

(イ) 国立大学法人……国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務

(ロ) 大学共同利用機関法人……国立大学法人法第29条第1項第1号から第4号までに掲げる業務

(ハ) 公立大学法人……地方独立行政法人法第21条第2号に掲げる業務（出資に関するものを除きます。）

(ニ) 独立行政法人国立高等専門学校機構……独立行政法人国立高等専門学校機構法第12条第1項第1号から第4号までに掲げる業務

(注) 上記(イ)から(ニ)までに定める業務は、いわゆる指定寄附金包括告示に掲げられている業務の範囲と同様とされています。

(ホ) 国立研究開発法人……個別法に掲げる事業のうち研究開発の実施、施設・設備の共用、人材の養成、成果の普及展開に関する業務

(注) 上記(イ)から(ニ)までに掲げる国立大学法人等に加え、国立研究開発法人を特例の対象としたのは、これらの法人がわが国のイノベーションの源泉であるためであり、「科学技術イノベーション総合戦略2017」（平成29年6月2日閣議決定）や「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」（平成29年6月9日閣議決定）等では、国立大学法人等と同様に国立研究開発法人も、その財政基盤の強化のため、評価性資産の寄附をはじめとした多様な外部資金の獲

得を進めるべきとされていることを踏まえたものです。また、国立研究開発法人は、「科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」といいます。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人」（独立行政法人通則法2③）であることから、今回の特例の対象業務は、各法人の個別法に規定する「研究開発に係る業務」であることが必要とされました。各法人の「研究開発に係る業務」には、様々なものが含まれていますが、科学技術イノベーションの促進という今回の税制改正の趣旨に鑑み、研究開発成果の効果的な創出や優れた研究開発人材の育成など、わが国全体の研究開発力の向上により直接的に寄与し、科学技術イノベーションの進展に貢献することが期待される業務、すなわち、各法人の個別法に規定する業務のうち、①研究開発の実施、②施設・設備の共用、③人材の養成、④成果の普及展開に関する業務が対象とされました。

(ヘ) 公益社団法人又は公益財団法人……公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業

ロ 関係大臣が財務大臣と協議して定める方法は、次に掲げる要件を満たすことにつき、公益法人等の区分に応じそれぞれ

ハの所轄庁の証明を受けた基金に組み入れる方法とされています（基金告示第2号）。

(イ) その基金が他の経理と区分して整理されていること。

(ロ) その基金が公益法人等の区分に応じそれぞれ上記イ(イ)から(ハ)までに定める業務又は事業に充てられることが事実であること。

(ハ) その基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金（その収入金をもって取得した資産を含みます。）をその基金に組み入れることとしていること。

(注) 上記(ハ)の要件を設けたのは、株式が学校法人会計基準又は社会福祉法人会計基準の基本金に組み入れる方法により管理された場合には、その株式から生じた配当についてもこれらの会計基準の運用上公益目的事業の用に供すべきこととされていることや改正前の株式について非課税承認を受けた場合の配当については、その全額が継続して公益目的事業の用に費消されなければならないこととしている取扱いとのバランスを踏まえたものです。なお、基金に組み入れている配当については、配当金を受領した年度中に公益目的事業の用に費消する必要はありません。

(ニ) その基金に組み入れた財産の運用等に関する重要事項について合議制の機関を設置していること。

(ホ) 毎事業年度終了後3月以内に、公益法人等は基金に組み入れた財産の種類

やその財産の取得価額を記載した基金明細書をそれぞれの所轄庁に提出すること。

(注1) 基金に組み入れた資産を買い換える場合には、その資産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって新たな資産の取得をしてその資産を基金に組み入れる必要がありますが、資産の譲渡後、新たな資産を取得するまでの間については、譲渡による収入金額の全額を基金内に留保しておく必要があります。

(注2) 実務上は、上記(イ)から(ニ)までの要件を満たす基金を設置し、所轄庁の証明を受けることが必要とされ、その所轄庁への申請の際にはこの要件を規定した基金規程（基金明細書の様式を含みます。）等を提出し、これを所轄庁が確認した上でこの要件を満たすものであることの証明書を交付することとされており、また所轄庁は提出された上記(ホ)の基金明細書により毎事業年度、基金において適切に資産が管理されているかを確認することとなります。また、この確認により財産等が基金において管理されなくなったことが判明した場合には下記(6)の通知が行われることとなります。

ハ 関係大臣が財務大臣と協議して定める所轄庁は上記イの公益法人等の区分ごとにその公益法人等の対象業務（事業）を所管する所轄庁が定められています（基金告示第1号、別表）。

（参考2） 上記イの業務又は事業及びハの所轄庁は次の表のとおりとされています。

公益法人等の名称	上記イの業務又は事業	上記ハの所轄庁
国立大学法人	国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務	文部科学大臣
大学共同利用機関法人	国立大学法人法第29条第1項第1号から第4号までに掲げる業務	
公立大学法人	地方独立行政法人法第21条第2号に掲げる業務（出資に係るものを除きます。）	文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第7条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあっては、その認可をした都道府県知事）
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法第12条第1項第1号から第4号までに掲げる業務	文部科学大臣
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第15条第1項第1号イからニまで、第3号及び第4号に掲げる業務	厚生労働大臣
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第18条第1号（平成30年11月14日までは第18条第1項第1号）から第9号までに掲げる業務	文部科学大臣
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第11条第1号から第6号までに掲げる業務	国土交通大臣
国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法第17条第1号から第6号までに掲げる業務	文部科学大臣
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人科学技術振興機構法第18条第1号から第7号までに掲げる業務	
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法第12条第1号、第2号及び第6号に掲げる業務	国土交通大臣
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法第11条第1号及び第2号に掲げる業務	農林水産大臣
国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法第11条第1号及び第2号に掲げる業務	環境大臣
国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第13条第1項第1号から第4号までに掲げる業務及び同条第2項に規定する業務	厚生労働大臣
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第16条第1号から第6号までに掲げる業務	
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第14条第1号から第4号までに掲げる業務	

国立研究開発法人国立成育医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第17条第1号から第4号までに掲げる業務	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第15条第1号から第5号までに掲げる業務	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第18条第1号から第5号までに掲げる業務	
国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条第1項第1号から第5号までに掲げる業務	経済産業大臣
国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構法第14条第1項第1号から第9号までに掲げる業務	総務大臣
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（以下この欄において「機構法」といいます。）第15条第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる業務並びに同条第10号に掲げる業務（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第11条第2号に掲げる業務に限ります。）、機構法第15条第11号に掲げる業務（基盤技術研究円滑化法第11条第1号及び第3号に掲げるに限ります。）、機構法第15条第12号に掲げる業務（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第2号に掲げる業務に限ります。）	経済産業大臣
国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法第13条第1項第1号から第4号までに掲げる業務	農林水産大臣
国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構法第12条第1項第1号から第5号までに掲げる業務及び同条第2項第1号から第3号までに掲げる業務	
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法第12条第1号及び第2号に掲げる業務	国土交通大臣
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第16条第1号及び第2号に掲げる業務	内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第17条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる業務並びに同条第2項に規定する業務（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第5条第2項第3号に掲げる業務を除きます。）	文部科学大臣
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下「農研機構法」といいます。）第14条第1項第1号から第5号までに掲げる業務、同条第2項第1号から第3号までに掲げる業務、同条第3項第1号に掲げる業務及び同条第4項に規定する業務	財務大臣（農研機構法第14条第1項第5号に掲げる業務に係る基金に限ります。）及び農林水産大臣

国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法第15条第1号から第4号までに掲げる業務	文部科学大臣
国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法第15条第1号から第6号までに掲げる業務	
国立研究開発法人理化学研究所	国立研究開発法人理化学研究所法第16条第1項第1号から第4号までに掲げる業務及び同条第2項に規定する業務（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第5条第1項の表特定放射光施設の項第3号及び特定高速電子計算機施設の項第2号に掲げる業務を除きます。）	
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第16条第1号から第6号までに掲げる業務	
公益社団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条に規定する行政庁
公益財団法人		

③ 贈与等を受けた財産が株式等でないことの要件の撤廃及び自動承認までの期間の延長

上記1(3)①ロの要件は、株式等についてこの非課税制度によるみなし譲渡所得の非課税、相続時に寄附することによる相続税非課税又は寄附した後の公益法人が受け取る配当金に係る法人税の非課税の適用を受けるため、節税目的で公益法人を設立するスキームが存在していることから上記1(1)②ハの要件（いわゆる不当減少要件）を満たしているか否かについて十分な審査を行う必要があることや、元本割れのリスクがあるため学校法人会計基準の基本金への組入れが想定されず実際改正前においても承認手続の特例の対象とされたことがなかったこと、その換金性が高いこと等を踏まえ、昨年度の税制改正において設けたものです、しかしながら、その後の「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」（平成29年6月9日閣議決定）において、私立大学も含めた、大学等の自己資金獲得促進のため、株式寄附を拡大することが重要であるとされ、私立大学等においても、株式の積極的な受入れを目指すことが必要となってきた状況等を踏まえ、寄附された資産を

柔軟に活用できるようにする観点から、この要件を撤廃することとされました（旧措令25の17⑦二）。

ただし、十分な審査期間を確保する観点から寄附財産が上記1(3)①ロに掲げる財産である場合には、特定国立大学法人等への贈与等の場合を除き、上記1(3)③の承認がなかったとき、又は承認をしないことの決定がなかった場合にその承認があったものとみなすまでの自動承認期間が1月以内から3月以内に延長されました（措令25の17⑧）。

(3) 非課税承認の要件の特例の対象となる地方独立行政法人の追加

上記1(1)③の独立行政法人等に係る非課税承認の要件の特例の対象に、申請等関係事務を主たる目的とする地方独立行政法人並びに介護医療院の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人が加えられました（措令25の17⑤）。

これらの業務を目的とする地方独立行政法人の詳細については、前掲「所得税法等の改正」の「第三 その他の改正」の「七 寄附金控除制度の改正」をご参照ください。

(4) 代替資産の範囲の整備

上記1(2)⑥の代替資産の範囲について、上記(1)及び(2)の改正に伴い、対象資産に特定買換資産が、対象となる管理方法に承認基金で管理する方法がそれぞれ追加されました（措令25の17③六、措規18の19②一・二）。

(5) 非課税承認取消要件の整備

財産又は代替資産が特定管理方法により管理されている場合には、例えばその資産が無配当の株式であるときのようにその資産をその時点で公益目的事業の用に直接供していない場合であっても、将来その株式を公益目的事業の用に直接供する建物に買い換える等により公益目的事業の用に直接供されることが担保されていることから、上記1(4)①イ及び②イの非課税承認取消要件に該当しないことを明確化しました（措法40③、措令25の17⑩⑬一）。

また、上記1(4)②ハ及びニの要件は特定国立大学法人等については適用しないこととされました（措令25の17⑬三）。

(6) 財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合等の通知制度の創設

上記(1)から(5)までの改正に伴い、特定管理方法により管理した財産等に係る本非課税措置の適正な適用が可能となるよう、贈与等に係る財産又は代替資産（以下(6)において「財産等」といいます。）を特定管理方法により管理している又は管理していた公益法人等につき次の表の通知事由が生じた場合には、遅滞なく、同表の通知義務者は、同表の通知事項を、書面により、公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に通知しなければならないこととされました（措令25の17⑭）。

通知事由	通知義務者	通知事項
その公益法人等が財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合	その公益法人等（学校法人又は社会福祉法人に限りませす。）	その管理しなくなった事実その他参考となるべき事項
その公益法人等が財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合においてその公益法人等の所轄庁がその事実を知ったとき	その公益法人等（学校法人及び社会福祉法人を除きます。）の所轄庁	同上
その公益法人等が財産等を特定管理方法により管理しなくなった財産等をその公益目的事業の用に直接供しなくなったとき	その公益法人等	その供しなくなった事実その他参考となるべき事項

(7) 公益法人等の有する資産が特定贈与等に係る財産等であることの確認制度の整備

上記(1)の特定買換資産の特例の創設に伴い、上記1(6)の公益法人等の有する資産が特定贈与等に係る財産等であることの確認制度の対象となる受贈資産に特定買換資産が加えられました（措法40⑯）。

3 適用関係

- 上記2(1)、(4)及び(7)の改正は、平成30年4月1日以後にされる贈与等に係る財産の譲渡について適用し、同日前にされた贈与等に係る財産の譲渡については従前どおりとされています（改正法附則75②）。
- 上記2(2)、(3)及び(5)の改正は、平成30年4月1日以後にされる財産の贈与等について適用し、同日前にされた財産の贈与等については従前どおりとされています（改正法附則75①、改正措令附則14①）。
- 上記2(6)の改正は、平成30年4月1日以後に特定管理方法による管理を開始した財産等について適用されます（改正措令附則14②）。

二 消滅時効を援用せずに支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用制度の創設

1 制度創設の趣旨

- (1) 厚生労働省は、平成29年9月に開かれた社会保障審議会（年金事業管理部会）において、日本年金機構のシステム不備や事務処理誤り等によって、約10万6千人に対して約598億円の年金の支給漏れがあったことを公表しました。また、支給漏れがあった年金については、年金給付を受ける権利の消滅時効（5年）を援用せずに、日本年金機構を通して全額支給することとされました。
- (2) 公的年金等は、所得税法上、「雑所得」として課税することとされていますが（所法35）、年金の支給漏れ等があったことにより、過去に遡って年金の支給が行われる場合には、「実際の支払時」の所得として課税するのではなく、「本来の支給日」の所得として課税することとされています（所法36）。そのため、「本来の支給日」が5年より前である支給漏れ等があった年金については、国税の徴収権の消滅時効の対象となり、課税されないこととされています（通法72）。
- (3) また、公的年金等の支払をする者は、その公的年金等の支払をする際に所得税を徴収して国に納付しなければならないこととされていますが（所法203の2）、その支給漏れ等があった年金に係る源泉徴収については、「本来の支給日」における計算により源泉徴収税額を計算するものの、「実際の支払時」において納税義務が成立し（通法15②二）、納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する（通法15③二）ことから、「本来の支給日」が5年より前である支給漏れ等があった年金については国税の徴収権の消滅時効の対象とはならず、源泉徴収の対象とされています（所法203の2）。
- (4) 上記(3)により、源泉徴収されたとしても、上記(2)のとおり、申告所得税の納税義務や還付請求権は消滅時効により消滅しているため（通法74）、更正等を行うことはできず、仮に申告すれば新たに源泉徴収された税額の全部又は一部について還付を受けられる場合であっても、その還付を受けられないこととされています。
- (5) このように、日本年金機構の事務処理誤り等によって5年より前の年金が支給される場合において、その支給漏れがあった年金について源泉徴収がされる場合があるにもかかわらず、その源泉徴収された税額の全部又は一部について還付を受けられないといった国民の理解があまり得られない事態が発生するおそれがあることから、年金給付を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、その消滅時効を援用せずに5年より前の年金の支給が行われる場合には、その年金に係る源泉徴収を要しないこととされました。

2 制度の内容

国民年金法第102条第1項に規定する年金給付を受ける権利又は厚生年金保険法第92条第1項に規定する保険給付を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、これらの権利の消滅時効を援用せずに居住者に支払うこととされた公的年金等については、源泉徴収を要しないこととされました（措法41の15の4①）。

なお、この特例の創設に伴い、本特例によって源泉徴収を要しないこととされた公的年金等については、公的年金等に係る確定申告不要制度（所法121③）における全ての公的年金等が源泉徴収されていることとの要件の判定における公的年金等には含まれないこととされました（措法41の15の4②）。

（注）平成30年度改正においては、上記の改正に併せ、

公的年金等に係る確定申告不要制度について、源泉徴収等を要しない公的年金等（所法203の6）の適用を受ける公的年金等についても、全ての公的年金等が源泉徴収されていることとの要件の判定における公的年金等に含まれないこととされている従前の取扱いを明確化する改正が行われました（所法121③）。

（参考1） 国民年金法（昭和34年法律第141号）

（時効）

第102条 年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第3項において同じ。）は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 省略

3 給付を受ける権利については、会計法（昭和22年法律第35号）第31条の規定を適用しない。

4～6 省略

（参考2） 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（時効）

第92条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したとき、保険給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うもの

とされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第4項において同じ。）は、5年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2・3 省略

4 保険給付を受ける権利については、会計法（昭和22年法律第35号）第31条の規定を適用しない。

（参考3） 会計法（昭和22年法律第35号）

第31条 金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

② 金銭の給付を目的とする国の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき他の法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 適用関係

上記2の制度は、平成30年4月1日以後に支払われる公的年金等について適用されます（改正法附則82）。

三 社会保険診療報酬の所得計算の特例の改正

1 改正前の制度の概要

医業又は歯科医業を営む個人が、各年において、支払を受けるべき社会保険診療の金額を有する場合には、その支払を受けるべき年間の社会保険診療の金額が5,000万円以下であり、かつ、その個人の営む医業又は歯科医業から生じる事業所得に係る総収入金額が7,000万円以下であるときは、

その社会保険診療に係る費用として、その支払を受けるべき金額（源泉徴収をされた税額がある場合には、その税額を差し引く前の金額）の次の表の「支払を受ける社会保険診療報酬の金額」の区分に応じそれぞれ同表に掲げる割合相当額の合計額を、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができます（措法26①）。

支払を受ける社会保険診療報酬の金額	割合
2,500万円以下の部分	72%
2,500万円超3,000万円以下の部分	70%
3,000万円超4,000万円以下の部分	62%
4,000万円超5,000万円以下の部分	57%

この場合の社会保険診療とは、次の給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいいます（旧措法26②、措令18②）。

- (1) 健康保険法、国民健康保険法、児童福祉法等の規定に基づく療養の給付、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付
- (2) 生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（施設介護のうち介護保健施設サービス等の一定のものに限られます。）若しくは出産扶助のための助産若しくは旧生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（施設介護のうち介護療養施設サービスに限られます。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療、介護支援給付のための介護のうち一定の部分若しくは出産支援給付のための助産若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療、介護支援給付のための介護のうち一定の部分若しくは出産支援給付のための助産
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定に基づく医療
- (4) 介護保険法の規定によって居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービスのうち一定の部分、同法の規定によって介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービスのうち一定の部分若しくは同法の規定によって施設

介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービスのうち一定の部分又は旧介護保険法の規定によって施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養サービスのうち一定の部分

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定によって自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち一定の部分、同法の規定によって療養介護医療費を支給することとされる障害者等に係る指定療養介護医療のうち一定の部分又は児童福祉法の規定によって肢体不自由児通所医療費を支給することとされる障害児に係る肢体不自由児通所医療のうち一定の部分若しくは同法の規定によって障害児入所医療費を支給することとされる障害児に係る障害児入所医療のうち一定の部分
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定によって特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち一定の部分又は児童福祉法の規定によって小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援のうち一定の部分

2 改正の内容

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により創設された介護医療院（同法による介護医療院に関する改正の詳細については、前掲「所得税法等の改正」の「第三 その他の改正」の「七 寄附金控除制度の改正」をご参照ください。）は、上記1(4)の介護保険施設サービスの提供主体である介護老人保健施設よりもより高い医療ニーズに応えるとともに、日常生活上の世話をを行うという2つの側面を有する施設であり、介護老人保健施設と同様医療上の医療提供施設の範囲に含むこととされ、また、介護老人保健施設よりも入所者に対する医師・看護職員の人数を多く配置することとされているこ

と等を踏まえ、介護老人保健施設において提供される介護保健施設サービスと同様に、介護医療院において提供される介護医療院サービスが上記1(2)及び(4)の社会保険診療に追加されました（措法26②二、四）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成30年4月1日以後に行われる社会保険診療について適用し、同日前行われた社会保険診療については従前どおりとされています（改正法附則71）。

四 山林所得に係る森林計画特別控除制度の改正

1 改正前の制度の概要

個人が、平成24年から平成30年までの各年において、森林法の認定を受けた森林経営計画に基づいて山林の伐採又は譲渡をした場合には、その収入金額の20%（収入金額が2,000万円を超える部分については、10%）相当額を控除することができることとされています（旧措法30の2①②）。

（注1）上記の「森林経営計画」とは、一体的なまとまりを持った森林において計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とした森林法の計画をいいます。具体的には、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者は、同法の定めるところにより、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、その森林の施業及び保護について5年を1期として定めた森林経営計画について市町村の長等の認定を受ける

ことができる（森林法11）こととされ、その認定を受けた場合にはその認定を受けた森林経営計画に従って伐採、造林を行うことが求められます。この結果、森林の伐採量及び伐期が制限されることとなります。

（注2）上記の「収入金額」とは、その伐採又は譲渡に関し、伐採費、運搬費、仲介手数料その他の費用を要したときは、これらの費用を控除した金額とされています。

（注3）山林所得の概算経費控除（措法30）を適用しない場合の上記の控除額は収入金額の50%から必要経費を控除した残額が限度とされています。

2 改正の内容

この制度の適用期限が2年延長され、平成32年分までの山林所得について適用することとされました（措法30の2①）。

五 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の改正（改正後：国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税）

1 改正前の制度の概要

(1) 国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税制度

個人が、重要文化財（土地を除きます。）を国、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立科学博物館、

地方公共団体又は地方独立行政法人（博物館法の規定により博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行うことを主たる目的とするものに限ります。）（以下「国等」といいます。）に譲渡した場合には、その譲渡所得については非課税とされています（旧措法40の2①）。

(2) 国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の2分の1課税の特例

個人が、平成4年4月1日から平成30年12月31日までの間に、重要有形民俗文化財を国等に譲渡した場合には、

- ① 重要有形民俗文化財が動産に該当し、所得税法本法の総合譲渡所得課税（所法33）が適用されるとき
 - ② 重要有形民俗文化財が建物又は構築物に該当し、租税特別措置法による譲渡所得の分離課税（措法31、32）が適用されるとき
- のいずれにおいても、それぞれの譲渡益の2分の1相当額を譲渡益として、それぞれの譲渡所得の金額を計算することとされています（旧措法40の2②）。

したがって、例えば、所有期間が5年を超える動産に該当する重要有形民俗文化財が国等に

買い取られた場合には、収入金額から取得費及び譲渡費用の合計額を控除した残額の2分の1相当額が譲渡益とされ、さらにこの譲渡益から50万円の特別控除額を控除した後の長期譲渡所得の金額の2分の1相当額が総合課税の対象とされることとなります。

2 改正の内容

上記1(2)の「国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の2分の1課税の特例」が適用期限（平成30年12月31日）の到来をもって廃止されることとなりました（旧措法40の2②）。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成31年1月1日以前に行った重要有形民俗文化財の譲渡については従前どおりとされています（改正法附則76）。

六 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る年末調整手続等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 確定申告で住宅ローン税額控除の適用を受ける場合の添付書類

個人が、住宅ローン税額控除の適用を受ける場合には、確定申告書に、控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、その金額の計算に関する明細書、登記事項証明書、金融機関等から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（以下「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」といいます。）その他の書類を添付しなければならないこととされています（旧措法41②⑥、41の3の2②①、旧措令26の4②③④、旧措規18の21⑨～⑪、18の23の2⑩～⑫、震災税特法13①②、13の2⑧、旧震災税特令15①③④、15の2①、震災税特規5①～⑥、5の2①②）。

(注) 下記(2)のとおり、一度住宅ローン税額控除の適用を受けた個人については、翌年以後は

年末調整の際に控除の適用を受けることができることとされていますが、最初に住宅ローン税額控除の適用を受けるには確定申告を行う必要があります。

なお、年末調整の際に住宅ローン税額控除の適用を受けた個人が確定申告をする場合には、その適用を受けた年分の確定申告書には上記(1)の書類の添付をしなくてもよいこととされています（旧措令26の3④）。

(2) 年末調整で住宅ローン税額控除の適用を受ける場合の手続

確定申告書を提出して住宅ローン税額控除の適用を受けた個人は、その適用を受けた年の翌年以後の控除適用期間については、「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書」に、下記(3)の「住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書」及び下記(4)の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

を添付して、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、その給与等の支払者を経由して納税地の所轄税務署長に提出した場合（同日においてその者のその年の合計所得金額の見積額が3,000万円を超える場合には提出できません。）には、年末調整の際に住宅ローン税額控除の適用を受けることができることとされています（旧措法41の2の2①②、旧措規18の23②）。

この場合において、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書をその提出の際に經由すべき給与等の支払者が受け取ったときは、その申告書は、その受け取った日に税務署長に提出されたものとみなされます（旧措法41の2の2③）。

(3) 住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書の交付

税務署長は、上記(1)の確定申告で住宅ローン税額控除の適用を受けた個人からその控除の対象となる家屋を居住の用に供した日（以下「居住日」といいます。）その他の事項についての証明書（以下「住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書」といいます。）の交付の申請があった場合には、その申請に係る事項について調査し、その調査したところにより、その申請をした者に対しこれを交付しなければならないこととされています（旧措法41の2の2⑤、旧措令26の3③）。

(4) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の交付

住宅借入金等に係る債権者（その債権者が特定債権者（当初借入先との間でその債権の管理及び回収に係る業務の委託に関する契約を締結し、かつ、その契約に従ってその当初借入先に対してその債権の管理及び回収に係る業務の委託をしている法人をいいます。以下同じです。）である場合にはその特定債権者に係る当初借入先（その契約に従い債権の管理及び回収に係る

業務を行っているものに限ります。）とされ、転貸貸付け等の場合にはその債権者に準ずる者とされます。）である金融機関等（以下「住宅借入金等に係る債権者」といいます。）は、住宅ローン税額控除の適用を受けようとする個人から、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の交付の申請があった場合には、その住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を交付しなければならないこととされています（旧措令26の3①、旧措規18の22①～③⑥）。

2 改正の内容

今般の改正においては、経済社会のICT化等を踏まえ、納税者利便を向上させるとともに、源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書の電磁的方法による提供（電子提出）、②年末調整の際の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書の添付書類の電磁的方法による提供（電子提出）及び③住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の電磁的方法による交付を可能とするとともに、④住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書及び住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書について、電子メール等により提供を受けたこれらの書類に記載すべき事項が記録された電子データの内容を一定の方法により印刷して確定申告書等に添付することが可能とされました。

具体的な改正内容は、次のとおりです。

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書の電磁的方法による提供（電子提出）

住宅ローン税額控除の適用を受けた個人（以下「適用個人」といいます。）は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者が給与所得者の扶養控除等申告書その他の源泉徴収関係書類の電磁的方法による提供を受けることにつ

いて所得税法第198条第2項に規定する所轄税務署長に承認を受けている場合には、その住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書の書面による提出に代えて、その給与等の支払者に対し、その住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました（措法41の2の2④）。

この場合において、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書に記載すべき事項をその提出の際に經由すべき給与等の支払者が提供を受けたときは、その申告書は、その提供を受けた日に税務署長に提出されたものとみなされます（措法41の2の2⑤）。

① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書の電磁的方法による提供をする者に係る署名押印に代わる措置

適用個人が住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書を書面により提出する場合には、その申告書にその者の氏名の記載及び押印をしなければならないこととされています（通法124）。

適用個人が住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書の電磁的方法による提供をする場合には、次に掲げる氏名及び個人番号を明らかにする措置のいずれかをもって、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書にすべき氏名の記載及び押印に代えることができることとされました（措法41の2の2⑥、措規18の23⑤）。

イ 適用個人が、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書に記載すべき事項に係る情報（以下「記載情報」といいます。）に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書をその記載情報と併せて給与等の支払者に送信すること。

ロ 適用個人が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号（その適用個人を他の者と区別して識別するための符号をいいます。）と暗証符号、いわゆる ID とパスワードを

用いて、その給与等の支払者に対し記載情報を送信すること。

（注1） 上記イの「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいいます（措規18の21②）。

（注2） 上記イの「電子証明書」とは、電子署名を行った個人を確認するために用いられる事項がその個人に係るものであることを証明するため作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）をいいます（措規18の23⑤一）。

② 電磁的方法の意義

電磁的方法とは、次に掲げる方法をいいます（措規18の23④）。

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいいます。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイル）をいいます。以下②において同じです。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいいます。以下②において同じです。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載情報を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法（社内LANやインターネットを利用するような場合等が該当します。）

ロ 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する受信者ファイルに記載情報を記録したも

のを交付する方法

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書の添付書類の電磁的方法による提供（電子提出）

居住日の属する年分（平成31年から平成33年までの各年分）に限り、以下「居住年分」といいます。）又はその居住年分の翌年以後8年内のいずれかの年分の所得税につき住宅ローン税額控除の適用を受けた個人は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書又は住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の書面による提出に代えて、その給与等の支払者に対し、これらの書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。この場合において、その個人は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書にこれらの書類を添付して、提出したものとみなされます（措法41の2の2⑨、41の3の2⑩）。また、これらの書類を電磁的方法により提供する際には、これらの書類に記載されるべき事項が記録された電子証明書等（下記（注1）から（注3）を参照）を住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならないこととされています（措規18の23⑧）。

（注1） 上記の「電子証明書等」とは、電磁的記録でその記録された情報について電子署名が行われているもの及びその電子署名に係る電子証明書をいいます（措規18の21⑫）。

（注2） 上記（注1）の「電子署名」の意義は、上記(1)①（注1）をご参照ください。

（注3） 上記（注1）の「電子証明書」とは、電子署名を行った者を確認するために用いられる事項がその者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録であって、商業登記法第12条の2第1項及び第

3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含みます。）の規定に基づき登記官が作成したものや民間認証局が発行する電子証明書などをいいます（措規18の21⑫）。

(3) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の電磁的方法による交付

住宅借入金等に係る債権者は、上記1(4)の住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の書面による交付に代えて、住宅ローン税額控除の適用を受けようとする個人の承諾を得て、その住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました（措令26の3③）。この場合において、住宅借入金等に係る債権者は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を書面により交付したものとみなされます（措令26の3④）。ただし、その個人の請求があるときは、その住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書をその個人に書面により交付しなければなりません（措令26の3③ただし書）。

① 電磁的方法の意義

電磁的方法とは、次に掲げる方法をいいます（措規18の22⑤）。

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(イ) 送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくはその送信者の用に供する者をいいます。以下同じです。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいいます。以下同じです。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいいます。以下同じです。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じ

てその提供すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法

(ロ) 送信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供を受ける者の閲覧に供する方法

ロ 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する受信者ファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

② 電磁的方法の基準

上記①イ及びロに掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならないこととされています（措規18の22⑥）。

イ 受信者ファイルに記録されている記載事項について、提供を受ける者が電子計算機の映像面への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じていること。

ロ 上記①イに掲げる方法（受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記載事項を記録する方法を除きます。）にあっては、提供を受ける者に対し、記載事項を受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を通知するものであること。ただし、提供を受ける者がその記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りではありません。

③ 電磁的方法による提供の承諾等

住宅借入金等に係る債権者は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、住宅ローン税額控除の適用を受けようとする個人から、その提供に関し承諾を得なければならないこととされています（措令26の3⑤）。

この場合において、住宅借入金等に係る債

権者は、その個人に対し、次に掲げる方法を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととされています（措規18の22⑦）。

イ 上記(3)①イ及びロに掲げる方法のうちその住宅借入金等に係る債権者が使用するもの

ロ 記載事項の受信者ファイルへの記録の方式

なお、この承諾を得た住宅借入金等に係る債権者は、その個人から書面又は電磁的方法により住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書に記載すべき事項を電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、その個人に対し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならないこととされています。ただし、その個人が再び住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受けることの承諾をした場合は、この限りではありません（措令26の3⑥）。

(注) 上記の改正のほか、税務署長等がe-Taxを使用して行うことができる処分通知等について、国税に関する法令等に基づき行われる処分通知等で国税庁長官が定めるものとされ、その範囲が、上記1(3)の住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書の交付を含めた処分通知等に拡充されました（国税オンライン化省令8①、平30.3国税庁告8）。

この改正により、税務署長から住宅ローン税額控除の適用を受けた個人に対し、e-Taxを使用して住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書を電磁的方法により提供することが可能となります。

詳細については、後掲「電子申告・国税通則・国税徴収等関係の改正」の「二 電子情報処理組織による処分通知等の範囲等の整備」をご参照ください。

(4) 住宅ローン税額控除の適用を受ける場合の添付書類の範囲の拡充

住宅ローン税額控除の適用を受ける際に、確定申告書又は住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書に添付すべきこととされている住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書又は住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の範囲に、これらの書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等の情報の内容を、国税庁長官の定める方法によって出力することにより作成した書面（電磁的記録印刷書面）が追加されました（措規18の21⑨⑩、18の23②、18の23の2⑪）。

（注1） 上記の「電子証明書等」の意義は、上記
（2）（注1）から（注3）までをご参照ください。

（注2） 上記の「国税庁長官の定める方法」は、国税庁長官が作成した電磁的記録で、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けようとする個人から送信を受けた電子証明書等（その電子証明書等を作成する者が、その個人の承諾を得てその個人に送信したものに限り、）に記録された情報の内容が記録されたもの（その情

報の内容を記録した二次元コード（いわゆるQRコード）が付されているものに限ります。）をその個人が出力することにより書面を作成する方法とされています。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)及び(2)の改正は、平成32年10月1日以後に提出する住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書について適用されます（改正法附則78）。
- (2) 上記2(3)の改正は、平成32年10月1日以後に交付する住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書について適用されます（改正措令附則17）。
- (3) 上記2(4)の改正は、平成32年10月1日以後に平成32年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合及び同日以後に提出する住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合並びに同日前に提出した住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書については従前どおりとされています（改正措規附則18～20）。

七 光ディスク等による調書等の提出の特例の改正

1 改正前の制度の概要

租税特別措置法の規定により提出する調書及び報告書並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の規定により提出する国外送金等調書及び国外証券移管等調書（以下「調書等」といいます。）は、原則として書面により提出することとされていますが、調書等のうち、その調書等の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった枚数が1,000枚以上であるものについては、その調書等の提出義務者は、その調書等に記載すべき事項（以下「記載事項」と

いいます。）を電子情報処理組織（e-Tax）を使用して送付する方法又は記載事項を記録した光ディスク、磁気テープ若しくは磁気ディスクを提出する方法のいずれかの方法により所轄税務署長に提供しなければならないこととされています（旧措法42の2の2①、旧国外送金等調書法4②、4の3②）。

2 改正の内容

行政手続の電子化の徹底等への取組みの中で、調書等に関する事務の円滑化を進め、調書等の入力に係る行政コストの削減を図る観点から、この特例の対象となるかどうかの判定基準となる調書

等の提出期限の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった調書等の枚数が100枚以上に引き下げられました（措法42の2の2①、国外送金等調書法4②）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成33年1月1日以後に提出すべき調書等について適用し、同日前に提出すべき調書等については従前どおりとされています（改正法附則85、122）。